

議案第 33 号

取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

取手市固定資産評価審査委員会条例（昭和 30 年条例第 17 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

固定資産の価格に関する不服審査において用いる審査申出書、口頭審理に係る関係者の口述書等への押印及び署名を不要とし、納税者等の利便性の向上及び行政手続の簡素化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

取手市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4及び5 (略)</u></p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>6及び7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人, 総代を互選したときは総代, 代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5及び6 (略)</u></p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>6及び7 (略)</p> <p>8 前項の調書には次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p>

<p>(1)から(5)まで (略) (実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、<u>次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略) (議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、<u>次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>	<p>い。</p> <p>(1)から(5)まで (略) (実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には<u>次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略) (議事についての調書)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には<u>次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれを署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p>
---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

取手市税条例の一部を改正する条例について

取手市税条例（昭和39年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方税法等の改正を踏まえ、個人の市民税の均等割及び所得割の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し、特定公益増進法人等に寄附をした場合の寄附金税額控除における寄附金の範囲の見直し、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限の延長等に関し所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市税条例の一部を改正する条例

取手市税条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもの</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもの</p>

を含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)のうち、次に掲げるものアからウまで (略)

2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

2から5まで (略)

付 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者

を含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)のうち、次に掲げるもの

アからウまで (略)

2 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

2から5まで (略)

付 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者

及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに付則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の取手市税条例(次項において「新条例」という。)第34条の7第1項第2号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の取手市税条例第34条の7第1項第2号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 35 号

取手市個人情報保護条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

取手市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 7 号）及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 37 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項を整理するとともに、同法に規定する情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されることに伴う所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人情報保護条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(取手市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正の決定等に基づき個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>	<p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正の決定等に基づき個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>

(取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第11</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び<u>法第19条第10</u></p>

号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 (略)

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 36 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 11 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が個人番号カードを発行する主体として明確に位置付けられるとともに、個人番号カードの再交付に係る手数料の徴収の事務については同機構が市区町村長に委託して行う形に位置付けが改められることに伴い、本条例中の関連する項目を削除するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(14)まで（略）	(略)	(略)
<u>(15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第15条第2項から第4項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合を除く。</u> <u>ア 個人番号又は住民票コードの変更による個人番号カードの返納後の再交付の場合</u> <u>イ 国外転出による個人番号カードの返納後の再交付の場合</u>	個人番号カード再交付手数料	1件 800円
(16)から(129)まで（略）	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(14)まで（略）	（略）	（略）
(15)から(128)まで（略）	（略）	（略）

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第 37 号

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正に伴い、本市においても当該府令基準に基づいて所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 市長が、<u>児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、<u>次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)</u>であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

6 から 9 まで (略)

6 から 9 まで (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正により、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、書面に代えて電磁的記録による方法が認められることを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるほか、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p><u>第5章 事業所内保育事業(第42条～第48条)</u></p> <p><u>第6章 雑則(第49条)</u></p> <p>付則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。)</u>又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p><u>第5章 事業所内保育事業(第42条～第48条)</u></p> <p>付則</p> <p>（保育所等との連携）</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>

(1)及び(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2から4まで (略)

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2から4まで (略)

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、令和3年7月1日から施行する。

議案第39号

取手市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した業務の提供の方法に関する基準を定める省令（国土交通省令）の改正に伴い、旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を新たに追加するなど、本市においても当該省令基準と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

取手市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>総則(第 1 条～第 2 条の 2)</u></p> <p>第 2 章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造(第 3 条～第 10 条)</u></p> <p>第 3 章 <u>立体横断施設の構造(第 11 条～第 16 条)</u></p> <p>第 4 章 <u>乗合自動車停留所の構造(第 17 条・第 18 条)</u></p> <p>第 5 章 <u>自動車駐車場の構造(第 19 条～第 29 条)</u></p> <p>第 6 章 <u>旅客特定車両停留施設の構造(第 30 条～第 40 条)</u></p> <p>第 7 章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第 41 条～第 44 条)</u></p> <p>付則 (定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語は、法、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した業務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 116 号)において使用する用語の例による。</u></p> <p><u>(災害等の場合の適用除外)</u></p> <p>第 2 条の 2 <u>災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)</p> <p>第 2 章 <u>歩道等(第 3 条～第 10 条)</u></p> <p>第 3 章 <u>立体横断施設(第 11 条～第 16 条)</u></p> <p>第 4 章 <u>乗合自動車停留所(第 17 条・第 18 条)</u></p> <p>第 5 章 <u>自動車駐車場(第 19 条～第 29 条)</u></p> <p>第 6 章 <u>移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第 30 条～第 33 条)</u></p> <p>付則 (定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語は、法、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 116 号)において使用する用語の例による。</u></p>

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、取手市道の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年条例第15号。以下「道路構造条例」という。)第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第41条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、取手市道の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年条例第15号)第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、取手市道の構造の技術的基準等を定める条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設の構造

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)及び(4) (略)

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)及び(4) (略)

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

(6)及び(7) (略)

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

(10)から(12)まで (略)

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に掲げる構造とするものとする。

(1)から(10)まで (略)

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 自動車駐車場の構造

第29条 (略)

第6章 旅客特定車両停留施設の構造

(通路)

第30条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。))が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。))から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

(6)及び(7) (略)

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10)から(12)まで (略)

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる構造とするものとする。

(1)から(10)まで (略)

第4章 乗合自動車停留所

第5章 自動車駐車場

第29条 (略)

- (1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。
- ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
- イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- 2 前項の1以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。)において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。
- 3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第32条の基準に適合するものに限る。)又は傾斜路(第33条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内にお

いて常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に掲げる構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第31条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合には、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合には、12パーセ

ント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもつと下り専用のもつをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設

備を設けるものとする。

(階段)

第 35 条 第 16 条第 2 号から第 8 号まで、第 10 号及び第 11 号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第 36 条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2 パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車用に供する場所(以下この号において「旅客特定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第 37 条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第38条 第27条から第29条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第28条第1項第1号中「第22条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第22条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合において、

当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第 40 条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち 1 以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第 41 条 (略)

2 (略)

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(第 5 項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格 Z8210 に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第 30 条第 3 項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第 6 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第 30 条 (略)

2 (略)

(視覚障害者誘導用ブロック)

第 42 条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第 12 条第 11 号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第 6 項の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び第 39 条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する 2 以上の設備がある場合であって、当該 2 以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該 2 以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。
- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4 及び 5 (略)

(休憩施設)

第 43 条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を 1 以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- 3 前項の施設に優先席(主として、高齢者、

(視覚障害者誘導用ブロック)

第 31 条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 及び 3 (略)

(休憩施設)

第 32 条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第44条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の旅客特定車両停留施設については、なお従前の例による。

議案第40号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点（番地先）	延長(m)	幅員	最大(m)
	終点（番地先）			最小(m)
1-3479号線	白山八丁目 1862-4	60.50		11.00
	白山八丁目 1861-16			6.00

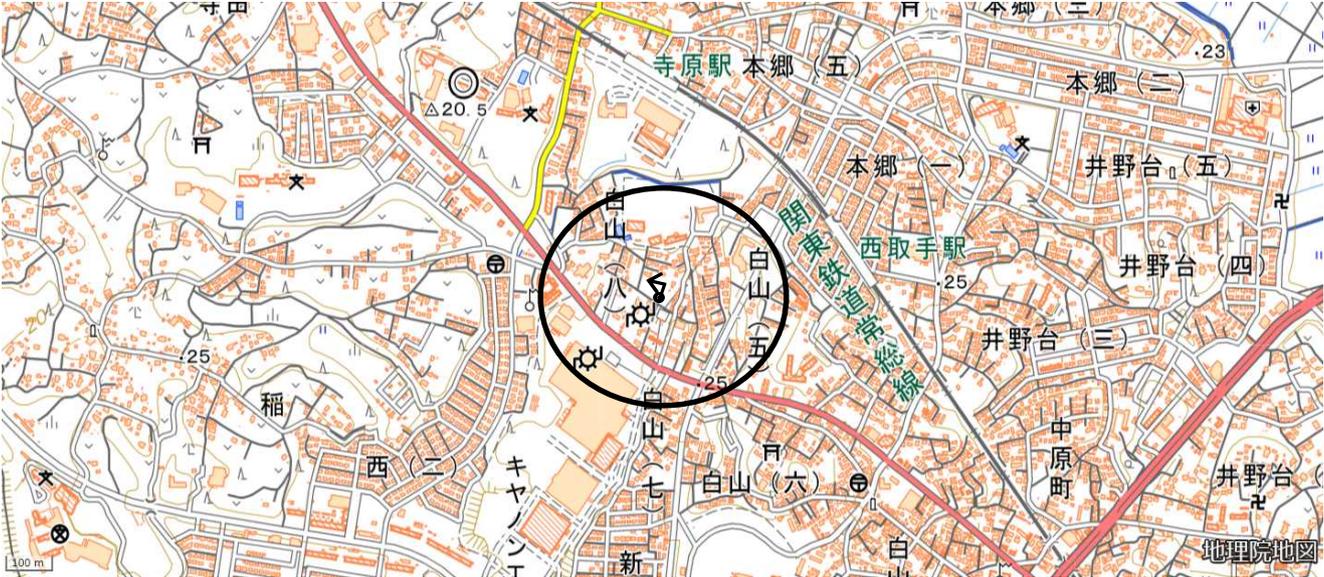
令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

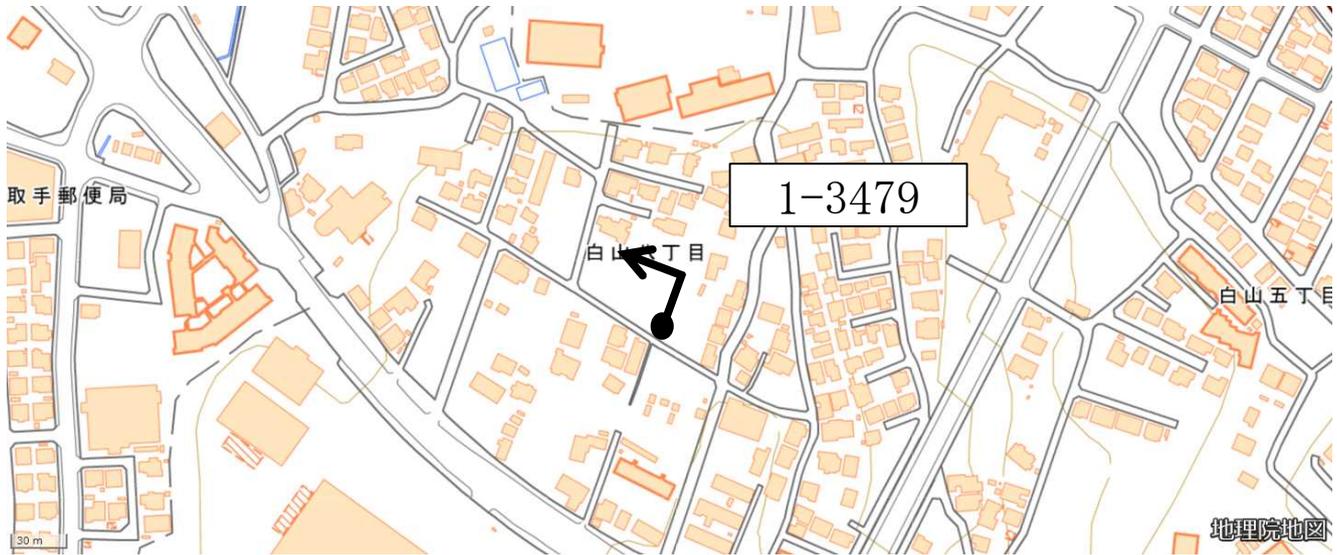
開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



出典：国土地理院発行電子地形図

認定図



出典：国土地理院発行電子地形図

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-3479	60.50m	6.00m～11.00m
起点 ● 終点 →		

議案第41号

取手市立藤代小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について

取手市立藤代小学校校舎大規模改造工事につき、次のとおり仮工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の対象 取手市立藤代小学校校舎大規模改造工事
- 2 契約金額 金551,100,000円
- 3 契約の相手方 赤塚・常陽特定建設工事共同企業体

代表構成員 茨城県取手市白山六丁目12番14号
赤塚工業株式会社
代表取締役 赤塚 康伸

構成員 茨城県取手市藤代357番地8
常陽建設株式会社
代表取締役 飯田 憲一

- 4 契約方法 一般競争入札

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井 信吾

契約についての説明資料

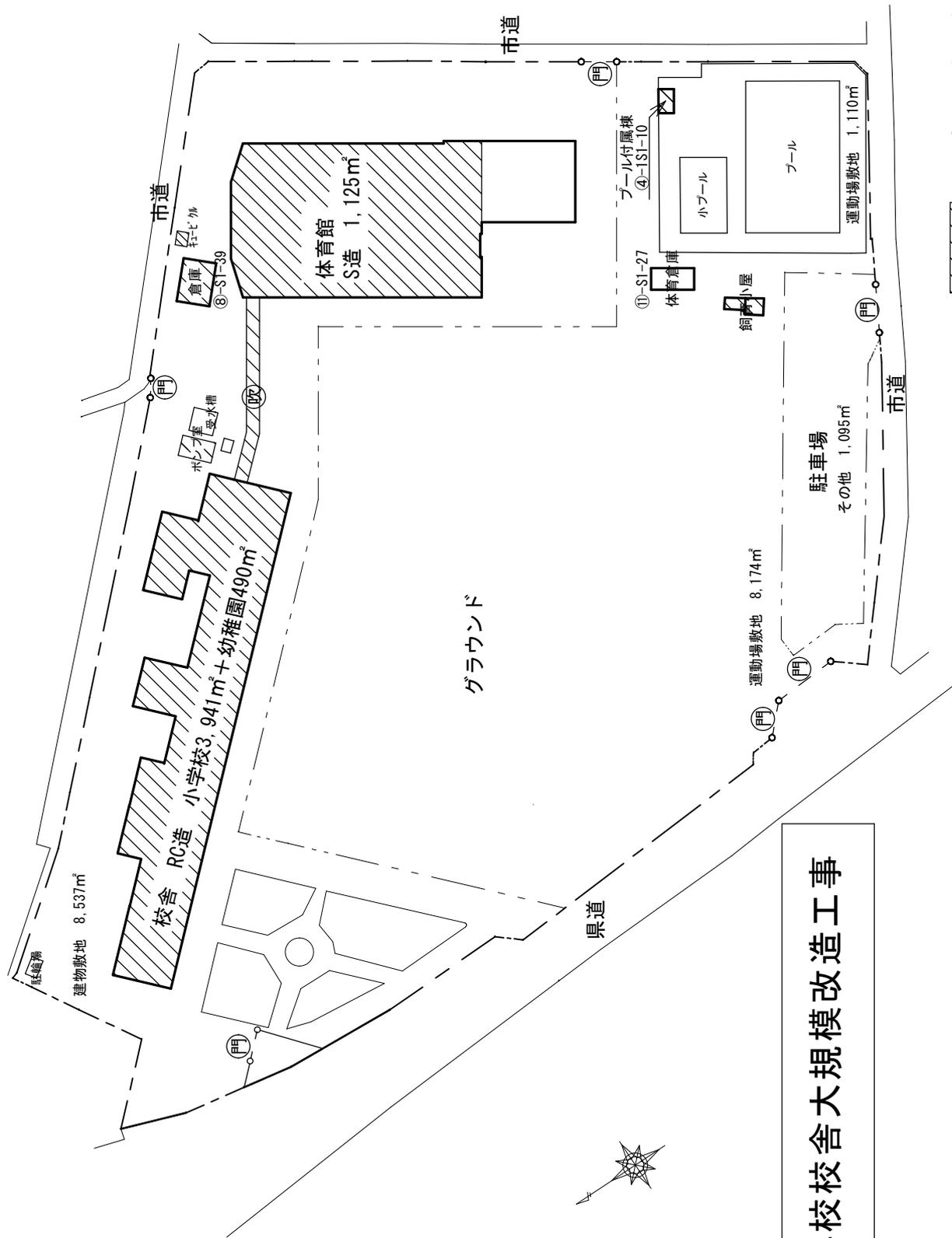
- 1 工事名称 取手市立藤代小学校校舎大規模改造工事
- 2 工事場所 取手市藤代53番地
- 3 工事概要 藤代小学校の校舎は、建築後約40年が経過し老朽化が著しいため、大規模改造工事を実施するとともに、児童等のバリアフリー対策として、バリアフリースイレを併設したエレベーター棟の増築工事を実施します。また、非構造部材である体育館のバスケットゴールの耐震改修及び外構工事等を併せて実施し、安全かつ快適な教育環境の整備を行うものです。
 - (1) 校舎 R C造 4階 4, 431㎡ S53年度建築
(小学校部分：3, 941㎡ 幼稚園部分：490㎡)
 - ・外部改修：屋上防水改修，外壁補修及び塗装，スロープ設置等
 - ・内部改修：共用部改修，教室床壁改修，建具改修等
 - ・設備改修：受変電設備改修，LED照明器具改修，給排水衛生設備改修，消防設備改修等
 - ・バリアフリースイレ併設エレベーター棟増築（4階 82㎡）
 - ・その他附帯工事
 - (2) その他
 - ・非構造部材耐震改修（体育館バスケットゴール）
 - ・ポンプ室改修，倉庫改修，遊具改修，門扉改修，フェンス改修，プール付棟解体撤去，飼育小屋解体撤去，敷地通路整備，駐車場整備，外構改修等
 - ・その他附帯工事
- 4 工事期間 自 議会の議決の日の翌日
至 令和4年2月28日
- 5 入札参加業者（4業者）
赤塚・常陽特定建設工事共同企業体
岡部・コウキ特定建設工事共同企業体
常総・大竹特定建設工事共同企業体
令和・東匠特定建設工事共同企業体

入札調書

(単位：円)

件名	取手市立藤代小学校校舎大規模改造工事		
履行場所	取手市藤代53番地	契約方法	一般競争入札
入札会場	取手市役所財政課協会議室	入札日時	令和3年5月26日 午前9時
予定価格	¥556,710,000	入札書比較価格	¥506,100,000
最低制限価格	¥486,024,000	最低制限価格 入札書比較価格	¥441,840,000
入札者		入札第1回	
赤塚・常陽特定建設工事共同企業体		¥501,000,000	落札
岡部・コウキ特定建設工事共同企業体		¥502,500,000	
常総・大竹特定建設工事共同企業体		¥503,250,000	
令和・東匠特定建設工事共同企業体		¥503,700,000	
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。			
契約金額	¥551,100,000円	請負者 氏名	赤塚・常陽特定建設工事共同 企業体
仮契約 年月日	令和3年5月27日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和4年2月28日

藤代小学校校舎大規模改造工事



工事対象建物

議案第42号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の内容 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 取得金額 | 金31,967,200円 |
| 3 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |
| 4 契約方法 | 指名競争入札 |

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井 信吾

契約についての説明資料

1 品 名 消防ポンプ自動車

2 納入場所 取手市消防本部 取手市井野 1 2 6 4 番地 1

3 取得理由

戸頭消防署に配置されている消防ポンプ自動車は、市内全域における火災をはじめとした各種災害に対し、第一線を担う消防車両として運用してきましたが、運用開始から 28 年が経過し、経年劣化が進んでいる状況となっています。

複雑多様化する災害対応が求められている状況において、更なる消防力の充実を図り、緊急時における迅速かつ的確な消防活動をもって市民の安全を守るため、最新の機能を搭載した車両に更新するものです。

4 設備概要

消防活動を円滑に行い、各種の消防資機材を積載するための十分なスペースを有するとともに、四輪駆動のため機動性に優れています。

また、吸水放水能力に優れたポンプを搭載するとともに、最新の電動ホースカーを車両最後部の動力昇降装置上に積載することで、職員の負担が軽減されると同時に職員の安全が確保され、より迅速確実な消防活動に対応できる車両となっています。

※ ぎそう 特殊な艀装等

- ・ 電動ホースカー
- ・ 安全機能付ポンプ操作装置

5 納入期限 令和 3 年 1 2 月 2 0 日

6 入札参加業者（6 業者）

株式会社モリタ

有限会社鈴機

株式会社土浦消防センター

有限会社カミス総合防災

小池株式会社

株式会社篠崎ポンプ機械製作所

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	消防ポンプ自動車の購入		
履行場所	取手市消防本部	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所302会議室	入札日時	令和3年5月19日 午前9時30分
予定価格	¥32,053,630	入札書比較価格	—
	入札者	入札第1回	入札第2回
	株式会社モリタ	¥32,077,200	¥31,967,200 落札
	有限会社鈴機	¥32,187,200	¥32,022,200
	株式会社土浦消防センター	¥32,517,200	辞退
	有限会社カミス総合防災	¥33,067,200	辞退
	小池株式会社	¥34,057,200	辞退
	株式会社篠崎ポンプ機械製作所	¥34,343,200	辞退
契約金額	¥31,967,200 円	請負者 氏 名	株式会社モリタ
仮契約 年月日	令和3年5月19日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和3年12月20日

議案第43号

消防団ポンプ自動車の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の内容 | 消防団ポンプ自動車 |
| 2 取得金額 | 金20,484,200円 |
| 3 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |
| 4 契約方法 | 指名競争入札 |

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井 信吾

契約についての説明資料

1 品 名 消防団ポンプ自動車

2 納入場所 取手市消防本部 取手市井野 1 2 6 4 番地 1

3 取得理由

取手市消防団（第一分団）に配置されている消防ポンプ自動車は、市内における火災をはじめとした各種災害に対し、地域防災を担う車両として運用してきましたが、運用開始から 27 年が経過し、経年劣化が見られる状況となっています。

複雑多様化する災害への対応が求められている状況において、更なる消防力の充実を図り、円滑な消防団活動をもって市民の安全を守るため、最新の機能を搭載した車両に更新するものです。

4 設備概要

高効率かつ軽量で耐久性を備えたポンプは、メンテナンスフリーで、無給油式であるため環境に配慮されたものです。また、揚水力も強化されているため、一般火災はもとより遠距離送水や水害時の排水作業等にも適した車両となっています。

さらに、従来と比べて容易にホースを収納することができるホースカーや、ホースカーが使用できない地域においてホース延長を容易にし、団員の負担を軽減するホース背負器等の装備を搭載した車両となっています。

※ 特殊なぎそう艀装等

- ・大型無給油式真空ポンプ
- ・安全機能付ポンプ操作装置
- ・加納式ホースカー
- ・ホース背負器

5 納入期限 令和 3 年 1 2 月 1 日

6 入札参加業者（6 業者）

株式会社モリタ

有限会社鈴機

株式会社土浦消防センター

有限会社カミス総合防災

小池株式会社

株式会社篠崎ポンプ機械製作所

入 札 調 書

(単位：円)

件 名	消防団ポンプ自動車の購入		
履行場所	取手市消防本部	契約方法	指名競争入札
入札会場	取手市役所 302 会議室	入札日時	令和 3 年 5 月 1 9 日 午前 9 時 4 0 分
予定価格	¥20,725,230	入札書比較価格	—
入札者		入札第 1 回	
株式会社モリタ		¥20,484,200	落札
有限会社鈴機		¥20,649,200	
株式会社土浦消防センター		¥20,869,200	
有限会社カミス総合防災		¥21,914,200	
小池株式会社		¥22,574,200	
株式会社篠崎ポンプ機械製作所		¥22,750,200	
契約金額	¥20,484,200 円	請負者 氏 名	株式会社モリタ
仮契約 年月日	令和 3 年 5 月 1 9 日	契約期間	自 議会の議決の日の翌日 至 令和 3 年 1 2 月 1 日

議案第44号

令和3年度取手市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度取手市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131,230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,048,893千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,489,338	24,640	6,513,978
	1 国庫負担金	5,444,091	1,266	5,445,357
	2 国庫補助金	975,623	23,374	998,997
16 県支出金		2,595,159	13,124	2,608,283
	2 県補助金	506,597	13,124	519,721
19 繰入金		911,109	72,266	983,375
	2 基金繰入金	903,382	72,266	975,648
21 諸収入		757,316	7,000	764,316
	6 雑入	606,705	7,000	613,705
22 市債		3,398,700	14,200	3,412,900
	1 市債	3,398,700	14,200	3,412,900
歳入合計		37,917,663	131,230	38,048,893

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,036,380	5,087	5,041,467
	1 総務管理費	4,155,365	2,000	4,157,365
	3 戸籍住民基本台帳費	271,182	3,087	274,269
3 民生費		15,546,598	28,151	15,574,749
	1 社会福祉費	7,188,122	2,803	7,190,925
	2 児童福祉費	6,157,962	25,348	6,183,310
4 衛生費		2,058,056	5,482	2,063,538
	1 保健衛生費	1,484,453	5,482	1,489,935
7 土木費		4,416,195	24,752	4,440,947
	3 都市計画費	3,256,110	24,752	3,280,862
8 消防費		1,850,059	259	1,850,318
	1 消防費	1,850,059	259	1,850,318
9 教育費		3,683,375	67,499	3,750,874
	3 中学校費	491,252	1,133	492,385
	4 幼稚園費	40,910	500	41,410
	5 社会教育費	906,615	22,766	929,381
	6 保健体育費	569,074	43,100	612,174
歳出合計		37,917,663	131,230	38,048,893

第 2 表 継 続 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
7 土 木 費	3 都 市 計 画 費	取 手 駅 構 内 エ レ ベ ー タ ー 金 整 備 事 業 補 助 金	283,332	令 和 3 年 度	15,000
				令 和 4 年 度	106,666
				令 和 5 年 度	161,666

第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
合 併 特 例 債	507,600	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	521,800	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,489,338	24,640	6,513,978
16 県支出金	2,595,159	13,124	2,608,283
19 繰入金	911,109	72,266	983,375
21 諸収入	757,316	7,000	764,316
22 市債	3,398,700	14,200	3,412,900
歳入合計	37,917,663	131,230	38,048,893

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	5,036,380	5,087	5,041,467	2,365		2,000	722
3 民生費	15,546,598	28,151	15,574,749	15,965			12,186
4 衛生費	2,058,056	5,482	2,063,538	5,282			200
7 土木費	4,416,195	24,752	4,440,947		14,200	800	9,752
8 消防費	1,850,059	259	1,850,318	259			
9 教育費	3,683,375	67,499	3,750,874	13,893		44,790	8,816
歳出合計	37,917,663	131,230	38,048,893	37,764	14,200	47,590	31,676

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	4,989,205	1,266	4,990,471	1 社会福祉費負担金	1,266	・生活困窮者住居確保給付費負担金（感染症対応分） 1,266 増
計	5,444,091	1,266	5,445,357			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	432,723	2,365	435,088	1 総 務 費 補 助 金	2,365	・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,365
2 民生費国庫補助金	202,513	11,099	213,612	2 児童福祉費補助金	11,099	・保育所等整備交付金 299 ・保育対策総合支援事業費補助金 7,200 ・子ども・子育て支援交付金（感染症対応分） 3,600
3 衛生費国庫補助金	101,983	200	102,183	3 母子衛生費補助金	200	・子ども・子育て支援交付金（感染症対応分） 200
5 教育費国庫補助金	34,730	9,710	44,440	5 社会教育費補助金	9,710	・文化芸術振興費補助金 5,777 ・子ども・子育て支援交付金（感染症対応分） 3,933
計	975,623	23,374	998,997			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	397,576	3,600	401,176	4 児童福祉費補助金	3,600	・子ども・子育て支援交付金（感染症対応分） 3,600
3 衛生費県補助金	11,005	5,082	16,087	4 母子衛生費補助金	200	・子ども・子育て支援交付金（感染症対応分） 200
				5 予 防 費 補 助 金	4,882	・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） 4,882
7 教育費県補助金	38,711	4,183	42,894	3 社会教育費補助金	3,933	・子ども・子育て支援交付金（感染症対応分） 3,933
				7 幼稚園費補助金	250	・教育支援体制整備事業費交付金 250
8 消防費県補助金	0	259	259	1 消 防 費 補 助 金	259	・消防・救急体制整備費補助金（東京オリンピック競技大会） 259
計	506,597	13,124	519,721			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	575,576	31,676	607,252	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	31,676	・財政調整基金繰入金 31,676 増
4 公 共 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	54,437	38,790	93,227	1 公 共 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	38,790	・公共施設整備基金繰入金 38,790 増

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 学校施設整備基金繰入金	17,853	1,000	18,853	1 学校施設整備基金繰入金	1,000	・学校施設整備基金繰入金 1,000 増
11 地域福祉基金繰入金	0	800	800	1 地域福祉基金繰入金	800	・地域福祉基金繰入金 800
計	903,382	72,266	975,648			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑入	169,250	7,000	176,250	4 総務費雑入	2,000	・コミュニティ助成事業助成金（地域防災組織育成） 2,000
				11 教育費雑入	5,000	・コミュニティ助成事業助成金（地域の芸術環境づくり） 5,000
計	606,705	7,000	613,705			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

6 合併特例債	507,600	14,200	521,800	1 合併特例債	14,200	・合併特例債 14,200 増
計	3,398,700	14,200	3,412,900			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
11 災 害 対 策 費	2,000 (47,260) (49,260)			2,000 諸収入 2,000		18 負担金, 補助及び 交付金	2,000	24 自主防災組織に要する経費 負担金, 補助及び交付金 (2,000 増) ・コミュニティ助成事業助成金 (地域防災組織 育成) 2,000
項 計	2,000 (4,155,365) (4,157,365)			2,000				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	3,087 (271,126) (274,213)	2,365 国庫支出金			722			
		2,365				12 委 託 料	2,365	5 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 2,365 増
						14 工事請負費	722	委託料 (2,365 増) ・戸籍副本全件送信業務委託料 2,365
					722			21 郵便局による諸証明発行に要する経費 722
								工事請負費 (722) ・藤代山王郵便局駐車場原状回復工事 722

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	3,087 (271,182) (274,269)	2,365			722			
款計	5,087 (5,036,380) (5,041,467)	2,365		2,000	722			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	2,803 (1,415,127) (1,417,930)	1,366 国庫支出金 100 県支出金			1,337				
					814	10 需用費	300	29 中国残留邦人支援事業に要する経費	814 増
						1 消耗品費	300	委託料	(814 増)
						12 委託料	814	・中国残留邦人支援給付システム改修委託料	814
		200			100	18 負担金, 補助及び交付金	1,689	42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費	300 増
		200			100			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	300 増
								需用費	(300)
								消耗品費	300
		1,266			423			44 生活困窮者住居確保給付事業に要する経費	1,689 増
		1,266			423			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,689 増
								負担金, 補助及び交付金	(1,689 増)
								・生活困窮者住居確保給付金	1,689 増

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	2,803 (7,188,122) (7,190,925)	1,466			1,337			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	2,100 (712,045) (714,145)	700 国庫支出金			700				
		700 県支出金							
		1,000			500	10 需用費	2,100	12 子ども・子育て事業に要する経費	1,500 増
		1,000			500	1 消耗品費	2,100	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,500
								需用費 消耗品費	(1,500) 1,500
		200			100			21 家庭児童相談室に要する経費	300 増
		200			100			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	300
		200			100			需用費 消耗品費	(300) 300
		200			100			33 少子化対策事業に要する経費	300 増
							(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	300	
							需用費 消耗品費	(300) 300	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他				一般財源
4 保育所費		800			400		22 子育て支援に要する経費	1,200 増
		800			400		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,200
							需用費 (1,200)	
							消耗品費 1,200	
		800			400		23 一時的保育事業に要する経費	1,200 増
		800			400		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,200
						需用費 (1,200)		
						消耗品費 1,200		
項計	25,348 (6,157,962) (6,183,310)	14,499			10,849			
款計	28,151 (15,546,598) (15,574,749)	15,965			12,186			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	4,882 (805,506) (810,388)	4,882				12 委託料	4,882	20 予防接種に要する経費	4,882 増		
		4,882								(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費	4,882 増
		4,882								委託料	(4,882 増)

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 予防費							・集団予防接種休日等医療従事者派遣委託料 4,882	
3 母子衛生費	600	200			200			
	(111,113)	国庫支出金						
	(111,713)	200						
		県支出金			200	10 需用費	300	5 母子衛生事務に要する経費 600 増
	400							
	400			200	1 消耗品費	300	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 600 増	
					17 備品購入費	300	需用費 (300 増) 消耗品費 300 増 備品購入費 (300) ・空気清浄機 300	
項計	5,482 (1,484,453) (1,489,935)	5,282			200			
款計	5,482 (2,058,056) (2,063,538)	5,282			200			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	24,752		14,200	800	9,752		
	(498,276) (523,028)			繰入金			
					9,752	18 負担金, 補助及び 交付金	24,752
							25 都市交通政策の推進に要する経費 9,752 増
							負担金, 補助及び交付金 (9,752 増) ・鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金 9,752

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画 総務費			14,200	800			26 交通バリアフリー推進に要する経費 15,000	
							負担金, 補助及び交付金 (15,000) ・ 取手駅構内エレベーター整備事業補助金 15,000	
項 計	24,752 (3,256,110) (3,280,862)		14,200	800	9,752			
款 計	24,752 (4,416,195) (4,440,947)		14,200	800	9,752			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

2 救急 業務費	259 (25,012) (25,271)	259						
		259				10 需用費	259	5 救急業務に要する経費 259 増
						1 消耗品費	259	需用費 (259 増) 消耗品費 259 増
項 計	259 (1,850,059) (1,850,318)	259						
款 計	259 (1,850,059) (1,850,318)	259						

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 学 校 建 設 費	1,133 (37,464) (38,597)			1,000 繰入金	133			
				1,000	133	12 委 託 料	1,133	
				1,000	133			
							21 中学校建設事業に要する経費	1,133 増
							(4) 永山中学校	1,133
							委託料 ・ 公共下水道接続工事実施設計業務委託料	(1,133) 1,133
項 計	1,133 (491,252) (492,385)			1,000	133			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼 稚 園 管 理 費	500 (40,910) (41,410)	250 県支出金			250				
		250			250	10 需 用 費	500	21 幼稚園保健衛生に要する経費	500 増
		250			250	1 消 耗 品 費	500	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	500
								需用費 消耗品費	(500) 500
項 計	500 (40,910) (41,410)	250			250				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	22,577 (635,574) (658,151)	9,710 国庫支出金 3,933 県支出金 5,777		5,000 諸収入 5,000	3,934	10 需用費	11,800	33 アートのあるまちづくり推進に要する経費 10,777 増
						1 消耗品費	11,800	負担金, 補助及び交付金 (10,777 増)
						18 負担金, 補助及び交付金	10,777	・コミュニティ助成事業助成金(地域の芸術環境づくり) ・文化芸術振興費補助金
		7,866			3,934			38 放課後児童対策事業に要する経費 11,800 増
		7,866			3,934			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 11,800
								需用費 (11,800) 消耗品費 11,800
4 文化財 保護費	189 (16,892) (17,081)				189	18 負担金, 補助及び交付金	189	20 文化財保護に要する経費 189 増
								負担金, 補助及び交付金 (189 増) ・文化財関係補助金 189 増
項 計	22,766 (906,615) (929,381)	13,643		5,000	4,123			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
2 体育施設費	43,100 (200,229) (243,329)			38,790 繰入金 38,790	4,310	14 工事請負費	43,100	20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する 経費 43,100 増 工事請負費 (43,100) ・第1体育室床補強工事 43,100
項計	43,100 (569,074) (612,174)			38,790	4,310			
款計	67,499 (3,683,375) (3,750,874)	13,893		44,790	8,816			
歳出合計	131,230 (37,917,663) (38,048,893)	37,764	14,200	47,590	31,676			

継続費についての前々年度末までの支出額，前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(令和3年度追加分)

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度末 までの 支出額	前年度末 までの 支出(見込)額	当該年度 の 支出予定額	当該年度末 までの 支出予定額	翌年度以降 の 支出予定額	継続費の総額 に対する 進捗率 (%)	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国県支出金	地方債	その他							
7 土木費	3 都市計画費	取手駅構内 エレベーター 整備事業 補助金	R3	15,000		14,200	800			15,000	15,000		5.3	
			R4	106,666		101,300	5,366					106,666	37.6	
			R5	161,666		153,500	8,166					161,666	57.1	
			計	283,332		269,000	14,332			15,000	15,000	268,332	100.0	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,330,263	19,600,926	1,752,800	1,897,957	19,455,769
(1) 総務債	161,594	147,156	55,500	14,064	188,592
(2) 民生債	262,400	269,526		22,242	247,284
(3) 衛生債	8,890	7,620		1,270	6,350
(4) 農林水産業債	221,801	203,112	11,100	33,190	181,022
(5) 商工債	42,054	38,272	3,000	3,778	37,494
(6) 土木債	2,028,252	1,916,345	186,700	282,105	1,820,940
(7) 消防債	514,328	506,356	50,200	67,582	488,974
(8) 教育債	2,529,806	2,491,079	258,900	249,164	2,500,815
(9) 地域再生事業債	25,070	7,940		7,790	150
(10) 合併特例債	12,360,465	12,400,654	746,700	1,033,221	12,114,133
(11) 行政改革等推進債(地域再生分)	29,758	22,692		7,066	15,626
(12) 災害復旧債	27,820	25,136		4,085	21,051
(13) 緊急防災・減災事業債	931,866	1,038,618	35,000	155,997	917,621
(14) 全国防災事業債	88,099	83,920		4,183	79,737
(15) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債		356,300	403,300		759,600
(16) 公共施設等除却債	98,060	86,200	2,400	12,220	76,380
2. 減税補てん債	485,313	363,776		104,276	259,500
3. 臨時財政対策債	22,522,831	22,408,511	2,600,000	1,719,899	23,288,612
4. 減収補てん債	2,124,367	1,942,877		339,940	1,602,937
5. 調整債	127,700	191,800		6,740	185,060
6. 退職手当債	169,720	135,780		33,940	101,840
7. 災害援護資金貸付債	17,303	14,255		3,593	10,662
合計	44,777,497	44,657,925	4,352,800	4,106,345	44,904,380

議案第 4 5 号

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 1, 4 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8, 1 4 0, 3 6 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 2 5 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,513,978	91,462	6,605,440
	2 国庫補助金	998,997	91,462	1,090,459
21 諸収入		764,316	11	764,327
	6 雑入	613,705	11	613,716
歳入合計		38,048,893	91,473	38,140,366

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		15,574,749	78,397	15,653,146
	1 社会福祉費	7,190,925	78,397	7,269,322
4 衛生費		2,063,538	13,076	2,076,614
	1 保健衛生費	1,489,935	13,076	1,503,011
歳出合計		38,048,893	91,473	38,140,366

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,513,978	91,462	6,605,440
21 諸収入	764,316	11	764,327
歳入合計	38,048,893	91,473	38,140,366

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	15,574,749	78,397	15,653,146	78,386		11	
4 衛生費	2,063,538	13,076	2,076,614	13,076			
歳出合計	38,048,893	91,473	38,140,366	91,462		11	

2 歳 入
 (款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	213,612	78,386	291,998	1 社会福祉費補助金	78,386	・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費補助金 65,400 ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費補助金 12,986
3 衛生費国庫補助金	102,183	13,076	115,259	2 予 防 費 補 助 金	13,076	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 13,076 増
計	998,997	91,462	1,090,459			

(款) 21 諸収入 (項) 6 雑入

5 雑 入	176,250	11	176,261	5 民 生 費 雑 入	11	・雇用保険料本人負担分 11 増
計	613,705	11	613,716			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	78,397 (1,417,930) (1,496,327)	78,386 国庫支出金 78,386		11 諸収入 11				
					1 報酬	1,541	49 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	
					3 職員手当等	1,628	給付事業に要する経費	
					4 共済費	269		
					8 旅費	126	報酬 (1,541)	
					1 費用弁償	126	・会計年度任用職員報酬 1,541	
					10 需用費	319	職員手当等 (1,628)	
					1 消耗品費	200	時間外勤務手当 1,628	
					4 印刷製本費	119	共済費 (269)	
					11 役務費	367	雇用保険料 34	
					1 通信運搬費	268	厚生年金保険料 140	
					4 手数料	99	子ども・子育て拠出金 6	
					12 委託料	8,747	健康保険料負担金 89	
					18 負担金, 補助及び交付金	65,400	旅費 (126)	
							費用弁償 126	
							需用費 (319)	
							消耗品費 200	
							印刷製本費 119	
							役務費 (367)	
							通信運搬費 268	
							手数料 99	
							委託料 (8,747)	
							・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受付業務委託料 8,747	
							負担金, 補助及び交付金 (65,400)	
							・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 65,400	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	78,397 (7,190,925) (7,269,322)	78,386		11				
款計	78,397 (15,574,749) (15,653,146)	78,386		11				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	13,076	13,076					
	(810,388)	国庫支出金					
	(823,464)	13,076			12 委託料	13,076	20 予防接種に要する経費 13,076 増
		13,076					(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 13,076 増
項計	13,076 (1,489,935) (1,503,011)	13,076					
款計	13,076 (2,063,538) (2,076,614)	13,076					
歳出合計	91,473 (38,048,893) (38,140,366)	91,462		11			
							委託料 (13,076 増) ・交通整理業務委託料 2,860 ・シャトルバス運行業務委託料 10,216

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(892) 732	869,183	2,866,178	2,605,046	6,340,407	1,084,748	7,425,155	
補 正 後	(894) 732	870,724	2,866,178	2,606,674	6,343,576	1,085,017	7,428,593	
比 較	(2)	1,541		1,628	3,169	269	3,438	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	76,200	54,170	40,500	113,500	9,580	193,164	38,000
	補 正 後	76,200	54,170	40,500	113,500	9,580	194,792	38,000
	比 較						1,628	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	737,026	520,898	461,286	306,406	41,008	11,847	1,461
	補 正 後	737,026	520,898	461,286	306,406	41,008	11,847	1,461
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(94) 732		2,866,178	2,571,742	5,437,920	1,002,401	6,440,321	
補 正 後	(94) 732		2,866,178	2,573,370	5,439,548	1,002,401	6,441,949	
比 較				1,628	1,628		1,628	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	76,200	54,170	40,500	113,500	9,580	193,164	38,000
	補 正 後	76,200	54,170	40,500	113,500	9,580	194,792	38,000
	比 較						1,628	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	703,722	520,898	461,286	306,406	41,008	11,847	1,461
	補 正 後	703,722	520,898	461,286	306,406	41,008	11,847	1,461
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(798)	869,183		33,304	902,487	82,347	984,834	
補 正 後	(800)	870,724		33,304	904,028	82,616	986,644	
比 較	(2)	1,541			1,541	269	1,810	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	33,304						
	補 正 後	33,304						
比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	1,628	制度改正に伴う増減分	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	1,628	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤
			時間外 1,628		

承認第6号

令和3年度取手市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

令和3年度取手市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第 1 1 号

専 決 処 分 書

令和 3 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）について，特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため，地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 2 8 日

取手市長 藤 井 信 吾

令和3年度取手市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度取手市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149,408千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,917,663千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,339,935	149,403	6,489,338
	2 国庫補助金	826,220	149,403	975,623
21 諸収入		757,311	5	757,316
	6 雑入	606,700	5	606,705
歳入合計		37,768,255	149,408	37,917,663

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		15,468,688	77,910	15,546,598
	2 児童福祉費	6,080,052	77,910	6,157,962
4 衛生費		1,986,558	71,498	2,058,056
	1 保健衛生費	1,412,955	71,498	1,484,453
歳出合計		37,768,255	149,408	37,917,663

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,339,935	149,403	6,489,338
21 諸収入	757,311	5	757,316
歳入合計	37,768,255	149,408	37,917,663

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	15,468,688	77,910	15,546,598	77,905		5	
4 衛生費	1,986,558	71,498	2,058,056	71,498			
歳出合計	37,768,255	149,408	37,917,663	149,403		5	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	124,608	77,905	202,513	2 児童福祉費補助金	77,905	・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 (その他世帯分) 補助金 74,700 ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費 (その他世帯分) 補助金 3,205
3 衛生費国庫補助金	30,485	71,498	101,983	2 予 防 費 補 助 金	71,498	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保 事業費補助金 71,498
計	826,220	149,403	975,623			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑 入	169,245	5	169,250	5 民 生 費 雑 入	5	・雇用保険料本人負担分 5 増
計	606,700	5	606,705			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総務費	77,910	77,905		5				
	(634,135)	国庫支出金		諸収入				
	(712,045)	77,905		5	1 報 酬	1,400	41 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に	
					3 職員手当等	638	要する経費	
					4 共 済 費	249		
		77,905		5	8 旅 費	117	(6) 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	
					1 費用弁償	117	(その他世帯分)に関する経費	
					10 需用費	232	報酬 (1,400)	
					1 消耗品費	200	・会計年度任用職員報酬 1,400	
					4 印刷製本費	32	職員手当等 (638)	
					11 役務費	244	時間外勤務手当 638	
					1 通信運搬費	134	共済費 (249)	
					4 手数料	110	雇用保険料 16	
					12 委託料	330	厚生年金保険料 139	
				18 負担金, 補助及び交付金	74,700	子ども・子育て拠出金 6		
						健康保険料負担金 88		
						旅費 (117)		
						費用弁償 117		
						需用費 (232)		
						消耗品費 200		
						印刷製本費 32		
						役務費 (244)		
						通信運搬費 134		
						手数料 110		
						委託料 (330)		
						・給付金システム委託料 330		
						負担金, 補助及び交付金 (74,700)		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費							・子育て世帯への臨時特別給付金 (その他世帯分) 74,700	
項 計	77,910 (6,080,052) (6,157,962)	77,905		5				
款 計	77,910 (15,468,688) (15,546,598)	77,905		5				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	71,498 (734,008) (805,506)	71,498 国庫支出金						
			71,498			3 職員手当等	2,178	20 予防接種に要する経費 71,498 増
			71,498			12 委託料	69,320	(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 71,498 増
								職員手当等 (2,178) 時間外勤務手当 2,178 委託料 (69,320 増) ・新型コロナウイルスワクチン接種予約支援 機器設置委託料 1,650 ・接種会場設置運営管理委託料 67,670
項 計	71,498 (1,412,955) (1,484,453)	71,498						

(款) 4 衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	71,498 (1,986,558) (2,058,056)	71,498						
歳出合計	149,408 (37,768,255) (37,917,663)	149,403		5				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(891) 732	867,783	2,866,178	2,602,230	6,336,191	1,084,499	7,420,690	
補 正 後	(892) 732	869,183	2,866,178	2,605,046	6,340,407	1,084,748	7,425,155	
比 較	(1)	1,400		2,816	4,216	249	4,465	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	76,200	54,170	40,500	113,500	9,580	190,348	38,000
	補 正 後	76,200	54,170	40,500	113,500	9,580	193,164	38,000
	比 較						2,816	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	737,026	520,898	461,286	306,406	41,008	11,847	1,461
	補 正 後	737,026	520,898	461,286	306,406	41,008	11,847	1,461
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(94) 732		2,866,178	2,568,926	5,435,104	1,002,401	6,437,505	
補 正 後	(94) 732		2,866,178	2,571,742	5,437,920	1,002,401	6,440,321	
比 較				2,816	2,816		2,816	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	76,200	54,170	40,500	113,500	9,580	190,348	38,000
	補 正 後	76,200	54,170	40,500	113,500	9,580	193,164	38,000
	比 較						2,816	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	703,722	520,898	461,286	306,406	41,008	11,847	1,461
	補 正 後	703,722	520,898	461,286	306,406	41,008	11,847	1,461
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(797)	867,783		33,304	901,087	82,098	983,185	
補 正 後	(798)	869,183		33,304	902,487	82,347	984,834	
比 較	(1)	1,400			1,400	249	1,649	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	33,304						
	補 正 後	33,304						
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	2,816	制度改正に伴う増減分	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	2,816	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤

報告第1号

令和2年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和2年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

令和2年度取手市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
					円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	市勢要覧作成事業	2,574,000	2,574,000	2,440,000				134,000
		市の魅力映像制作事業	1,160,000	1,160,000	1,159,000				1,000
		行政手続オンライン化推進事業	2,640,000	2,640,000		2,112,000			528,000
		庁舎トイレ改修事業	75,997,000	75,997,000		20,098,000	55,500,000		399,000
		避難所環境整備事業	4,455,000	4,455,000		3,564,000			891,000
3 民生費	1 社会福祉費	福祉施設等自動水栓化事業	3,230,000	3,230,000		2,584,000			646,000
	2 児童福祉費	白山保育所空調設備改修事業	13,970,000	13,970,000		11,796,000			2,174,000
		保育所トイレ改修事業	15,479,000	15,479,000		12,428,000			3,051,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	216,936,000	208,738,000		208,719,000			19,000
6 商工費	1 商工費	出前・テイクアウト商品 応援補助事業	34,881,000	34,881,000		27,476,000			7,405,000
		新型コロナウイルス感染症対策 資金貸付金市町村負担金	24,500,000	24,500,000					24,500,000
		働く婦人の家トイレ改修事業	6,809,000	6,809,000		5,447,000			1,362,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	2 道路 橋りょう費	橋梁長寿命化対策事業	22,278,000	22,278,000		12,252,000	9,000,000		1,026,000
		排水施設整備事業	5,775,000	3,575,000			2,700,000		875,000
		片町(市道5379号線)道路改良事業	20,940,000	20,940,000			19,800,000		1,140,000
		山王(市道4262号線他)道路改良事業	20,726,000	20,726,000		11,399,000	8,800,000		527,000
	3 都市計画費	都市計画図データ整備事業	39,050,000	39,050,000		39,050,000			
		分庁舎自動水栓化事業	571,000	571,000		457,000			114,000
		桑原地区整備推進事業	99,678,000	99,678,000					99,678,000
		地籍調査事業	1,046,000	1,046,000		600,000			446,000
		都市計画道路3・4・7号(台宿工区)整備事業	21,452,000	21,452,000		11,000,000	8,500,000		1,952,000
		都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業	5,000,000	5,000,000		2,750,000	2,100,000		150,000
		藤代横町雨水排水整備事業	55,352,000	55,352,000			52,500,000		2,852,000
		都市公園施設長寿命化対策事業	35,931,000	35,931,000		16,966,000	15,900,000		3,065,000
	9 教育費	1 教育総務費	教育総合支援センター施設整備事業	2,584,000	2,584,000		913,000		
2 小学校費		小学校教育活動継続支援事業	14,800,000	14,800,000		7,400,000			7,400,000
		小学校自動水栓化・トイレ改修事業	169,929,000	161,415,000		44,840,000	110,800,000		5,775,000
		高井小学校校舎内部改修事業	96,000,000	96,000,000		6,451,000	85,000,000		4,549,000
		藤代小学校校舎大規模改造事業	562,200,000	562,200,000		140,262,000	419,200,000		2,738,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 教育費	3 中学校費	中学校教育活動 継続支援事業	7,200,000	7,200,000		3,600,000			3,600,000
		中学校自動水栓化・ トイレ改修事業	97,300,000	97,300,000		24,171,000	72,700,000		429,000
	4 幼稚園費	藤代幼稚園大規模改造事業	51,100,000	51,100,000		14,037,000	36,900,000		163,000
	5 社会教育費	芸術家パートナーシップ事業	8,000,000	8,000,000		6,400,000			1,600,000
		創作活動拠点オンライン公開事業	7,000,000	7,000,000		5,600,000			1,400,000
		旧取手宿本陣トイレ改修事業	308,000	308,000		298,000			10,000
		埋蔵文化財センタートイレ改修事業	2,500,000	2,500,000		2,000,000			500,000
		図書館自動水栓化事業	964,000	964,000		771,000			193,000
		電子書籍拡充事業	3,740,000	3,740,000		2,992,000			748,000
	6 保健体育費	社会体育施設自動水栓化事業	1,298,000	1,298,000		1,038,000			260,000
給食センター空調設備改修事業		60,000,000	60,000,000		19,445,000	40,500,000		55,000	
計			1,815,353,000	1,796,441,000	3,599,000	668,916,000	939,900,000		184,026,000

報告第2号

令和2年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について

令和2年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告する。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

令和2年度取手市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
7 土木費	3 都市計画費	桑原地区整備 推進事業	円 23,760,000	土地区画整理事業の地区 界測量業務において、関 係機関協議及び関係権利 者の合意形成に不測の日 数を要したため							
計			23,760,000	23,760,000		23,760,000			23,760,000		

報告第3号

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
					円	円	円	円	円	円
1 事業費	3 事業費	取手駅北土地区画整理事業	634,862,000	634,862,000	30,389,000	330,913,000	248,100,000	2,860,000	22,600,000	
計			634,862,000	634,862,000	30,389,000	330,913,000	248,100,000	2,860,000	22,600,000	

報告第4号

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告する。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
1 事業費	3 事業費	取手駅北土地 区画整理事業	円 641,850,000	円 256,730,000	円 385,120,000	円	円 385,120,000	円 104,000	円 国庫 211,816,000 市債 171,300,000 計 383,116,000	円 1,900,000	先行工事の遅延による
計			641,850,000	256,730,000	385,120,000		385,120,000	104,000	国庫 211,816,000 市債 171,300,000 計 383,116,000	1,900,000	

報告第5号

令和2年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに
令和3年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和3年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画を別紙のとおり提出する。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

令和 2 年度

事業報告書
決算書

自 令和 2年4月 1日
至 令和 3年3月31日

公益財団法人取手市文化事業団

令和2年度公益財団法人取手市文化事業団事業報告書

【概要報告】

公益財団法人取手市文化事業団は、指定管理者第4期目の3年が経過し、定款に掲げた目的をより具体的に実現するため、様々な文化芸術事業を展開し、文化芸術活動の育成・促進に努めました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、9月までの大半の自主文化事業が中止又は延期となり、貸館業務では、取手市からの要請により約2カ月間の臨時休館措置を実施しました。再開後は、新型コロナウイルス感染拡大防止と安全管理対策の強化充実を図るとともに、一層の経費節減に努め、各種助成金等を活用した施設の管理・運営に邁進しました。

また、公益目的事業が円滑に推進されるよう、公益目的とした事業以外への施設の貸与や自動販売機の設置、パンダカフェ運営等の収益事業を行い、利用者の利便性の向上に寄与しました。

(公益目的事業)

地域文化振興のための芸術・文化活動事業の実施並びに文化施設を管理運営する事業

指定管理者として管理している施設を中心に、それぞれの施設の特質や地域性を考慮した自主文化事業・共催事業を企画実施しました。市民会館舞台開放事業は、コロナ禍で活動を制限されていた文化・芸術関係者を支援するため、低価格で市民会館の舞台を開放し、楽器演奏の練習や録音、武術等の練習会場として幅広く利用され、市民文化の交流と促進を図ることができました。

ア 芸術文化鑑賞機会の提供

番号	開催日／公演時間	場所	公演名／内容	入場料	入場者数
1	9月12日(土) 10:00 14:00	市民会館	映画「男はつらいよ」第1作 監督：山田洋次 脚本：山田洋次、森崎東 音楽：山本直純 出演：渥美清、倍賞千恵子 他	全席自由 前売・当日券 一般 500円 友の会 450円 ※障がい者は無料 ※3歳未満は無料	53名 39名 定員各350名
2	10月25日(日) 10:00 14:00	市民会館	映画「男はつらいよ50 お帰りの寅さん」 監督：山田洋次 脚本：山田洋次、朝原雄三 音楽：山本直純、山本純ノ介 出演：渥美清、倍賞千恵子 他	全席自由 前売・当日券 一般 1,000円 友の会 900円	65名 47名 定員各350名
3	11月5日(木) 18:30	市民会館	DRUM TAO ザ・ドラマーズII 圧倒的な音表現を持つ「和太鼓」そして、美しい旋律の篠笛・三味線・箏などを驚異のパフォーマンスで表現するDRUM TAOの公演	全席指定 一般 6,000円 友の会 5,500円	500名 定員500名
4	11月13日(金) 14:00	市民会館	プレミアムおさんぼコンサート 歴代のおさんぼコンサート出演者が集結。 出演：若井有里亜、河上薫 他	全席自由 1,000円 ※ワンドリンク付き	122名 定員500名

番号	開催日/公演時間	場所	公演名/内容	入場料	入場者数
5	11月14日(土) 15:00	市民会館	TSUKEMEN CONCERT つなぐおと with JITAN CLASSIC Wヴァイオリン&ピアノによる 3人組インスト・ユニット	全席指定 一般S席 3,600円 友の会 3,300円	472名 定員500名
6	2月21日(日) 15:00	市民会館	舞台「しあわせの雨傘」 大人のフレンチコメディの傑作。 出演：賀来千香子、井上純一、 遠野なぎこ、小泉駿也 他	全席指定 一般S席 5,000円 一般A席 3,000円 友の会S席 4,500円 友の会A席 2,500円	242名 定員500名

イ 共催事業

番号	開催日/公演時間	場所	公演名/内容	入場料	入場者数
1	10月18日(日) 16:00	市民会館	「Against!」 コロナ後に向けた技能向上発表会 共催：SUN AMBITIOUS	入場無料 ※要整理券	155名 定員350名
2	2月20日(土) 16:00	市民会館	at home. コロナ後に向けた技能向上公演 共催：she ms.	中学生以下 500円 高校生以上 1,000円 オンライン配信 1,500円 ※3歳未満膝上は無料 ※席が必要な場合は有料	168名 定員350名 オンライン配信 55名
3	3月6日(土) 18:30	市民会館	よしもとお笑いライブin取手 ～笑いの桜前線お届けします～ 共催：吉本興業(株)	全席指定 一般 4,000円 友の会 3,600円 ※当日は500円増 ※5歳以上は有料 ※4歳以下膝上は無料 ※席が必要な場合は有料	451名 定員500名

ウ 市民文化の普及及び振興

番号	開催日/公演時間	場所	公演名/内容	入場料等	入場者数
1	7月7日(火) 8:30出発	戸定邸 成田山 東薫酒造 佐原の街	徳川將軍ゆかりの戸定邸・成田山 参拝散策・東薫酒造と佐原の街バスツアー 戸定邸、成田山他	参加費 8,000円	24名 観光バス1台
2	8月18日～9月 30日のうち16 日間	市民会館	市民会館舞台開放事業 新型コロナウイルスの影響で活動 が制限されていた文化・芸術関係 者を支援するため、取手市民会館 を低廉な料金で開放。	参加費1枠 1,000円	22枠 利用可能枠48枠
3	2月28日(日) 15:00 3月17日(水)・ 18日(木) 18:30	市民会館	取手ジャズフェスティバル ※2/28はプレ公演 出演：宮本貴奈トリオ、井上陽介ト リオ 他 プレ公演：東京藝術大学DROP OUT JAZZ ORCHESTRA	全席指定 1日券 一般 3,000円 友の会 2,700円 2日券 一般 5,000円 友の会 4,500円 オンライン配信 1,500円 ※プレ公演は入場無料	17日 202名 オンライン28名 18日 150名 オンライン35名 プレ公演 352名 オンライン229名 合計996名

エ 文化情報の収集及び提供

情報誌「イベントガイド」の発行を行い、当財団ホームページの充実を図るとともに、地域情報新聞への広告掲載やチラシの新聞折り込みを行い、事業及び施設の積極的なPRに努めました。

また、SNSを活用したPRも積極的に実施しました。

1. アンケート調査の実施

自主文化事業の入場者にアンケート調査を実施し、ニーズの把握を行い自主文化事業の企画立案の参考にしました。

2. 文化情報の提供

月刊誌ひだまり、インターネットなどにより広報宣伝し、ホール事業の情報提供や入場券販売の促進に努めました。

3. 取手市民会館チャンネルの開設

YouTubeにて取手市民会館チャンネルを開設。取手市民会館等における公演の動画配信を行い、広く市内外にPRしました。

オ 芸術文化活動を行う文化施設等の管理運営

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用者の安全安心な環境を提供するために、館内における注意喚起の案内を掲示し、補助金等を活用してサーモグラフィーの購入、受付窓口の拡張工事を行いました。施設利用者へは除菌用アルコール消毒液や非接触型体温計を無料で貸し出し、直接触れる機会が多い手すり、机などの清掃・除菌、部屋の換気作業を行い、3密を避けるためエレベーター内の乗降定員の制限を実施しました。

また、コロナ禍における無観客公演等に対応できるよう、ライブ配信用のLANケーブルを市民会館舞台袖に設置しました。設置は職員が行い、経費削減に努めました。

備品の点検も継続して行い、利用者の利便性と安全性を考慮した運営を行いました。

■取手市立福祉会館の利用状況

年度	区分	官公署	学校 幼稚園	文化団体	会社 事業所	一般	その他	総数
平成 28	団体数	535	184	4,807	753	1,783	542	8,604
	利用回数	1,022	250	5,407	1,085	1,990	274	10,028
	利用者数	11,960	3,819	106,177	16,732	29,100	18,892	186,680
平成 29	団体数	789	107	5,080	640	946	531	8,093
	利用回数	1,353	156	6,021	940	1,147	642	10,259
	利用者数	19,643	3,161	110,832	14,110	19,171	6,418	173,335
平成 30	団体数	719	94	4,634	629	880	260	7,216
	利用回数	1,193	121	5,292	916	1,079	376	8,977
	利用者数	16,875	2,913	102,659	13,514	15,230	13,121	164,312
令和元	団体数	437	107	3,874	600	1,053	191	6,262
	利用回数	786	184	4,702	802	1,241	227	7,942
	利用者数	13,504	4,948	88,490	10,329	16,087	3,712	137,070
令和2	団体数	190	38	2,410	465	812	67	3,982
	利用回数	334	63	2,775	642	966	71	4,851
	利用者数	4,586	1,071	51,440	8,722	8,476	348	74,643

※福祉会館は令和元年7月から令和2年2月まで大規模改修工事のため休館

■取手市立市民会館の利用状況

年度	官公署	学校 幼稚園	文化団体	興業団体	会社 事業所	一般	その他	総数
平成 28	49	22	28	3	2	7	1	112
平成 29	77	32	36	14	2	16	4	181
平成 30	17	0	12	0	0	2	1	32
令和元	61	48	55	5	5	14	2	190
令和 2	48	32	8	2	18	5	0	113

■取手市立市民会館の催物別利用状況

年度	演奏会	歌謡 演芸	映画	演劇	大会 式典	その他	総数	
							総公演回数	総入場者数
平成 28	71	28	8	6	11	66	総公演回数	190
	12,020	9,200	2,010	1,015	3,620	7,298	総入場者数	35,163
平成 29	58	56	9	13	7	106	総公演回数	249
	20,068	18,700	1,062	2,370	2,900	6,350	総入場者数	51,450
平成 30	14	12	1	0	0	57	総公演回数	84
	4,083	3,624	500	0	0	2,360	総入場者数	10,567
令和元	66	46	5	31	12	256	総公演回数	416
	18,218	12,050	448	6,774	3,800	18,186	総入場者数	59,476
令和 2	33	4	5	34	12	179	総公演回数	267
	2,827	160	204	2,272	2,595	5,468	総入場者数	13,526

※市民会館は平成 28 年 11 月から平成 29 年 3 月まで設備改修工事のため休館
平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで大規模改修工事のため休館

カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 市民文化の奨励・育成及び後援

<後援事業>後援名義使用の申請が 1 件ありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により公演は中止となりました。

2. 取手市文化事業団友の会の運営

自主文化事業の公演情報の提供や公演チケットの先行予約・割引を実施。ポイント制度を導入して、ポイントに応じた各サービスの提供を行いました。

令和 3 年 3 月末現在会員数 268 名 (前年比△302 名)

3. 理事会・評議員会等

・理事に関する事項

第 1 回決議省略理事会

決議があったとみなされた日

令和 2 年 5 月 11 日

決議があったとみなされた事項

令和元年度事業報告

令和元年度決算報告

評議員会の決議の省略

第2回決議省略理事会

決議があったとみなされた日

令和2年6月8日

決議があったとみなされた事項

理事長、副理事長、常務理事の選任

第3回理事会

日時：令和2年11月19日（木）15：30

会場：取手市立福祉会館

内容：基本財産の一部取崩しについて
定款の一部変更について

第4回理事会

日時：令和3年3月25日（木）10：00

会場：取手市立福祉会館

内容：令和3年度事業計画
令和3年度予算

・評議員に関する事項

第1回決議省略評議員会

決議があったとみなされた日

令和2年5月29日

決議があったとみなされた事項

令和元年度事業報告

令和元年度決算報告

理事の選任について

第2回決議省略評議員会

決議があったとみなされた日

令和2年11月20日

決議があったとみなされた事項

基本財産の一部取崩しについて

定款の一部変更について

・自主文化事業選定委員会に関する事項

自主文化事業選定委員会

日時：令和2年11月19日（木）15：00

会場：取手市立福祉会館

内容：令和3年度自主文化事業選定について

・茨城県への提出書類等に関する事項

令和2年4月2日（木） 令和2年度事業計画書等

令和2年7月1日（水） 令和元年度事業報告書等

(収益事業)

公益目的外施設貸与及び清涼飲料水等自動販売機の設置等

1. 取手市から指定管理者の指定を受け、取手市立市民会館及び同福祉会館の管理運営をしていますが、公益目的事業が円滑に推進されるよう、社内会議や展示販売など公益目的事業に該当しない企業や営利団体等へ施設を貸与しました。
 - ・公益目的外利用状況 福祉会館 15%
2. 施設利用者の利便性を考慮し、清涼飲料水等の自動販売機を市民会館ほか、取手市内公民館等 34箇所に設置し、約350万円の販売手数料収入がありました。
3. 利用者の利便性の向上を図るため、取手市立福祉会館ロビー及び中庭デッキを有効活用してカフェを運営しました。

年度	パンダカフェ平均売上	平均来店者数
平成28	約46,900円/1日	約129名/1日
平成29	約49,800円/1日	約131名/1日
平成30	約44,800円/1日	約119名/1日
令和元	約47,500円/1日	約120名/1日
令和2	約36,000円/1日	約77名/1日

事業報告の附属明細書

令和2年度事業報告には、「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、定款第8条第1項第2号に規定する事業報告の附属明細書は作成しません。

貸借対照表

2021年03月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金	97,118	71,270	25,848
小口現金	112,464	82,657	29,807
普通預金	2,044,401	985,817	1,058,584
現金預金合計	2,253,983	1,139,744	1,114,239
(2) その他流動資産			
受取商品券	24,500	0	24,500
未収金	7,005,428	5,226,867	1,778,561
前払金	0	427,244	▲ 427,244
繰越商品	823,298	1,232,253	▲ 408,955
その他流動資産合計	7,853,226	6,886,364	966,862
流動資産合計	10,107,209	8,026,108	2,081,101
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預貯金	85,500,000	95,500,000	▲ 10,000,000
基本財産合計	85,500,000	95,500,000	▲ 10,000,000
(2) その他固定資産			
建物附属設備	4,349,750	4,635,500	▲ 285,750
什器備品	548,186	825,206	▲ 277,020
その他固定資産合計	4,897,936	5,460,706	▲ 562,770
固定資産合計	90,397,936	100,960,706	▲ 10,562,770
資産合計	100,505,145	108,986,814	▲ 8,481,669
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	12,701,114	8,077,158	4,623,956
前受金	1,000	4,710,400	▲ 4,709,400
預り金	731,347	365,102	366,245
短期借入金	0	8,000,000	▲ 8,000,000
賞与引当金	2,250,000	2,250,000	0
受託販売	309,604	554,024	▲ 244,420
流動負債合計	15,993,065	23,956,684	▲ 7,963,619
負債合計	15,993,065	23,956,684	▲ 7,963,619
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産	93,000,000	93,000,000	0
寄付金	▲ 10,000,000	0	▲ 10,000,000
指定正味財産合計	83,000,000	93,000,000	▲ 10,000,000
2. 一般正味財産	1,512,080	▲ 7,969,870	9,481,950
正味財産合計	84,512,080	85,030,130	▲ 518,050
負債及び正味財産合計	100,505,145	108,986,814	▲ 8,481,669

正味財産増減計算書

2020年04月01日から 2021年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	7,350	20,779	▲ 13,429
基本財産運用益計	7,350	20,779	▲ 13,429
受取会費			
正会員受取会費	530,600	328,500	202,100
受取会費計	530,600	328,500	202,100
事業収益			
福祉会館使用料収益	3,460,380	5,329,110	▲ 1,868,730
市民会館使用料収益	2,648,410	6,847,730	▲ 4,199,320
自主文化事業収益	8,770,230	39,883,890	▲ 31,113,660
自動販売機収益	3,572,688	4,307,629	▲ 734,941
共催料収益	400,000	1,000,000	▲ 600,000
カフェ売上	14,424,310	17,738,022	▲ 3,313,712
事業収益計	33,276,018	75,106,381	▲ 41,830,363
受取補助金等			
受取国庫補助金	1,638,818	0	1,638,818
受取公益法人等補助金	0	2,538,000	▲ 2,538,000
受取指定管理料	91,815,120	88,566,000	3,249,120
受取補助金等計	93,453,938	91,104,000	2,349,938
受取負担金			
受取負担金	4,046,640	4,000,000	46,640
受取負担金計	4,046,640	4,000,000	46,640
受取寄付金			
受取寄付金	10,000,000	0	10,000,000
受取寄付金計	10,000,000	0	10,000,000
雑収益			
受取利息	81	79	2
雑収益	2,453,995	908,775	1,545,220
受託販売手数料	10,260	40,092	▲ 29,832
雑収益計	2,464,336	948,946	1,515,390
経常収益計	143,778,882	171,508,606	▲ 27,729,724
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	27,463,926	27,914,859	▲ 450,933
臨時雇賃金	10,004,811	12,533,950	▲ 2,529,139
賞与引当金繰入額	2,250,000	2,250,000	0
退職給付金	1,411,200	1,411,200	0
法定福利費	5,507,462	5,620,686	▲ 113,224
旅費交通費	0	3,880	▲ 3,880
通信運搬費	816,309	1,158,288	▲ 341,979
減価償却費	562,770	562,770	0
消耗什器備品費	765,600	0	765,600
消耗品費	2,621,581	5,197,673	▲ 2,576,092
修繕費	687,137	884,601	▲ 197,464
印刷製本費	488,580	1,561,378	▲ 1,072,798
燃料費	294,506	75,103	219,403
光熱水料費	6,434,691	9,649,733	▲ 3,215,042
賃借料	4,024,889	9,125,345	▲ 5,100,456
保険料	164,620	176,620	▲ 12,000
諸謝金	838,923	1,396,904	▲ 557,981
租税公課	3,361,700	3,788,950	▲ 427,250

正味財産増減計算書

2020年04月01日から 2021年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
支払負担金	28,000	128,000	▲ 100,000
委託費	52,373,579	82,981,496	▲ 30,607,917
広告宣伝費	952,800	2,498,060	▲ 1,545,260
支払手数料	2,031,731	3,552,652	▲ 1,520,921
雑費	259,452	1,968,499	▲ 1,709,047
仕入	10,255,711	10,073,927	181,784
販売促進費	18,000	30,000	▲ 12,000
事業費計	133,617,978	184,544,574	▲ 50,926,596
管理費			
給料手当	436,801	439,733	▲ 2,932
退職給付費用	28,800	28,800	0
法定福利費	9,786	9,312	474
役員報酬	68,800	97,300	▲ 28,500
通信運搬費	2,184	6,184	▲ 4,000
消耗什器備品費	114,400	0	114,400
支払手数料	0	670	▲ 670
修繕費	18,183	0	18,183
管理費計	678,954	581,999	96,955
経常費用計	134,296,932	185,126,573	▲ 50,829,641
評価損益等調整前当期経常増減額	9,481,950	▲ 13,617,967	23,099,917
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	9,481,950	▲ 13,617,967	23,099,917
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	9,481,950	▲ 13,617,967	23,099,917
当期一般正味財産増減額	9,481,950	▲ 13,617,967	23,099,917
一般正味財産期首残高	▲ 7,969,870	5,648,097	▲ 13,617,967
一般正味財産期末残高	1,512,080	▲ 7,969,870	9,481,950
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	▲ 10,000,000	0	▲ 10,000,000
一般正味財産への振替額計	▲ 10,000,000	0	▲ 10,000,000
当期指定正味財産増減額	▲ 10,000,000	0	▲ 10,000,000
指定正味財産期首残高	93,000,000	93,000,000	0
指定正味財産期末残高	83,000,000	93,000,000	▲ 10,000,000
III 正味財産期末残高	84,512,080	85,030,130	▲ 518,050

正味財産増減計算書内訳表

2020年04月01日から 2021年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	5,348	0	2,002	7,350
基本財産運用益計	5,348	0	2,002	7,350
受取会費				
正会員受取会費	530,600	0	0	530,600
受取会費計	530,600	0	0	530,600
事業収益				
福祉会館使用料収益	2,542,910	917,470	0	3,460,380
市民会館使用料収益	2,173,570	474,840	0	2,648,410
自主文化事業収益	8,770,230	0	0	8,770,230
自動販売機収益	0	3,572,688	0	3,572,688
共催料収益	400,000	0	0	400,000
カフェ売上	0	14,424,310	0	14,424,310
事業収益計	13,886,710	19,389,308	0	33,276,018
受取補助金等				
受取国庫補助金	1,638,818	0	0	1,638,818
受取指定管理料	80,797,300	9,181,500	1,836,320	91,815,120
受取補助金等計	82,436,118	9,181,500	1,836,320	93,453,938
受取負担金				
受取負担金	4,046,640	0	0	4,046,640
受取負担金計	4,046,640	0	0	4,046,640
受取寄付金				
受取寄付金	0	0	10,000,000	10,000,000
受取寄付金計	0	0	10,000,000	10,000,000
雑収益				
受取利息	81	0	0	81
雑収益	2,233,320	220,675	0	2,453,995
受託販売手数料	3,960	6,300	0	10,260
雑収益計	2,237,361	226,975	0	2,464,336
他会計からの繰入額				
他会計からの繰入額	3,286,000	▲ 3,286,000	0	0
他会計からの繰入額計	3,286,000	▲ 3,286,000	0	0
経常収益計	106,428,777	25,511,783	11,838,322	143,778,882
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	25,279,912	2,184,014	0	27,463,926
臨時雇賃金	3,178,877	6,825,934	0	10,004,811
賞与引当金繰入額	2,250,000	0	0	2,250,000
退職給付金	1,267,200	144,000	0	1,411,200
法定福利費	5,474,596	32,866	0	5,507,462
通信運搬費	816,309	0	0	816,309
減価償却費	0	562,770	0	562,770
消耗什器備品費	765,600	0	0	765,600
消耗品費	2,257,718	363,863	0	2,621,581
修繕費	542,619	144,518	0	687,137
印刷製本費	488,580	0	0	488,580
燃料費	256,220	38,286	0	294,506
光熱水料費	5,598,183	836,508	0	6,434,691
賃借料	3,539,599	485,290	0	4,024,889

正味財産増減計算書内訳表

2020年04月01日から 2021年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
保険料	143,219	21,401	0	164,620
諸謝金	838,923	0	0	838,923
租税公課	3,361,700	0	0	3,361,700
支払負担金	28,000	0	0	28,000
委託費	52,373,579	0	0	52,373,579
広告宣伝費	952,800	0	0	952,800
支払手数料	1,879,378	152,353	0	2,031,731
雑費	193,552	65,900	0	259,452
仕入	0	10,255,711	0	10,255,711
販売促進費	18,000	0	0	18,000
事業費計	111,504,564	22,113,414	0	133,617,978
管理費				
給料手当	0	0	436,801	436,801
退職給付費用	0	0	28,800	28,800
法定福利費	0	0	9,786	9,786
役員報酬	0	0	68,800	68,800
通信運搬費	0	0	2,184	2,184
消耗什器備品費	0	0	114,400	114,400
修繕費	0	0	18,183	18,183
管理費計	0	0	678,954	678,954
経常費用計	111,504,564	22,113,414	678,954	134,296,932
評価損益等調整前当期経常増減額	▲ 5,075,787	3,398,369	11,159,368	9,481,950
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	▲ 5,075,787	3,398,369	11,159,368	9,481,950
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲ 5,075,787	3,398,369	11,159,368	9,481,950
当期一般正味財産増減額	▲ 5,075,787	3,398,369	11,159,368	9,481,950
一般正味財産期首残高	▲ 13,498,828	462,860	5,066,098	▲ 7,969,870
一般正味財産期末残高	▲ 18,574,615	3,861,229	16,225,466	1,512,080
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額	0	0	▲ 10,000,000	▲ 10,000,000
一般正味財産への振替額計	0	0	▲ 10,000,000	▲ 10,000,000
当期指定正味財産増減額	0	0	▲ 10,000,000	▲ 10,000,000
指定正味財産期首残高	93,000,000	0	0	93,000,000
指定正味財産期末残高	93,000,000	0	▲ 10,000,000	83,000,000
III 正味財産期末残高	74,425,385	3,861,229	6,225,466	84,512,080

財務諸表に関する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

建物附属設備及び什器備品……定額法による減価償却を実施している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理……税込処理を実施している。

(3) リース取引の処理方法について

リース取引については、通常の賃貸借契約に準じた会計処理を行っている。

(4) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額と中小企業退職共済給付額が同額であるため、計上しない。

・賞与引当金

職員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上している。

2. 基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預貯金				
常陽銀行取手支店	5,500,000	0	0	5,500,000
みずほ銀行取手支店	10,000,000	0	10,000,000	0
筑波銀行取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
三井住友銀行取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
水戸信用金庫取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
茨城県信用組合取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
中央労働金庫取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
茨城みなみ農業協同組合取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
東日本銀行取手支店	10,000,000	0	0	10,000,000
ゆうちょ銀行	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	95,500,000	0	10,000,000	85,500,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預貯金(市内9金融機関)	85,500,000	(83,000,000)	(2,500,000)	0
小計	85,500,000	(83,000,000)	(2,500,000)	0
合計	85,500,000	(83,000,000)	(2,500,000)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	除去額	当期末残高
建物附属設備(カフェ店舗)	6,350,000	2,000,250	0	4,349,750
什器備品(耐火金庫)	373,890	348,964	0	24,926
什器備品(カフェ厨房機器)	2,462,400	1,939,140	0	523,260
合計	9,186,290	4,288,354	0	4,897,936

5. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引はない。

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	土地	0	0	0	0
	投資有価証券	0	0	0	0
	定期預貯金	95,500,000	0	10,000,000	85,500,000
	基本財産計	95,500,000	0	10,000,000	85,500,000

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	2,250,000	2,250,000	2,250,000	0	2,250,000
引当金計	2,250,000	2,250,000	2,250,000	0	2,250,000

財 産 目 録

2021年03月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)				
現金預金	現金		97,118	
	小口現金	手元保管	小口支払用現金	112,464
	普通預金		2,044,401	
		常陽銀行取手支店	運転資金	1,349,606
		ゆうちょ銀行	運転資金	694,795
	現金預金合計		2,253,983	
その他流動資産	受取商品券	金庫	24,500	
	未収金		7,005,428	
		クレジット売上	1,706,610	
		受取負担金	1,098,818	
		受取国庫補助金	4,000,000	
		受取共催料	200,000	
	繰越商品		カフェ商品	823,298
	その他流動資産合計		7,853,226	
流動資産合計			10,107,209	
(固定資産)				
基本財産	定期預貯金	定期預貯金	85,500,000	
	一般正味財産	一般正味財産		
		常陽銀行取手支店	基本財産	5,500,000
	指定正味財産		80,000,000	
		筑波銀行取手支店	基本財産	10,000,000
		三井住友銀行取手支店	基本財産	10,000,000
		水戸信用金庫取手支店	基本財産	10,000,000
		茨城県信用組合取手支店	基本財産	10,000,000
		中央労働金庫取手支店	基本財産	10,000,000
		茨城みなみ農業協同組合取手支店	基本財産	10,000,000
		東日本銀行取手支店	基本財産	10,000,000
		ゆうちょ銀行	基本財産	10,000,000
	基本財産合計		85,500,000	
その他固定資産	建物付属設備		4,349,750	
	カフェ店舗		収益事業保有財産	4,349,750
	什器備品		548,186	
	耐火金庫		現金、チケット保管用	24,926
	カフェ厨房機		収益事業保有財産	523,260
	その他固定資産合計		4,897,936	
固定資産合計			90,397,936	
資産合計			100,505,145	
(流動負債)				
	未払金		12,701,114	
		東芝エレベータに対する未払額	エレベータ保守点検料	38,500
		NECキャピタルソリューションに対する未払額	施設予約システムリース料	22,000
		JECCに対する未払額	プロジェクター他リース料	80,784
		海老原電機店に対する未払額	分電盤修理	9,570
		いわせに対する未払額	消耗品	12,584
		キャノンマーケティングに対する未払額	コピー機カウンター料金	4,691
		アサヒに対する未払額	消防設備保守点検	250,250
		バンドウに対する未払額	消耗品	155,100
		アストプランニングに対する未払額	舞台操作委託料	1,089,000
		オーエンスに対する未払額	清掃管理委託料	1,283,700
		非常勤職員給与	非常勤職員給与	931,466
		吉本興業に対する未払額	公演チケット代	654,700
		at homeに対する未払額	公演チケット代	170,820

財 産 目 録

2021年03月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
	スクリーンバリューに対する未払額	公演配信費用	935,000
	シーズに対する未払額	公演料	5,797,000
	ダスキンに対する未払額	害虫駆除委託料	5,500
	キーコーヒーに対する未払額	カフェ仕入れ	253,039
	ヒラタに対する未払額	カフェ仕入れ	569,271
	取手市シルバー人材センターに対する未払額	夜間警備委託	88,745
	丸茂電機に対する未払額	舞台照明委託料	231,000
	イープラスに対する未払額	販売手数料	9,120
	ヤマハミュージックに対する未払額	ピアノ調律料	55,000
	ニフティに対する未払額	インターネット使用料	4,895
	インフォメーションクリエイティブに対する未払額	チケット販売手数料	20,250
	生協に対する未払額	販売手数料	4,929
	日本サーモエナーに対する未払額	消耗品	24,200
前受金	翌年度自主事業売上	翌年度自主事業売上	1,000
預り金	社会保険料預り金	社会保険料等預り金	731,347
賞与引当金	従業員に対するもの	従業員5名分	2,250,000
受託販売	預かりチケット販売		309,604
	流動負債合計		15,993,065
負債合計			15,993,065
正味財産			84,512,080

令和 3 年度

事業計画書
予算書

自 令和 3年4月 1日
至 令和 4年3月31日

公益財団法人取手市文化事業団

令和3年度 公益財団法人取手市文化事業団事業計画書

当事業団は設立以来、取手市の文化振興の一翼を担うとともに、取手市立市民会館並びに同福祉会館の管理運営を的確に遂行してまいりました。

令和3年度は、指定管理期間の最終年度となります。適切な指定管理者として、市民が安全で快適に利用できる施設の管理運営と、市民ニーズを反映した事業を実施するほか、公益財団法人として求められる社会的要請に応える事業を実施してまいります。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業の実施時期や形態等の変更を余儀なくされました。令和3年度においても、日々変化する状況に必要な対応を講じての開催となります。コロナ禍における新しい生活様式を取り入れ、感染予防と両立させながら、芸術文化活動が停滞することがないよう万全の注意を払い、市民文化の振興に寄与すべく、事業を展開してまいります。

(公益目的事業)

地域文化振興のための芸術・文化活動事業の実施並びに文化施設を管理運営する事業

多彩なジャンルの公演を積極的に開催し、芸術文化の鑑賞機会の提供を行い、舞台芸術文化の普及を図ります。さらに、他団体、イベンターと共催事業を行い魅力ある公演を実施いたします。また、小中学校等でのアウトリーチ事業では、芸術文化の魅力を伝えるとともに舞台芸術を遊び感覚で体験できるプログラムを作り、芸術文化の普及啓発、人材育成に取り組んでまいります。

1 芸術文化鑑賞機会の提供

【事業内容】

- 取手市立市民会館を利用したコンサート等（9事業）

事業名	予定時期
映画「二宮金次郎」	令和3年6月5日（土）
ショパンのノクターンってなあに？（共催）	令和3年6月19日（土）
神田松之丞改め六代目神田伯山独演会（振替公演）	令和3年6月27日（日）
市川由紀乃コンサート2021（振替公演）	令和3年7月31日（土）
東京藝術大学音楽学部学生によるコンサート	令和3年10月16日（土）
May J. ジャズライブ（共催）	令和3年12月19日（日）
宝くじ「おしゃべり音楽館」	令和4年1月30日（日）
はつらつ一座公演（シニア劇団）	調整して実施
落語二人会（仮）	調整して実施

・取手市立市民会館ロビーを利用した事業等(1事業)

事業名	予定時期
おさんぽコンサート(地元演奏家・藝大生など)	年3回開催予定

・アウトリーチ及びワークショップ事業(3事業)

事業名	予定時期
バスツアー(劇団四季アナと雪の女王)	令和3年8月5日(木)
ミュージカルワークショップ	令和3年6月開催予定
ビッグバンドワークショップ	月2回開催予定

・他施設と連携した事業(2事業)

事業名	予定時期
映画上映会	調整して実施
文化芸術体験出前講座コンサート	調整して実施(申請中)

2 市民文化の普及及び振興

【事業内容】

・取手音楽の日「取手ジャズフェスティバル」

令和3年9月25日(土)・26日(日)開催

取手市内外で活動しているアマチュアバンドを広く公募し、取手市立市民会館を中心に特設会場を含め3会場で2日間開催します。東京藝術大学ジャズバンドや、青山学院大学ジャズバンドなど学生バンドも出演予定です。また、プロのジャズミュージシャンを招へいし、質の高い演奏を体感していただき、市民の文化芸術活動を促し、市民の文化芸術のレベルアップを図ります。

・取手市民会館ビッグバンド創設(3年継続事業:新規)

育成型音楽コミュニティ事業として、市民などによるビッグバンドを結成し、地域に根ざし、演奏を継続展開するコミュニティバンドを創設します。ワークショップを開催するなど多世代が参加できる工夫を行い、ビッグバンドが取手の新しい文化となり、地域から芸術文化の街として認知されるよう継続的活動を行います。

・チャレンジステージ(無料オンライン配信:新規)

取手市及び取手地域で活動する多くの優秀な演奏家の存在を広くPRするため、発表の場を提供し、音楽家育成を図ることを目的に開催します。

会場鑑賞のほか、ネットワークを利用したオンライン配信を行います。また、YouTubeに取手市民会館チャンネルを開設し、公開したコンテンツを鑑賞していただく新しい取り組みを行います。

- ・中庭デッキコンサート・市民会館ロビーコンサート（通年開催）
 気軽に質の高い音楽に親んでもらうため、中庭パンダデッキや市民会館ロビーにおいて、入場無料のコンサートを定期的で開催します。発表の場を求める演奏家や市民団体の活動を支援するとともに、広く市民の皆様に音楽鑑賞の機会を提供します。
- ・取手器楽祭（調整して実施）
 取手器楽祭は、取手市内で活動している器楽のグループと共催して実施します。大ホールで演奏する機会を提供することにより、日々の活動が活発になり、地域の活性化につながる事業として実施しています。
- ・取手合唱祭（調整して実施）
 取手合唱祭は、合唱連盟との共催で実施し、取手市内で活動しているコーラスグループが出演しています。大ホールで演奏する機会を提供することにより、日々の活動が活発になり、地域の活性化につながる事業として実施しています。
- ・とりで・市民ミュージカル 令和4年3月5日（土）・6日（日）開催
 取手市を中心とした地域住民による参加型ミュージカルの作品を企画・制作します。出演者及び運営スタッフを小学生からシニア層まで幅広く公募し、地域コミュニティの活性化を図ります。創作ミュージカルは、脚本・音楽も完全オリジナルとし、令和元年度からの継続事業として（一財）地域創造の助成を受け低廉な入場料金で実施します。
- ・市民会館舞台開放事業 通年開催（1 枠 1 時間 3 0 分）
 市民会館の舞台を低料金で開放し、日常では味わえない大ホール空間を広く市民の皆様に提供いたします。備付けのコンサートグランドピアノでの練習、楽器や太極拳などの練習、演奏の録音等にも利用できます。※営利目的の利用はできません。

3 文化情報の収集及び提供

【事業内容】

- ・アンケート調査の実施
 LINE等のSNSや、二次元コードを利用した来場者へのアンケートを実施します。そのアンケート調査結果を活用し、来場者のニーズを把握することで、芸術文化の発信基地としての質の高い芸術鑑賞事業の企画に努めます。
- ・文化情報誌の発行
 市内の文化情報に関する情報を各界各層から広く収集し、広報誌「ひだまり」を月に1回発行します。毎回2,000部を発行し市内公民館等の公共施設にて無料配布し、市民文化の情報発信及び普及に寄与してまいります。

- ・文化情報の提供

取手市における文化の拠点施設として、文化芸術の振興を図るために各種文化情報等を発信します。館内各所にポスター掲示やチラシを配布するとともに、チケット販売促進の取組を積極的に行います。ホームページでは最新の文化情報の提供を行います。

また、音楽や演劇等の年間公演事業等について、イベントガイドを発行し、新聞折り込み等により広く市民に文化情報の提供を行います。

さらに、ツイッターやFacebook、LINEを利用した広報活動も併せて行います。

4 芸術文化活動を行う文化施設等の管理運営

【事業内容】

取手市立市民会館及び同福祉会館は、市民文化・芸術の振興のための重要な文化活動拠点となっており、市内外から多くの方にご利用いただいております。

令和元年度に両会館の大規模改修は完工しました。引き続き、施設利用者が快適で安全に利用できるよう常に良好な状態を維持するため、日常の保守・点検、清掃・補修を適切に行うとともに、感染症拡大防止に努め、管理してまいります。

5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【事業内容】

- ・友の会の運営事業

取手市立市民会館を中心に優れた芸術文化を鑑賞し、情操を深めることを目的として設置された趣旨に基づき、友の会会員に情報の提供やチケットの優先販売、入場料金の割引等の特典並びに催し物の案内周知を行います。

- ・後援事業

地域に密着した公益財団法人として、芸術・文化等の振興のために各種団体が主催する事業に対して支援を行うため、後援名義使用の承認を行います。

- ・チケット受託販売事業

団体及び個人が主催する公演のチケット販売を受託し、利便性の向上を図ります。

(収益事業)

公益目的外施設貸与及び清涼飲料水等自動販売機の設置等

公益目的外事業として、公益目的事業に該当しない施設の貸与を行う管理運営事業、自動販売機設置事業、取手市運動公園受付事業、喫茶店事業を収益事業として行い、公益目的事業の財源確保に努めます。

- ・管理運営事業

社内会議及び研修会、市内業者による展示販売会など、営利団体、企業への施設利用を促します。

- ・自動販売機設置事業

利用者の利便性を考慮し、市内公民館、公共施設内等に清涼飲料水等の自動販売機を設置し、販売手数料としての収益を見込んでいます。

- ・取手市運動公園受付事業

休館日（年末年始、祝日）が少ないという特性を生かし、取手緑地運動公園をはじめ取手市の有料施設の利用に係る受付業務委託を受け、市民及び公園利用者へのサービス向上を図ります。

- ・喫茶店事業

取手市立市民会館及び同福社会館の利用者の利便性を考慮し、屋外に設置したウッドデッキを有効活用してパンダカフェの運営を行い収益の向上を図ります。

令和3年度公益財団法人取手市文化事業団予算
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産受取利息	28,000	0	0	28,000
友の会会費収益	600,000	0	0	600,000
市民会館使用料金	3,828,000	572,000	0	4,400,000
福祉会館使用料金	3,473,000	519,000	0	3,992,000
自主事業収益	14,320,000	0	0	14,320,000
共催料収益	600,000	0	0	600,000
受取指定管理料	75,449,000	10,528,000	1,754,000	87,731,000
受取負担金収益	8,372,000	0	0	8,372,000
自販機販売手数料	0	3,000,000	0	3,000,000
カフェ売上	0	16,200,000	0	16,200,000
雑収益	305,000	0	0	305,000
経常収益計	106,975,000	30,819,000	1,754,000	139,548,000
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	26,718,000	3,036,000	0	29,754,000
臨時雇賃金	3,610,000	7,490,000	0	11,100,000
退職給付費用	1,270,000	140,000	0	1,410,000
法定福利費	4,447,000	517,000	0	4,964,000
旅費交通費	10,000	0	0	10,000
通信運搬費	386,000	38,000	0	424,000
消耗什器備品費	192,000	29,000	0	221,000
消耗品費	2,100,000	598,000	0	2,698,000
修繕費	440,000	50,000	0	490,000
印刷製本費	840,000	0	0	840,000
燃料費	46,000	7,000	0	53,000
光熱水料費	10,920,000	1,241,000	0	12,161,000
賃借料	5,096,000	1,344,000	0	6,440,000
保険料	124,000	19,000	0	143,000
諸謝金	2,130,000	0	0	2,130,000
租税公課	1,114,000	2,120,000	0	3,234,000
支払負担金	15,000	0	0	15,000
委託費	48,430,000	4,160,000	0	52,590,000
広告宣伝費	540,000	0	0	540,000
支払手数料	781,000	200,000	0	981,000
雑費	430,000	65,000	0	495,000
仕入	0	7,500,000	0	7,500,000
事業費合計	109,639,000	28,554,000	0	138,193,000
管理費				
給料手当	0	0	607,000	607,000
退職給付費用	0	0	30,000	30,000
法定福利費	0	0	103,000	103,000
役員報酬	0	0	122,000	122,000

旅費交通費	0	0	38,000	38,000
通信運搬費	0	0	8,000	8,000
消耗品費	0	0	19,000	19,000
修繕費	0	0	10,000	10,000
光熱水料費	0	0	248,000	248,000
賃借料	0	0	69,000	69,000
支払手数料	0	0	200,000	200,000
管理費合計	0	0	1,454,000	1,454,000
経常費用計	109,639,000	28,554,000	1,454,000	139,647,000
当期経常増減額	-2,664,000	2,265,000	300,000	-99,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	1,263,000	-1,263,000	0	0
当期一般正味財産増減額	-1,401,000	1,002,000	300,000	-99,000
一般正味財産期首残高	17,667,000	16,444,480	3,461,960	37,573,440
一般正味財産期末残高	16,266,000	17,446,480	3,761,960	37,474,440
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	83,000,000	0	0	83,000,000
指定正味財産期末残高	83,000,000	0	0	83,000,000
正味財産期末残高	99,266,000	17,446,480	3,761,960	120,474,440

報告第6号

2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに
2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画を別紙のとおり提出する。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井信吾

2020年度

事業報告書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

2020年度事業報告
(2020年4月1日～2021年3月31日)

2020年度事業計画に則り、生活困難者等の方々への施設利用を含め高齢者福祉サービスの向上を中心に、また、取手市域から信頼される高齢者介護ケアサービスの要として、事業を実施してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響が事業運営にも大きく影響しました。詳細につきましては、以下のとおり報告いたします。

I 公益事業

1 介護老人保健施設サービスの運営（生活困難者等の方の利用状況）

<居住費・食費の自己負担限度額のある方の利用状況>

- (1) 生活保護等の方、老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方 0名/年間実利用者数
- (2) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 241名/年間実利用者数
- (3) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で、上記(1)、(2)に該当しない方 245名/年間実利用者数

2 短期入所療養介護サービス（ショートステイ）の運営（生活困難者等の方の利用状況）

<居住費・食費の自己負担限度額のある方の利用状況>

- (1) 生活保護等の方、老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方 2名/年間実利用者数
- (2) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 11名/年間実利用者数
- (3) 世帯全員が市区町村民税非課税の方で、上記(1)、(2)に該当しない方 42名/年間実利用者数

3 事業計画に基づいた入所及び短期入所事業の状況報告

- (1) 入所年間延利用者数 28,985名（1日平均利用者数79.4名）
短期入所年間延利用者数 1,022名（1日平均利用者数3.0名）
平均年齢 入所者86.1歳，短期入所者85.4歳

(2) 家族会の実施

新型コロナウイルス感染防止により中止

(3) 内部（自己）及び外部（ご利用者様）評価の実施

（緑寿荘ホームページ及び広報誌で公表）

<内部（自己）評価>

- ・2019年度アクシデント発生集計報告

<外部（ご利用者様）評価>

- ・2019年度食事満足度調査集計報告
- ・2019年度通所リハビリテーション満足度調査報告
- ・2019年度苦情クレーム集計報告

(4) リスク管理・感染症対策・事故防止・身体拘束廃止等への対応の実施

毎月第4金曜日に安全・衛生委員会を中心に、報告に基づいて各事例を多方面から分析検討し、事故予防対策等の徹底を図りました。

(5) 「食」に関する安心安全サービスの充実

毎月行われる栄養管理会議を中心に検討し、安心安全な食事を提供しました。

<食事プロジェクト>

- | | |
|----------------------|-------|
| ・流しそうめん | 中止 |
| ・毎月のお楽しみ献立（季節行事食を含む） | 月3回実施 |
| ・毎月のイベント | 月1回実施 |
| ・調理クラブ | 中止 |
| ・外出してのランチ（期間：4月～12月） | 中止 |
| ・お茶会 | 週1回実施 |
| ・すし祭り | 中止 |

*中止については、新型コロナウイルス感染防止対策による

(6) リハビリ専門施設としての更なる充実

在宅復帰施設としての要であるリハビリを下記のとおり実施しました。

①状態別リハビリテーションの実施状況

様々な状態に合わせたリハビリテーションを行い、身体機能の維持向上に努めてまいりました。

<個別生活動作療法>

関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習）、起居動作練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段

(段差)昇降練習

<物理療法(疼痛の緩和)>

ホットパック(湿式・乾式), マイクロ波, 低周波, 足浴

<浮腫療法>

リンパマッサージ, メドマー(治療器械), 筋力増強運動(マシンを使った練習を含む), 足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション(見当識の訓練), 学習療法, 回想法, 運動療法, リラクゼーション・マッサージ療法, 作業療法

<摂食嚥下療法>

直接的嚥下訓練(食物を使った訓練), 間接的訓練(口腔体操(発声練習含む)・アイスマッサージ)

リハビリ実施回数

(対象者:入所, 短期入所者)

リハビリ内容	実人数	延実施回数
個別生活動作療法	182人	14,381回
物理療法(疼痛の緩和)	17人	959回
浮腫療法	19人	2,083回
個別及び集団での認知療法	91人	3,324回
摂食嚥下療法	13人	557回

②在宅復帰のご利用者様への退所前後訪問の実施

在宅復帰されるご利用者様のご自宅に退所前後に訪問して, 快適な生活が営めるように専門職の観点から必要なサービス計画を立案し, 実施しました。

<年間在宅復帰件数> 40件(内40件に退所前後訪問を実施)

(7) 消防訓練

2020年11月に机上訓練を実施し, 12月に総合訓練(通報訓練, 消火訓練, 避難誘導訓練, 夜間想定訓練)を実施しました。

(8) 管理業務に関すること

①各設備保守点検(主なもの)

- ・エレベーター保守(遠隔監視:随時, 定期:毎月)
- ・電気工作物保守(毎月1回実施)
- ・消防設備点検保守(年2回実施)
- ・その他の設備保守(毎月1回実施)

②各設備法定検査及び報告（主なもの）

- ・エレベーター法定検査
- ・簡易専用水道管理検査（受水槽関係を含む）

4 通所リハビリテーションサービスの運営

(1) 生活困難者等の方の利用状況

＜食費の自己負担限度額のある方の利用状況＞

生活保護等の方，老齢福祉年金受給者の方で世帯全員が市区町村民税非課税の方 2名／年間実利用者数

(2) 事業計画に基づいた通所リハビリテーションの状況報告

在宅生活の要である通所リハビリテーションは，他の通所サービスとは異なり，医師・療法士・看護師・介護士等の多職種が個別ケアプランに基づきリハビリテーションを実施しています。また，単にリハビリテーションの提供だけでは通う楽しみも半減してしまいます。そうした観点より，ご利用者様に満足いただけるように各種イベントを開催して，楽しみながらリハビリが行えるサービスの提供に努め，継続したリハビリテーションの効果で身体機能の維持向上に努めてまいりました。

① 年間延利用者数 8, 198人 平均年齢 82.8歳

②リハビリテーションの実施状況

＜個別生活動作療法＞

関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習），起居動作練習，移乗動作練習，歩行練習，トイレ動作練習，床上動作練習，階段（段差）昇降練習

＜物理療法（疼痛の緩和）＞

ホットパック（湿式・乾式），マイクロ波，低周波，足浴

＜浮腫療法＞

リンパマッサージ，メドマー（治療器械），筋力増強運動（マシンを使った練習を含む），足浴

＜個別及び集団での認知療法＞

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練），学習療法，回想法，運動療法，リラクゼーション・マッサージ療法，作業療法

リハビリ実施回数

（対象者：通所リハビリ）

リハビリ内容	実人数	延実施回数
個別生活動作療法	120人	6,668回

物理療法（疼痛の緩和）	49人	2,598回
浮腫療法		該当者なし
個別及び集団での認知療法	1人	12回

③各種イベント等

<月例会>

ご利用される皆様に喜んでいただけるイベント等を立案して、通う楽しみを提供し、継続したりハビリの提供ができるように下記のとおり計画しましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、全ての月例会を中止しました。

中止したイベント内容
お花見外出会
緑寿荘大運動会
大相撲 緑寿荘場所
通所「夏祭り」
すいか祭り
敬老週間
カラオケ大会
芋煮会
クリスマス会
新春紅白歌合戦
節分
鯰祭り（寿司店による出張寿司）
さくら祭り

5 地域包括支援センター事業の運営

取手市内の第2圏域内（稲，野々井，井野台三～五丁目，駒場，新町，寺田，中原町，西，白山，本郷）に居住する高齢者を対象に，以下の事業を実施しました。

(1) 包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアプランを作成し，プランに基づき地域支援事業（取手市独自の事業）を行いました。

- ・介護予防マネジメント（通所型・訪問型）871件（国保連請求数）
- ・元気ハツラツ教室（新型コロナウイルス感染防止対策により中止）
- ・その他一般介護予防支援事業への支援 未実施

- ・その他の相談件数 455件

②総合相談・支援

相談対応及び専門的・継続的な相談支援や実施に当たって必要なネットワークの構築，地域の高齢者の状況の実態把握を行いました。

- ・相談登録者数 2,836名
- ・相談件数 8,046件

③権利擁護

地域の民生委員，介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない問題について，成年後見制度の活用促進，老人福祉施設等への措置の支援，高齢者虐待への対応，困難事例への対応，消費者被害の防止に関する諸制度を活用し，個別及び対策会議を開催して対応しました。

- ・相談件数 962件
- ・成年後見制度市長申立てへの支援 6名
- ・高齢者虐待防止への支援 10名
- ・高齢者虐待に関する会議 18回
- ・成年後見に関する会議 3回
- ・消費生活セミナーの開催（新型コロナウイルス感染防止により中止）

④包括的・継続的ケアマネジメント支援

包括的，継続的なケア体制の構築，地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用，介護支援専門員に対する日常的個別指導相談，地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行いました。

- ・相談件数 2,530件
- ・困難ケース同行，会議等参加 52回
- ・介護事業所職員との意見交換会（新型コロナウイルス感染防止により中止）
- ・個別事例検討の実施（新型コロナウイルス感染防止により中止）

⑤生活支援体制整備事業

地域住民と話し合いを重ね，多様な日常生活上の必要な支援体制の整備強化及び，高齢者の社会参加のための協議会を開催しました。

- ・地域支え合いづくり推進協議会等 4回（内2回はオンラインで開催）
- ・地域住民との話し合い 1回
- ・地域商店街訪問（新型コロナウイルス感染防止により中止）

(2) 介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービスを適切に利用することができるように、介護予防サービス計画の作成やサービス等の提供が確保されるように、事業者等の関係機関との連絡調整を行いました。

- ・介護予防マネジメント 1, 143件（国保連請求数）

（3）その他

①高齢者の実態把握に関する事業

事前に把握している圏域にお住まいの高齢者のご自宅に訪問し、実態把握に関する調査を行い、必要に応じて対応を図りました。

- ・対象高齢者数 610名（内訳：独居500名・高齢者世帯110名）

②介護予防に関する普及啓発を行う事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット等の作成及び配布、有識者等による講演会や相談会等の開催など、市が介護予防の普及啓発として効果があると認める事業を行いました。

- ・健康教育 4回
- ・げんきサロン、ふれあいサロン、高齢者クラブへの訪問 3回

③介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業

- ・認知症サポーター養成講座 2回
- ・認知症についての講話（新型コロナウイルス感染防止により中止）
- ・認知症サポーターステップアップ養成講座（新型コロナウイルス感染防止により中止）

④介護予防に関する事業に係る評価を行う事業及び介護保険法に規定する任意事業

- ・配食サービス実態把握事業 26件

⑤認知症初期集中支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした事業を行いました。

対象者 2名

- ・認知症初期集中支援チーム員会議 9回

(構成メンバー：医師，保健師，主任介護支援専門員)

- ・チーム医師同行訪問 1回
- ・医療機関等への受診同行 4回

⑥地域ケア会議推進事業

- ・地域ケア会議 15回
- ・介護予防普及展開事業地域ケア会議 1回

⑦その他の事業

地域連携専門職向け研修会は，新型コロナウイルス感染防止により中止しました。

6 職員の処遇改善

(1) 人事考課

職員がそれぞれ1年間の具体的な業務や，自己啓発に関する目標を上司を交え立案し，期首・期末にそれぞれ面談を行い，目標に対して評価を行いました。

(2) 職員教育制度の充実

職員教育制度を充実させ，サービス提供者としてふさわしい職員となるための教育プログラムを実施しました。

また，他の先進施設への実務研修や勉強会等の拡充，外部研修会（事例発表）等への参加を通じ，看護・介護・リハビリ等のスタッフ間で技能向上に努めた交流を行いました。

<施設内研修（職員対象・勉強会等を含む）>

研修内容	参加人数
職員研修（就業規則，関係法令，倫理規定，処遇改善）	8名
口腔ケアと実際（外部歯科医師による）	17名
認知症について（外部臨床心理士による）	28名
排泄障害支援について	17名
新型コロナウイルス感染の知識と対応（外部講師による）	32名
看取りの振り返りを実施するためのガイドライン	19名
老健施設における薬と管理について	18名
認知症ケアについて	15名
非常災害時の対応について	12名
処遇改善・特定処遇改善・36協定・同一労働同一賃金について	37名

アクシデント・安全管理について	中止
身体拘束の排除について	中止
皮膚トラブルと褥瘡管理・BLS（一次救命処置）研修	中止
栄養マネジメントについて	中止
骨粗しょう症・更年期障害について	中止
地域包括ケアシステムにおける地域ケア会議について	中止
居宅サービスとしての通所リハビリテーション	中止
在宅復帰支援と地域連携について	中止
ハラスメント防止について	中止
施設内研修合計	203名

<職員外部研修>

研修内容	研修回数等	参加者数
主任介護支援専門員更新研修オンライン研修	8日間	1名
令和3年度介護報酬改定内容オンライン研修	1日	12名
令和3年度介護報酬改定具体的実施内容オンライン研修	1日	10名
高齢者虐待対応現任者オンライン研修	1回	5名

(3) 健康管理部による健康管理の徹底

介護施設で働く職員環境の改善や職員の健康管理を目的に、下記項目を実施して、職員の健康管理に努めました。

①健康管理活動

- ・定期健康診断
2020年7月～12月に実施（夜勤従事者含む）
- ・産業医による保健指導及び健康相談を毎月第3金曜日に実施しました。
- ・職員ストレスチェックを2020年11月に実施しました。

②教育活動

新型コロナウイルス感染防止のために中止

③健康づくり活動

新型コロナウイルス感染防止のために中止

④サービス向上及び処遇改善会議等

会議等の名称	参加職種	実施状況	会議等の主な内容
管理職戦略会議	施設長，事務長，課長，課長補佐，係長	1回/月	施設運営上の戦略会議

運営委員会	各職種の主任以上及び代表者	1回/月	①業務上の問題点の検討及び改善 ②月例決算状況の把握
安全・衛生委員会	施設長（医師），事務長，看護職，介護職，療法職，支援相談員，管理栄養士，介護支援専門員	1回/月	安全衛生に関する検討会 ①事故防止対策 ②感染症対策 ③身体拘束廃止 ④苦情クレーム対応 ⑤内部・外部評価の実施 ⑥問題点の把握及び改善
職員安全・衛生委員会	産業医，各係長以上	1回/月	職員の健康管理対策
ターミナルケア委員会	医師，事務長，各係長以上及びターミナル委員	随時	ターミナルケアの向上及びターミナルケア対象者への対応に関する会議
新聞広報委員会	施設長，事務長，各職種代表者	1回/月	緑寿荘だより（広報誌）やホームページでの広報活動の企画・原案作成及びホームページの運営
看護介護課会議	①リーダー・主任会議	1回/月	①業務上の問題点の改善要望等の把握
	②各種委員会会議	1回/月	②リスク・衛生・ケアサービス・レクリエーション・記録等の各グループ担当によるサービス向上を目的とした検討会
	③看護会議	1回/月	③看護職の業務上の問題点の検討及び改善
	④栄養管理会議	1回/月	④施設での給食提供に関する改善検討
サービス担当者会議	医師，事務長，看護職，介護職，療法職，支援相談員，管理栄養士，介護支援専門員	1回/週	①利用予定者の入所判定・退所判定 ②入所者の定期的なケアサービスの検討
ベッドコントロール会議	各職種代表者	1回/週	ご利用予定者様のベッドコントロール会議

通所事業所会議	①担当者会議	随時	①ご利用者様へのサービス提供内容を確認するため、ご本人・ご家族・担当ケアマネージャー等が集まり適切なサービスを提供しているか確認するもの
	②業務会議	1回/隔週	②通所業務のサービス向上を目的に行うもの
	③運営会議	1回/隔週	③利用率の向上を図るための運営会議
	④ケア会議	1回/週	④ご利用者様のケアプランの見直し等を行うもの
	⑤運転会議	1回/月	⑤送迎を無事故で行うための安全確認会議
地域包括支援センター月例会議	センター長，センター職員	1回/月	毎月の事業の進捗状況の確認及び翌月の事業の計画
居宅介護支援事業所月例会議	管理者，主任介護支援専門員，介護支援専門員	1回/月	①業務状況の確認 ②毎月の給付管理状況の確認及びご利用者様のケアプランの確認

7 広報誌「緑寿荘だより」内容及び内部（自己）・外部（ご利用者様）評価の公開

発行月	主な内容	発行部数
秋号 (12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内新型コロナウイルス感染対策 ・施設防災対策 ・2019年度食事に関するアンケート集計報告（外部評価） ・2019年度通所リハビリ満足度調査集計報告（外部評価） ・新人職員紹介 ・寄付金報告 	500部
新春号 (1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長新年挨拶及び抱負 ・認知症を有するご利用者様への対応 ・2019年度アクシデント発生集計報告（内部評価） ・2019年度苦情クレーム集計報告（外部評価） ・地域包括支援センター機能紹介 ・新規ご利用者 ・寄付金報告 	500部

*なお、春号及び夏号については、緊急事態宣言期間により発行を中止しました。

8 高齢者の公衆衛生に関する指導相談事業等

(1) 「緑寿荘セミナー」の開催

新型コロナウイルス感染防止のために中止

(2) 「元気ハツラツ教室（運動機能維持向上教室）」の開催

新型コロナウイルス感染防止のために中止

(3) 「認知症予防セミナー」の開催

新型コロナウイルス感染防止のために中止

(4) 生涯学習出前講座

新型コロナウイルス感染防止のために中止

II その他の事業

居宅介護支援事業

高齢者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援を行ってまいりました。

(1) 多様化する居宅介護支援事業所としての各種対応

①高齢者福祉サービスの相談窓口として、各種サービスの紹介・取次ぎ申請代行等を行ってまいりました。

②毎週水曜日に各介護支援専門員のケース情報を共有し、いつでもバックアップを行えるチームケアの体制を構築してまいりました。

③24時間の相談体制により、ご利用様が安心して在宅での生活が継続できるようにしてまいりました。

(2) 多様なニーズを持つご利用者様に対応できる介護支援専門員の育成

①計画的な事業所内研修の実施により、個々の知識と援助技術を深めてまいりました。

②各種研修会等へ積極的に参加し、地域の介護支援情報の把握・介護保険制度の変化等の情報を収集し、適切な援助を行えるようにしてまいりました。

III 理事会，評議員会等に関すること

会議名	日時	場所等	協議事項
監査	R2.5.8 PM2:00より	緑寿荘第2厚生室	○ 2019年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算監査を実施
理事会 (第1回)	R2.5.11	議決の省略	○ 2019年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業報告及び決算書類等の承認について(原案可決) ○ 2020年度第1回評議員会の開催について(原案可決)
理事会 (第2回)	R2.11.19 PM7:00より	緑寿荘第2厚生室	○ 2020年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団半期の決算状況について(報告)
理事会 (第3回)	R3.2.18 PM7:00より	緑寿荘第2厚生室	○ 2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について(原案可決) ○ 2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について(原案可決) ○ 2020年度第2回評議員会の開催について(原案可決)
評議員会 (第1回)	R2.5.26	議決の省略	○ 2019年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業報告について(報告) ○ 2019年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算書類等の承認について(原案可決) ○ 理事及び監事の辞任について(報告) ○ 理事及び監事の選任について(原案可決)
評議員会 (第2回)	R3.3.1	議決の省略	○ 2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画の承認について(原案可決) ○ 2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認について(原案可決)

IV 会計に関すること

<介護老人保健施設会計>

建物更新及び設備の維持のための財源の積立て及び管理

<地域包括支援センター会計>

地域包括支援センターに関する会計管理

<居宅介護支援会計>

居宅介護支援事業所に関する会計管理

<法人会計>

理事会，評議員会，公益法人の運営管理

2020年度緑寿荘利用状況

月	利用形態	運営日数	延べ利用者数	日平均利用者数	入所者数	退所者数	通所(平日)稼働率	通所(土)稼働率	入所稼働率(短期含)	在宅復帰率	入所の平均年齢	利用者内訳							
												取手市民			その他				
												男	女	計	%	男	女	計	%
4月	入所	30	2,480	82.7	5	7						16	49	65	75.6%	2	19	21	24.4%
	シヨート	30	96	3.2	16	15	53.2%	52.5%	100.0%		86.0	2	8	10	90.9%	0	1	1	9.1%
	通所(平日)	22	585	26.6								26	42	68	94.4%	0	4	4	5.6%
	通所(土)	4	42	10.5								44	99	143	84.6%	2	24	26	15.4%
	合計											14	51	65	76.5%	3	17	20	23.5%
5月	入所	31	2,473	79.8	6	7						3	5	8	80.0%	0	2	2	20.0%
	シヨート	31	89	2.9	16	17	55.2%	54.0%	42.9%		86.6	27	38	65	94.2%	0	4	4	5.8%
	通所(平日)	21	580	27.6								44	94	138	84.1%	3	23	26	15.9%
	通所(土)	5	54	10.8								16	48	64	75.3%	2	19	21	24.7%
	合計											3	8	11	91.7%	0	1	1	8.3%
6月	入所	30	2,429	81.0	7	5						28	44	72	92.3%	1	5	6	7.7%
	シヨート	30	88	2.9	21	21	61.5%	68.8%	40.0%		86.3	47	100	147	84.0%	3	25	28	16.0%
	通所(平日)	22	676	30.7								16	49	65	76.5%	2	18	20	23.5%
	通所(土)	4	55	13.8								3	7	10	71.4%	0	4	4	28.6%
	合計											28	49	77	92.8%	1	5	6	7.2%
7月	入所	31	2,462	79.4	9	11						47	105	152	83.5%	3	27	30	16.5%
	シヨート	31	91	2.9	25	24	65.0%	60.0%	45.5%		85.8	18	49	67	78.8%	1	17	18	21.2%
	通所(平日)	23	748	32.5								3	8	11	78.6%	0	3	3	21.4%
	通所(土)	4	48	12.0								28	45	73	92.4%	1	5	6	7.6%
	合計											47	102	151	84.8%	2	25	27	15.2%
8月	入所	31	2,405	77.6	8	7						18	49	67	79.8%	1	16	17	20.2%
	シヨート	31	92	3.0	23	23	62.2%	47.0%	42.9%		85.6	2	6	8	72.7%	0	3	3	27.3%
	通所(平日)	21	653	31.1								3	8	11	78.6%	0	3	3	21.4%
	通所(土)	5	47	9.4								28	45	73	92.4%	1	5	6	7.6%
	合計											49	102	151	84.8%	2	25	27	15.2%
9月	入所	30	2,419	80.6	8	6						18	49	67	79.8%	1	16	17	20.2%
	シヨート	30	73	2.4	17	17	60.6%	53.8%	66.7%		85.6	2	6	8	72.7%	0	3	3	27.3%
	通所(平日)	22	667	30.3								27	45	72	93.5%	1	4	5	6.5%
	通所(土)	4	43	10.8								47	100	147	85.5%	2	23	25	14.5%
	合計											19	44	63	80.8%	1	14	15	19.2%
10月	入所	31	2,323	74.9	4	12						4	11	15	75.0%	1	4	5	25.0%
	シヨート	31	116	3.7	30	29	61.1%	50.0%	58.3%		86.1	26	46	72	94.7%	1	3	4	5.3%
	通所(平日)	22	672	30.5								49	101	150	86.2%	3	21	24	13.8%
	通所(土)	5	50	10.0															
	合計																		

2020年度緑寿荘利用状況

別紙1

月	利用形態	運営日数	延べ利用者数	日平均利用者数	入所者数	退所者数	通所(平日)稼働率	通所(土)稼働率	入所稼働率(短期含)	在宅復帰率	入所の平均年齢	利用者内訳							
												取手市民			その他				
												男	女	計	%	男	女	計	%
11月	入所	30	2,124	70.8	12	5						17	46	63	77.8%	2	16	18	22.2%
	シヨート	30	146	4.9	31	34	59.0%	45.0%	75.7%	20.0%	86.5	2	8	10	83.3%	0	2	2	16.7%
	通所(平日)	21	620	29.5								23	46	69	94.5%	1	3	4	5.5%
	通所(土)	4	36	9.0								42	100	142	85.5%	3	21	24	14.5%
	合計											16	49	65	75.6%	3	18	21	24.4%
12月	入所	31	2,499	80.6	11	7						2	10	12	92.3%	0	1	1	7.7%
	シヨート	31	58	1.9	20	18	57.8%	45.0%	82.5%	42.9%	85.8	26	44	70	94.6%	1	3	4	5.4%
	通所(平日)	23	665	28.9								44	103	147	85.0%	4	22	26	15.0%
	通所(土)	4	36	9.0								16	52	68	77.3%	3	17	20	22.7%
	合計											1	9	10	90.9%	0	1	1	9.1%
1月	入所	31	2,596	83.7	8	2						27	41	68	94.4%	1	3	4	5.6%
	シヨート	31	59	1.9	16	19	56.0%	48.8%	85.6%	0.0%	86.1	44	102	146	85.4%	4	21	25	14.6%
	通所(平日)	20	560	28.0								16	51	67	77.9%	3	16	19	22.1%
	通所(土)	4	39	9.8								2	6	8	88.9%	0	1	1	11.1%
	合計											29	41	70	94.6%	1	3	4	5.4%
2月	入所	28	2,281	81.5	2	8						47	98	145	85.8%	4	20	24	14.2%
	シヨート	28	43	1.5	12	10	57.0%	43.8%	83.0%	25.0%	86.2	16	53	69	77.5%	3	17	20	22.5%
	通所(平日)	20	570	28.5								1	6	7	87.5%	0	1	1	12.5%
	通所(土)	4	35	8.8								27	48	75	93.8%	2	3	5	6.3%
	合計											44	107	151	85.3%	5	21	26	14.7%
3月	入所	31	2,494	80.5	9	7						198	590	788		26	204	230	
	シヨート	31	71	2.3	14	16	59.2%	45.0%	82.7%	42.9%	86.4	28	92	120		1	24	25	
	通所(平日)	23	681	29.6								322	529	851		11	45	56	
	通所(土)	4	36	9.0								548	1211	1759	85.0%	38	273	311	15.0%
	合計											16.5	49.2	65.7	77.4%	2.2	17.0	19.2	22.6%
年間延べ数	入所	304	2,415.4	79.4	7.4	7.0						2.3	7.7	10.0	82.8%	0.1	2.0	2.1	17.2%
	シヨート	304	85.2	2.8	20.1	20.3	59.0%	51.1%	82.2%	47.6%	86.1	26.8	44.1	70.9	93.8%	0.9	3.8	4.7	6.2%
	通所(平日)	21.7	639.8	29.5								45.7	100.9	146.6	85.0%	3.2	22.8	25.9	15.0%
	通所(土)	4.3	43.4	10.2															
	合計																		

2020年度 居宅介護支援事業所緑寿荘 相談実績及び介護保険利用者実績 2021年3月末日現在 (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	178	184	183	197	181	199	231	220	204	176	192	206	2,351
来所	5	1	5	3	3	6	6	7	0	3	6	4	49
電話	158	127	167	148	109	131	185	118	156	148	150	194	1,791
その他	21	19	16	34	37	24	20	20	28	22	23	24	288
合計	362	331	371	382	330	360	442	365	388	349	371	428	4,479
支援1	19	19	21	21	21	21	22	21	22	20	20	21	248
支援2	18	18	21	22	21	20	19	19	22	21	20	20	241
事業対象者	6	5	6	6	5	5	5	4	4	4	4	4	58
計	43	42	48	49	47	46	46	44	48	45	44	45	547
介護度1	76	76	71	71	71	76	78	76	79	77	75	78	904
介護度2	42	42	45	46	46	45	48	47	45	43	46	46	541
介護度3	19	18	21	21	19	19	20	21	19	19	21	22	239
介護度4	6	4	3	5	7	6	6	6	4	2	2	3	54
介護度5	8	9	8	9	9	7	7	8	8	6	5	5	89
計	151	149	148	152	152	153	159	158	155	147	149	154	1,827
合計	194	191	196	201	199	199	205	202	203	192	193	199	2,374
認定区分別対象者													

2020年度 地域包括支援センター相談業務年間実績報告書

(単位:人)

項目	月												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
相談件数	52	45	107	77	110	149	118	68	91	59	65	110	1,051
来所	440	482	753	688	589	682	656	807	594	610	535	688	7,524
電話	161	76	392	280	290	326	441	336	324	250	239	303	3,418
訪問	653	603	1,252	1,045	989	1,157	1,215	1,211	1,009	919	839	1,101	11,993
合計	152	223	262	193	238	237	222	193	234	180	155	243	2,532
本人	138	88	226	240	210	254	244	231	169	188	182	226	2,396
家族	207	156	388	353	306	319	376	364	335	320	215	285	3,624
介護支援専門員	21	21	83	56	50	67	91	97	57	33	56	81	713
介護サービス事業所職員	50	67	165	103	94	132	132	187	135	130	134	137	1,466
行政関係者	63	19	101	34	32	83	80	94	49	43	35	74	707
関係機関	5	23	20	60	39	49	39	33	23	19	42	44	396
民生委員	17	6	7	6	20	16	31	12	7	6	20	11	159
近隣・知人	653	603	1,252	1,045	989	1,157	1,215	1,211	1,009	919	839	1,101	11,993
合計	22	23	35	21	45	54	53	61	32	23	51	35	455
第一号介護予防支援事業	57	41	112	87	46	79	92	124	58	100	82	84	962
虐待・権利擁護	257	136	285	235	239	221	280	232	211	154	115	165	2,530
包括的・継続的ケアマネジメント	18	20	60	70	47	54	58	56	67	80	50	70	650
認知症に関すること	154	145	364	294	284	400	399	403	332	298	273	347	3,693
介護保険に関すること	141	235	389	314	303	318	322	315	297	258	253	380	3,525
高齢福祉に関すること	4	3	7	24	25	31	11	20	12	6	15	20	178
その他	653	603	1,252	1,045	989	1,157	1,215	1,211	1,009	919	839	1,101	11,993
合計													

2020年度 地域包括支援センター相談登録者数

(単位:人)

人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前月登録数	2,410	2,419	2,489	2,578	2,601	2,642	2,704	2,730	2,740	2,770	2,792	2,811
新規相談者数	9	70	89	23	41	62	26	10	30	22	89	23
登録者合計	2,419	2,489	2,578	2,601	2,642	2,704	2,730	2,740	2,770	2,792	2,881	2,834

2020年度 地域包括支援センター研修実績

(単位:回)

研修内容	参加回数
地域ケアシステム関係	6
認知症関係	17
権利擁護関係	9
介護保険・福祉制度関係	17
ケアマネジメント等関係	2
合計	51

2020年度

決算報告書

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

介護老人保健施設会計
地域包括支援センター会計
居宅介護支援事業所会計
法人会 計

貸借対照表
2021年3月31日現在
(総括表)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	536,122	511,309	24,813
普通預貯金	73,856,684	74,429,880	△ 573,196
定期預貯金	25,558,178	25,558,178	0
立替金	530,218	520,126	10,092
医業未収金	83,744,661	88,971,417	△ 5,226,756
未収金	7,861,635	10,264,416	△ 2,402,781
前払金	0	152,790	△ 152,790
貸倒引当金	△ 501,382	△ 504,039	2,657
他会計へ配賦	59,753,446	57,984,632	1,768,814
流動資産合計	251,339,562	257,888,709	△ 6,549,147
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預貯金	35,000,000	35,000,000	0
基本財産合計	35,000,000	35,000,000	0
(2) 特定資産			
建物更新引当預貯金	391,731,176	391,731,176	0
建物設備維持引当預貯金	121,736,898	121,736,898	0
退職給付引当預貯金	20,030,944	20,027,914	3,030
建物	948,676,323	994,600,836	△ 45,924,513
特定資産合計	1,482,175,341	1,528,096,824	△ 45,921,483
(3) その他の固定資産			
構築物	1,626,077	1,893,377	△ 267,300
什器備品	2,567,620	2,956,902	△ 389,282
車両	5,462,480	4,634,713	827,767
医療用器械	18,270,544	19,295,356	△ 1,024,812
その他の器械	256,521	294,848	△ 38,327
施設利用権	415,535	644,088	△ 228,553
ソフトウェア	206,968	302,338	△ 95,370
長期貸付金	164,186	0	164,186
その他の固定資産合計	28,969,931	30,021,622	△ 1,051,691
固定資産合計	1,546,145,272	1,593,118,446	△ 46,973,174
資産合計	1,797,484,834	1,851,007,155	△ 53,522,321
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,011,780	22,408,373	2,603,407
仮受金	0	15,620	△ 15,620
賞与引当金	24,769,940	24,762,028	7,912
職員預り金	1,696,209	1,577,221	118,988
法人税等充当金	297,000	419,600	△ 122,600
他会計から配賦	59,753,446	57,984,632	1,768,814
流動負債合計	111,528,375	107,167,474	4,360,901
2. 固定負債			
退職給付引当金	96,929,839	82,907,619	14,022,220
固定負債合計	96,929,839	82,907,619	14,022,220
負債合計	208,458,214	190,075,093	18,383,121
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	278,799,549	291,590,059	△ 12,790,510
寄付金	35,000,000	35,000,000	0
指定正味財産合計	313,799,549	326,590,059	△ 12,790,510
(うち基本財産への充当額)	(35,000,000)	(35,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(278,799,549)	(291,590,059)	(△12,790,510)
2. 一般正味財産	1,275,227,071	1,334,342,003	△ 59,114,932
(うち特定資産への充当額)	(1,203,375,792)	(1,236,506,765)	(△33,130,973)
一般正味財産合計	1,275,227,071	1,334,342,003	△ 59,114,932
正味財産合計	1,589,026,620	1,660,932,062	△ 71,905,442
負債及び正味財産合計	1,797,484,834	1,851,007,155	△ 53,522,321

貸借対照表（内訳表）
2021年3月31日現在

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計		収益事業会計		法人会計	内部取引消去	合計
	介護老人保健施設会計	地域包括支援センター会計	取 益 事 業	そ の 他 事 業 （ 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 会 計）			
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金	445,837	60,793	0	0	29,492	0	536,122
普通預貯金	23,433,341	3,121,991	0	15,235,012	32,066,340	0	73,856,684
定期預貯金	25,558,178	0	0	0	0	0	25,558,178
立替金	11,039,084	0	0	0	0	△ 10,508,866	530,218
医業未収金	78,833,629	0	0	4,911,032	0	0	83,744,661
未収金	0	7,245,162	0	616,473	0	0	7,861,635
前払金	0	0	0	0	0	0	0
仮払金	0	0	0	0	0	0	0
短期貸付金	19,142,392	0	0	0	0	△ 19,142,392	0
貸倒引当金	△ 501,382	0	0	0	0	0	△ 501,382
他会計へ配賦	34,134,683	23,805,569	0	1,791,125	22,069	0	59,753,446
流動資産合計	192,085,762	34,233,515	0	22,553,642	32,117,901	△ 29,651,258	251,339,562
2. 固定資産							
(1) 基本財産							
基本財産引当預貯金	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
基本財産合計	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
(2) 特定資産							
建物更新引当預貯金	385,071,747	0	0	6,267,698	391,731	0	391,731,176
建物設備維持引当預貯金	121,736,898	0	0	0	0	0	121,736,898
退職給付引当預貯金	20,030,944	0	0	0	0	0	20,030,944
建物	932,548,826	0	0	15,178,821	948,676	0	948,676,323
特定資産合計	1,459,388,415	0	0	21,446,519	1,340,407	0	1,482,175,341
(3) その他の固定資産							
構築物	1,598,434	0	0	26,017	1,626	0	1,626,077
什器備品	2,490,285	1	0	77,334	0	0	2,567,620
車両	5,462,479	0	0	1	0	0	5,462,480
医療用器械	18,270,544	0	0	0	0	0	18,270,544
その他の器械	256,521	0	0	0	0	0	256,521
施設利用権	415,535	0	0	0	0	0	415,535
ソフトウェア	206,968	0	0	0	0	0	206,968
長期貸付金	164,186	0	0	0	0	0	164,186
その他の固定資産合計	28,864,952	1	0	103,352	1,626	0	28,969,931
固定資産合計	1,523,253,367	1	0	21,549,871	1,342,033	0	1,546,145,272
資産合計	1,715,339,129	34,233,516	0	44,103,513	33,459,934	△ 29,651,258	1,797,484,834
II 負債の部							
1. 流動負債							
未払金	21,761,784	12,866,120	0	889,775	2,967	△ 10,508,866	25,011,780
費与引当金	21,073,264	1,840,024	0	1,843,856	12,796	0	24,769,940
職員預り金	1,696,209	0	0	0	0	0	1,696,209
短期借入金	0	0	0	14,835,067	4,307,325	△ 19,142,392	0
法人税等充当金	0	0	0	297,000	0	0	297,000
他会計から配賦	25,734,629	25,354,262	0	6,903,221	1,761,334	0	59,753,446
流動負債合計	70,265,886	40,060,406	0	24,768,919	6,084,422	△ 29,651,258	111,528,375
2. 固定負債							
退職給付引当金	93,983,172	2,722,150	0	0	224,517	0	96,929,839
固定負債合計	93,983,172	2,722,150	0	0	224,517	0	96,929,839
負債合計	164,249,058	42,782,556	0	24,768,919	6,308,939	△ 29,651,258	208,458,214
III 正味財産の部							
1. 指定正味財産							
地方公共団体補助金	278,799,549	0	0	0	0	0	278,799,549
寄付金	35,000,000	0	0	0	0	0	35,000,000
指定正味財産合計	313,799,549	0	0	0	0	0	313,799,549
(うち基本財産への充当額)	(35,000,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(35,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(278,799,549)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(278,799,549)
2. 一般正味財産	1,237,290,522	△ 8,549,040	0	19,334,594	27,150,995	0	1,275,227,071
(うち特定資産への充当額)	(1,203,375,792)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1,203,375,792)
一般正味財産合計	1,237,290,522	△ 8,549,040	0	19,334,594	27,150,995	0	1,275,227,071
正味財産合計	1,551,090,071	△ 8,549,040	0	19,334,594	27,150,995	0	1,589,026,620
負債及び正味財産合計	1,715,339,129	34,233,516	0	44,103,513	33,459,934	△ 29,651,258	1,797,484,834

正味財産増減計算書

(総 括 表)

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	3,503	3,504	△ 1
基本財産利息	3,503	3,504	△ 1
特定資産運用益	53,444	52,917	527
事業収益	592,518,877	618,069,750	△ 25,550,873
介護保健施設介護料収益	365,945,987	356,779,992	9,165,995
施設介護報酬収益	324,346,166	317,032,542	7,313,624
施設利用者負担金収益	41,599,821	39,747,450	1,852,371
居宅介護料収益	102,370,307	129,810,499	△ 27,440,192
居宅介護報酬収益	90,859,101	114,716,423	△ 23,857,322
居宅利用者負担金収益	11,511,206	15,094,076	△ 3,582,870
居宅介護支援料収益	29,939,694	30,756,536	△ 816,842
介護予防収益	586,413	551,202	35,211
利用者等利用料収益	93,676,476	100,171,521	△ 6,495,045
介護保険施設利用料収益	20,362,950	21,410,857	△ 1,047,907
居宅介護サービス利用料収益	3,126,468	4,367,970	△ 1,241,502
その他の利用料収益	283,500	430,000	△ 146,500
食費収益	42,654,768	44,515,374	△ 1,860,606
居住費収益	27,248,790	29,447,320	△ 2,198,530
受取補助金等	47,166,053	45,248,481	1,917,572
業務委託金	30,308,997	32,457,971	△ 2,148,974
助成金	4,066,546	0	4,066,546
受取補助金振替額	12,790,510	12,790,510	0
雑収益	1,018,830	1,238,243	△ 219,413
受取利息収益	3,280	1,416	1,864
雑収益	1,015,550	1,236,827	△ 221,277
経常収益計 (A)	640,760,707	664,612,895	△ 23,852,188
(2) 経常費用			
事業費	698,187,775	692,001,782	6,185,993
役員報酬	360,000	360,000	0
給与手当	330,911,963	311,336,856	19,575,107
臨時雇賃金	60,848,308	62,806,851	△ 1,958,543
退職給付費用	25,093,568	30,540,075	△ 5,446,507
法定福利費	56,845,324	55,170,653	1,674,671
医薬品費	4,694,457	5,090,607	△ 396,150
施設療養材料費	741,892	837,971	△ 96,079
その他の材料費	10,135,666	12,855,538	△ 2,719,872
介護給付費減免	9,890,221	9,926,240	△ 36,019
施設消耗器具備品費	660,326	2,062,052	△ 1,401,726
福利厚生費	1,727,886	2,352,890	△ 625,004
旅費交通費	86,220	329,484	△ 243,264
職員被服費	700,904	911,759	△ 210,855
通信費	1,720,529	1,615,479	105,050
消耗品費	9,450,932	6,460,221	2,990,711
消耗器具備品費	2,258,494	702,229	1,556,265
会議費	83,248	10,732	72,516
車両費	1,724,079	2,094,110	△ 370,031
接待交際費	2,268	6,480	△ 4,212
光熱水費	22,908,031	22,832,703	75,328
修繕費	4,201,829	17,289,300	△ 13,087,471
印刷製本費	143,110	154,980	△ 11,870
賃借料	17,569,874	16,820,776	749,098
保険料	1,240,706	1,136,699	104,007
租税公課	191,650	322,350	△ 130,700
雑費	7,602,452	1,440,720	6,161,732
委託費	71,964,605	71,059,359	905,246
研修費	147,056	896,679	△ 749,623
減価償却費	54,283,024	54,294,121	△ 11,097
雑損	1,810	334,692	△ 332,882
貸倒引当金繰入	501,382	504,039	△ 2,657
貸倒引当金戻入	△ 504,039	△ 554,863	50,824

正味財産増減計算書

(総 括 表)

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
管理費	1,390,860	1,548,614	△ 157,754
役員報酬	90,000	285,000	△ 195,000
給与手当	134,244	132,826	1,418
退職給付費用	13,652	23,017	△ 9,365
法定福利費	20,089	19,911	178
旅費交通費	21,000	96,000	△ 75,000
通信費	0	0	0
光熱水費	22,252	22,189	63
修繕費	2,281	14,932	△ 12,651
保険料	404	281	123
租税公課	1,100	1,200	△ 100
雑費	0	400	△ 400
委託費	457,468	456,342	1,126
会議費	16,500	36,946	△ 20,446
接待交際費	179,678	115,866	63,812
諸会費	386,000	296,790	89,210
減価償却費	46,192	46,914	△ 722
経常費用計 (B)	699,578,635	693,550,396	6,028,239
当期経常増減額 (A-B)	△ 58,817,928	△ 28,937,501	△ 29,880,427
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	4	19,367,207	△ 19,367,203
固定資産除去損	4	19,367,207	△ 19,367,203
他会計振替額	0	0	0
法人税等充当額	297,000	419,600	△ 122,600
当期一般正味財産増減額	△ 59,114,932	△ 48,724,308	△ 10,390,624
一般正味財産期首残高	1,334,342,003	1,383,066,311	△ 48,724,308
一般正味財産期末残高	1,275,227,071	1,334,342,003	△ 59,114,932
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△ 12,790,510	△ 12,790,510	0
当期指定正味財産増減額	△ 12,790,510	△ 12,790,510	0
指定正味財産期首残高	326,590,059	339,380,569	△ 12,790,510
指定正味財産期末残高	313,799,549	326,590,059	△ 12,790,510
III 正味財産期末残高	1,589,026,620	1,660,932,062	△ 71,905,442

正味財産増減計算書（内訳表）

2020年4月1日から2021年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部 取引 消去	合計
	介護老人保健 施設会計	地域包括支援 センター会計	収益 事業	その他事業			
				居宅介護支援 事業所会計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	0	0	0	0	3,503	0	3,503
基本財産利息	0	0	0	0	3,503	0	3,503
特定資産運用益	53,444	0	0	0	0	0	53,444
事業収益	561,992,770	586,413	0	29,939,694	0	0	592,518,877
介護保健施設介護料収益	365,945,987	0	0	0	0	0	365,945,987
施設介護報酬収益	324,346,166	0	0	0	0	0	324,346,166
施設利用者負担金収益	41,599,821	0	0	0	0	0	41,599,821
居宅介護料収益	102,370,307	0	0	0	0	0	102,370,307
居宅介護報酬収益	90,859,101	0	0	0	0	0	90,859,101
居宅利用者負担金収益	11,511,206	0	0	0	0	0	11,511,206
居宅介護支援料収益	0	0	0	29,939,694	0	0	29,939,694
介護予防収益	0	586,413	0	0	0	0	586,413
利用者等利用料収益	93,676,476	0	0	0	0	0	93,676,476
介護保険施設利用料収益	20,362,950	0	0	0	0	0	20,362,950
居宅介護サービス利用料収益	3,126,468	0	0	0	0	0	3,126,468
その他の利用料収益	283,500	0	0	0	0	0	283,500
食費収益	42,654,768	0	0	0	0	0	42,654,768
居住費収益	27,248,790	0	0	0	0	0	27,248,790
受取補助金等	16,857,056	27,761,100	0	2,547,897	0	0	47,166,053
業務委託金	0	27,761,100	0	2,547,897	0	0	30,308,997
助成金	4,066,546	0	0	0	0	0	4,066,546
受取地方補助金	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金振替額	12,790,510	0	0	0	0	0	12,790,510
雑収益	772,052	23	0	26,755	220,000	0	1,018,830
受取利息収益	3,232	23	0	25	0	0	3,280
雑収益	768,820	0	0	26,730	220,000	0	1,015,550
経常収益計（A）	579,675,322	28,347,536	0	32,514,346	223,503	0	640,760,707
(2) 経常費用							
事業費	637,645,923	30,538,295	0	30,003,557	0	0	698,187,775
役員報酬	349,200	5,400	0	5,400	0	0	360,000
給与手当	295,847,694	17,132,459	0	17,931,810	0	0	330,911,963
臨時雇賃金	53,734,314	3,882,110	0	3,231,884	0	0	60,848,308
退職給付費用	23,819,868	793,700	0	480,000	0	0	25,093,568
法定福利費	51,170,418	2,604,688	0	3,070,218	0	0	56,845,324
医薬品費	4,694,457	0	0	0	0	0	4,694,457
施設療養材料費	741,892	0	0	0	0	0	741,892
その他の材料費	10,135,666	0	0	0	0	0	10,135,666
介護給付費減免	9,890,221	0	0	0	0	0	9,890,221
施設消耗器具備品費	660,326	0	0	0	0	0	660,326
福利厚生費	1,649,246	37,455	0	41,185	0	0	1,727,886
旅費交通費	53,280	22,000	0	10,940	0	0	86,220
職員被服費	626,519	32,370	0	42,015	0	0	700,904
通信費	1,049,456	340,205	0	330,868	0	0	1,720,529
消耗品費	8,329,136	497,500	0	624,296	0	0	9,450,932
消耗器具備品費	2,209,849	34,512	0	14,133	0	0	2,258,494
会議費	0	83,248	0	0	0	0	83,248
車両費	1,362,151	67,418	0	294,510	0	0	1,724,079
接待交際費	2,268	0	0	0	0	0	2,268
光熱水費	21,902,005	650,000	0	356,026	0	0	22,908,031
修繕費	4,150,827	0	0	51,002	0	0	4,201,829
印刷製本費	112,310	0	0	30,800	0	0	143,110
貸借料	12,729,542	3,094,690	0	1,745,642	0	0	17,569,874
保険料	948,188	120,499	0	172,019	0	0	1,240,706
租税公課	54,650	20,600	0	116,400	0	0	191,650
雑費	6,569,939	1,030,550	0	1,963	0	0	7,602,452
委託費	71,303,223	83,891	0	577,491	0	0	71,964,605
研修費	105,316	5,000	0	36,740	0	0	147,056
減価償却費	53,444,809	0	0	838,215	0	0	54,283,024
雑損	1,810	0	0	0	0	0	1,810
貸倒引当金繰入	501,382	0	0	0	0	0	501,382
貸倒引当金戻入	△ 504,039	0	0	0	0	0	△ 504,039

正味財産増減計算書（内訳表）

2020年4月1日から2021年3月31日まで

（単位：円）

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部取引消去	合計
	介護老人保健施設会計	地域包括支援センター会計	収益事業	その他事業 居宅介護支援事業所会計			
管理費	0	0	0	0	1,390,860	0	1,390,860
役員報酬	0	0	0	0	90,000	0	90,000
給与手当	0	0	0	0	134,244	0	134,244
退職給付費用	0	0	0	0	13,652	0	13,652
法定福利費	0	0	0	0	20,089	0	20,089
旅費交通費	0	0	0	0	21,000	0	21,000
光熱水費	0	0	0	0	22,252	0	22,252
修繕費	0	0	0	0	2,281	0	2,281
保険料	0	0	0	0	404	0	404
租税公課	0	0	0	0	1,100	0	1,100
雑費	0	0	0	0	0	0	0
委託費	0	0	0	0	457,468	0	457,468
会議費	0	0	0	0	16,500	0	16,500
接待交際費	0	0	0	0	179,678	0	179,678
諸会費	0	0	0	0	386,000	0	386,000
減価償却費	0	0	0	0	46,192	0	46,192
経常費用計（B）	637,645,923	30,538,295	0	30,003,557	1,390,860	0	699,578,635
当期経常増減額（A－B）	△ 57,970,601	△ 2,190,759	0	2,510,789	△ 1,167,357	0	△ 58,817,928
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	4	0	0	0	0	0	4
固定資産除去損	4	0	0	0	0	0	4
他会計振替額	1,255,395	0	0	△ 1,255,395	0	0	0
法人税等充当額	0	0	0	297,000	0	0	297,000
当期一般正味財産増減額	△ 56,715,210	△ 2,190,759	0	958,394	△ 1,167,357	0	△ 59,114,932
一般正味財産期首残高	1,294,005,732	△ 6,358,281	0	18,376,200	28,318,352	0	1,334,342,003
一般正味財産期末残高	1,237,290,522	△ 8,549,040	0	19,334,594	27,150,995	0	1,275,227,071
II 指定正味財産増減の部							
一般正味財産への振替額	△ 12,790,510	0	0	0	0	0	△ 12,790,510
当期指定正味財産増減額	△ 12,790,510	0	0	0	0	0	△ 12,790,510
指定正味財産期首残高	326,590,059	0	0	0	0	0	326,590,059
指定正味財産期末残高	313,799,549	0	0	0	0	0	313,799,549
III 正味財産期末残高	1,551,090,071	△ 8,549,040	0	19,334,594	27,150,995	0	1,589,026,620

財産目録

2021年3月31日現在

(単位:円)

その他の固定資産	構築物一式	構築物(外溝・駐車場・植栽)	共有財産であるため、使用面積割合により、公益目的事業、収益事業、法人会計で按分している。	1,626,077
	什器備品一式	什器備品(ロビーソファ)	公益目的事業及び収益事業に使用	2,567,620
	車両	車両8台(特装車5台・ワゴンR・配膳車4台)	公益目的事業及び収益事業に使用	5,462,480
	医療用器械一式	医療用器械(特浴槽/ベッド)	公益目的事業で使用	18,270,544
	その他の器械一式	その他の器械(厨房器具)		256,521
	施設利用権	水道施設負担金		415,535
	ソフトウェア	計算ソフト		206,968
	長期貸付金	奨学金支給		164,186
固定資産合計			1,546,145,272	
資産合計			1,797,484,834	
(流動負債)	未払金	非常勤職員給与	公益目的事業職員給与	4,837,631
		食堂運営委託費	公益目的事業の費用	4,469,521
		賃借料	公益目的事業及び収益事業の費用	857,850
		光熱水費	公益目的事業、収益事業等、法人会計の費用	1,828,713
		その他の事業費	公益目的事業及び収益事業、法人会計の費用	13,018,065
	賞与引当金	職員に対するもの	職員に対する賞与の支払いに備えたもの	24,769,940
	職員預り金	職員に対するもの	公益目的事業職員預り金	1,696,209
	法人税等充当金	法人税に対するもの	収益事業の費用	297,000
他会計から配賦	減価償却費、建物、構築物	収益事業、法人会計から公益目的事業へ	59,753,446	
流動負債合計			111,528,375	
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	96,929,839
固定負債合計			96,929,839	
負債合計			208,458,214	
正味財産			1,589,026,620	

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法
定額法による。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、期末退職給与の自己都合額に相当する金額を計上している。なお、基準変更時差異(59,804,925円)については、平成23年度から、12年間で費用処理している。
賞与引当金	職員の賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
貸倒引当金	医業未収金の貸倒損失に備えるため、法定繰入率により計上している。

(3) 消費税等の会計処理

免税事業者に該当するため、会計処理は税込方式を適用している。

(4) リース取引の処理方法

少額なものを除き、購入時に固定資産として計上している。
減価償却費相当額は、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法で算定している。

(5) 受取補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

業務委託金収益	取手市との委託事業による補助金
助成金	厚生労働省より新型コロナウイルス感染症のための両立支援及び対策用物品購入助成金

(単位：円)

科 目	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
業務委託金	取手市	0	30,308,997	30,308,997	0
助成金	厚労省	0	4,066,546	4,066,546	0
合 計		0	34,375,543	34,375,543	0

2. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産引当預貯金	35,000,000	0	0	35,000,000
建物更新引当預貯金	391,731,176	0	0	391,731,176
建物設備維持引当預貯金	121,736,898	0	0	121,736,898
退職給付引当預貯金	20,027,914	3,030	0	20,030,944
建物	994,600,836	0	45,924,513	948,676,323
合 計	1,563,096,824	3,030	45,924,513	1,517,175,341

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味財 産からの充当額)
基本財産			
基本財産引当預貯金	35,000,000	(35,000,000)	
小 計	35,000,000	(35,000,000)	
特定資産			
建物更新引当預貯金	391,731,176		(391,731,176)
建物設備維持引当預貯金	121,736,898		(121,736,898)
退職給付引当預貯金	20,030,944		(20,030,944)
建物	948,676,323	(278,799,549)	(669,876,774)
小 計	1,482,175,341	(278,799,549)	(1,203,375,792)
合 計	1,517,175,341	(313,799,549)	(1,203,375,792)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	2,149,531,150	1,200,854,827	948,676,323
構築物	66,600,950	64,974,873	1,626,077
什器備品	18,515,231	15,947,611	2,567,620
車両	32,850,210	27,387,730	5,462,480
医療用器械	69,976,895	51,706,351	18,270,544
その他の器械	7,046,780	6,790,259	256,521
施設利用権	4,155,359	3,739,824	415,535
ソフトウェア	8,665,140	8,458,172	206,968
合 計	2,357,341,715	1,379,859,647	977,482,068

5. 担保に供している資産
 担保に供している資産はない。
6. 保証債務等の偶発債務
 保証債務等の偶発債務はない。
7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額 減価償却費計上による振替額	12,790,510
合 計	12,790,510

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表に対する注記に記載している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	24,762,028	24,769,940	24,762,028	0	24,769,940
退職給付引当金	82,907,619	14,022,220	0	0	96,929,839
貸倒引当金	△ 504,039	0	△ 2,657	0	△ 501,382

監査報告書

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団
理事長（代表理事） 藤井信吾 様

私たち監事は、2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査報告

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

2021年5月12日

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団

監事

石橋大輔 印 

公益財団法人 取手市健康福祉医療事業団

監事

稲見 忠一 

2021年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画

I 基本方針

当事業団は取手市域における高齢者等の健康・医療・福祉に関する総合的な向上に寄与することを目的としています。その目的を果たすべく、最新の感染症対策を行ったうえで、高齢者等への総合的な介護事業を進めてまいります。

また、2021年度は介護報酬が改定され、サービス評価も様々な変更点があります。改定にいち早く対応して、より良きサービスが提供できるように、努力を重ねて、ご利用される皆様にご安心してご利用いただけるように、以下の事業を進めてまいります。

<理念>

- 1 ご利用者様の尊厳を守ります。
- 2 安全に配慮しながら、ご利用者様の生活機能の維持・向上を目指し、総合的に支援します。
- 3 ご家族や地域の人々・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるように支援します。

<実践内容>

ご利用者様のケアの実践としてTHF運動を推進して、安心安全のケアサービスを提供いたします。

- 1 Thinking care ご利用者様の立場に立って考える介護
- 2 Hugging care ご利用者様の考えに寄り添う介護
- 3 Follow up care 在宅復帰後もつながりを持ち最後まで関わっていく介護

II 公益事業

- 1 介護老人保健施設サービス及び短期（予防）入所療養介護サービス（ショートステイ）の運営

(1) 生活困難者への支援を目的とした介護老人保健施設の運営

社会福祉法に定める第2種社会福祉事業（自己負担費用の無料又は低額）を行う介護保険施設を運営しています。

これは、生活困難者に対する支援や利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることを目的として、利用料の一部を減免しているものです。

また、短期（予防）入所療養介護サービスでは施設の空きベッドを短期間利用し、在宅生活における身体的機能の低下の予防や家族の介護負担の軽減を目的に事業を行っています。短期（予防）入所療養介護サービスも、生活困難者への支援を目的に減免規程を定め、利用料の一部を減免するサービスを実施しています。

(2) 介護老人保健施設の運営

＜強化型老健の定着と選ばれる介護施設になるために＞

介護老人保健施設の特徴は、何と言っても、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の多職種がご利用者の身体機能に合ったケアプランを立案し、リハビリテーション等を行い、自立した在宅生活が営めるようにする施設であります。地域包括ケアシステムに示された地域連携を図りながら、ご利用者の在宅復帰を着実に推進してまいります。

① 家族会（感染症予防対策により実施できない場合があります。）

ご家族からの施設評価としての意味合いや、日頃の悩みを話し合っていく機会を作り、情報の共有の場としての機能を強化してまいります。

② 安全や衛生の管理

(ア) リスク管理の徹底

要介護状態の高齢者は免疫力の低下を伴っているため、健康・安全両面でハイリスクグループであり、集団生活という状況に起因するリスクや、地域に開かれた施設であるがゆえのリスクを常に抱えています。新規のご利用者様や職員を含めた感染症対策を第一義と考え徹底した管理を行い、安心してご利用いただけるよう、安全・衛生委員会を中心にリスク管理を徹底してまいります。

(イ) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症については、厚生労働省から徹底されている、最新の対策マニュアルを遵守してまいります。

また、新型コロナウイルスや季節性インフルエンザについては、予防ワクチンの接種を実施してまいります。

その他、ノロウイルス・レジオネラ症等の感染症についても引き続き徹底管理してまいります。

衛生管理する上で欠かせない、衛生備品（マスク・手袋等）についても保管数を見直し、通常備蓄の3倍の備品を確保して、不測の事態に備えてまいります。

(ウ) 事故や自然災害や感染症等への対応

現在、施設内での事故防止対策として安全・衛生委員会を設置してひやりはっと報告に基づいて、各事例を多方面から分析検討し、事故予防の対策を図っております。事故が起きてからではなく、未然に防ぐため、ご利用者様個別のアセスメントのみならず、ケアプラン・介護状況・環境・連携体制に至るまできめ細かく検討し、ご利用者様に安心安全なサービスの提供ができるように引き続き努力してまいります。

また、自然災害や感染症等を想定とした対応策をシミュレーションを重ねて不測の事態に備えてまいります。

③ 個別ケアの充実

THFケアをより実践化させたユマニチュード（ご利用者様の目線で正面から見つめ・優しい前向きな事を何度も話しかけ・ご利用者様と触れ合いながら寝たきりにならないようになるべく立位保持を促す。以上4つの介助方法を用いた手法）を柱にした介護を実践してまいります。

また、老人保健施設の特徴の一つでもある多職種（医師，看護職，介護職，理学・作業療法士，言語聴覚士，薬剤師，管理栄養士，ケアマネージャー等）協働でご利用者様の個別ケアの充実を更に高めてまいります。

(ア) 要介護状態の重度化への対応

胃ろう・CV挿入者へのケアの充実を図ってまいります。

(イ) ターミナルケア（エンドオブライフケア）の充実

毎月のターミナルケア委員会を中心に、ご利用者様及びご家族の皆様安心してより良き終末期ケアの提供ができるよう充実させてまいります。

(ウ) 栄養改善の取組み

低栄養リスクの高いご利用者様に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成して低栄養リスクの改善に努めてまいります。

④ 「食」に関する安心安全サービスの充実

施設の生活の中で、ご利用者様が一番楽しみにしているものの一つとして食事が挙げられます。管理栄養士の管理のもと、安全な食材料の提供のため品質管理を徹底して感染症対策をしっかりと立てて適切な食事摂取が行われるよう支援します。

また、より一層食を楽しんで頂けるように様々な企画を立ててまいります。

<食事プロジェクト>

- ・毎月のお楽しみ献立の拡充
- ・仕出し弁当（様々な種類のお弁当を用意して、その中から好きなお弁当を選んでいただき、食を楽しむ企画です。）
- ・毎月のイベント（乳製品・フルーツ・ケーキ等）
- ・2選択メニューの実施（おかずを2種類から選択できるサービスです。通所限定サービスではデザートや付け合わせを2種類の中から選択できるサービスもあります。）
- ・通常献立とは異なった12種類の特別メニュー（和・洋・中）から選んで楽しんでいただくサービスです。

<認知リハビリを兼ねたクラブ活動>

- ・調理クラブ（ご利用者様が食べたいメニューから、それに必要な材料まで購入して調理していくクラブ活動です。）

⑤ リハビリ専門施設としての更なる充実

在宅復帰施設としての要であるリハビリを更に充実して、安心して在宅生活ができるように支援いたします。

また、在宅復帰されたご利用者様のご自宅に訪問し、生活面でのフォローアップを中心に在宅復帰後のサポート体制を充実させ、安心して生活できるようにしてまいります。

(ア) リハビリテーションの多様化

様々な状態に合わせたリハビリテーションを行い、身体機能の維持向上を目指します。

<個別生活動作療法>

摂食及び嚥下練習、関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習）、起居動作練習、ベッドサイドでの起立・立位保持練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段（段差）昇降練習、家事動作練習

<物理療法（疼痛の緩和）>

ホットパック（湿式・乾式）、マイクロ波、低周波、足浴

<浮腫療法>

リンパマッサージ、メドマー（治療器械）、筋力増強運動（マシンを使った練習を含む）、足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練）、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

<音楽療法>

歌うことや楽器を使用して、音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行います。

(イ) 機器の拡充

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し、身体機能の維持向上を目指します。

(ウ) 在宅復帰のご利用者様への退所前後訪問の実施

在宅復帰されるご利用者様のご自宅に退所前後に訪問して、快適な生活が営めるように専門職の観点から必要なサービス計画を立案します。

2 通所リハビリテーションサービスの運営

(1) 通所リハビリテーションサービスの運営

在宅生活の維持及び家族の介護負担の軽減を目的に実施しています。具体的には、通所リハビリ計画に基づき、心身の機能の維持回復を図ることを目的に、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等がリハビリを実施しています。

また、通所リハビリテーションサービスも生活困難者への支援を目的に減免

規程を定め、利用料の一部を減免するサービスを実施しています。本年度も安心して在宅生活が営めるようサービスの向上に努めてまいります。

(2) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症については、既に厚生労働省から徹底されている、対策マニュアルを遵守して運営していますが、常に状況は変化していますので、常に最新の対策マニュアルを遵守して安心・安全のサービス提供に努めてまいります。

(3) 通所リハビリテーションの概要

在宅生活の要である通所リハビリテーションは、他の通所サービスとは異なり、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の多職種が、個別ケアプランに基づきリハビリテーションを実施しています。

また、単にリハビリテーションの提供だけでは通う楽しみも半減してしまいます。そうした観点より、ご利用者様にご満足していただけるように各種イベントを開催して、楽しみながらリハビリが行えるサービスの提供に努め継続したリハビリテーションの効果で身体機能の維持向上のため、下記の療法実施してまいります。

<個別生活動作療法>

関節可動域運動及びポジショニング(姿勢維持のための練習)、起居動作練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段(段差)昇降練習

<物理療法(疼痛の緩和)>

ホットパック(湿式・乾式)、マイクロ波、低周波、足浴

<浮腫療法>

リンパマッサージ、メドマー(治療器械)、筋力増強運動(マシンを使った練習を含む)、足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション(見当識の訓練)、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

<音楽療法>

歌うことや楽器を使用して音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行います。

<機器の拡充>

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し、身体機能の維持向上を目指します。

<各種イベント等>

ご利用される皆様に喜んでいただけるイベント等を立案して、通う楽しみを

提供し、継続したリハビリの提供ができるようにしてまいります。
月例会・・・毎月イベントを開催して、通う楽しみを提供します。
クラブ活動・リハビリの一環でもあるクラブ活動を更に充実させ、活動意欲の
向上に努めます。(ボランティア受入れによるクラブ活動は当面の
間、中止します。)

3 地域包括支援センター事業の運営

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活が続けることができるようにするため、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、福祉の増進及び保健医療の向上を図り、包括的に支援していく中で地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別的なサービスの調整、地域におけるネットワークの構築・再生等、地域の様々なニーズに応えることができる高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」となることを目指し、各種の事業を実施してまいります。

(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

<実態把握>

窓口や電話での相談を始め、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加状況の把握、独居又は高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問などを行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態調査を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ一般介護予防事業につなげる等、早期対応できるようにします。

<総合相談業務>

地域において安心できる拠点としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと様々な相談内容について、総合的かつ迅速に対応できる体制を作ります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者への適切な支援につながるようにします。

<地域支援ネットワーク構築業務>

効率的・効果的に地域包括支援センターの業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を予防します。

また、地域住民等が主体となって行う地域介護予防活動支援事業に係るサポーター活動の支援や健康相談・教育等を実施し、地域団体等と日頃から連携を図り、実際の活動に活用できるように体制を強化します。

これにより、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは見守り活動を行うことができるようにします。

② 権利擁護業務

<成年後見制度の活用>

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法的行為などのため成年後見人制度等を活用した支援を行います。

<高齢者虐待への対応>

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切な対応を行います。

<困難事例への対応>

困難事例を把握した場合は、実態把握の上、地域包括支援センターの専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が連携して対応を検討します。

<消費者被害の防止>

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための機関を紹介します。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

<包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築>

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の活力）を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

<介護支援専門員に対する支援・指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備>

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の日常業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

また、取手市介護支援専門員連絡協議会へ参加し情報提供や活動支援を行うほか、事例検討会・研修会を開催し、介護支援専門員の資質の向上を図るための支援を行うとともに、地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務を実施できるように、介護支援専門員のネットワークの構築に努めます。

④ 地域ケア個別会議の充実

介護支援専門員が抱える困難事例や、地域住民や関係機関による支援要請事例等について、多職種による検討を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう、地域ケア個別会議の充実に努めます。

また、本人の自立支援・重度化防止を図るための介護予防のための地域ケア個別会議を実施します。

⑤ 認知症施策の推進

日々の総合相談や認知症相談により支援を必要とする住民の把握を行い、相談後カンファレンスに参加する等、認知症の疑いのある者の早期発見・対応、

適切なサービス利用や家族支援，生活環境の調整等を行います。

また，認知症サポーター養成講座の開催等を通じて，地域住民への正しい知識の普及を図ります。

さらに，認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームと連携し，認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう，ケア体制の構築に努めます。

⑥ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に，在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために，市と共同で医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するため，取手市医師会が実施する事業に協力します。

⑦ 生活支援サービス（介護予防サービス含む）の体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら暮らしていくためには，日常生活を支えていく生活支援サービス（介護予防サービス含む）の体制整備を図っていくことが必要不可欠であり，多種多様なサービスの充実を図るため，生活支援コーディネーターと連携するとともに，協議体を実施し協働でその取り組みを推進します。

なお，介護予防のための地域ケア個別会議には，生活支援コーディネーターも参画し，充実した生活支援サービスの体制整備を推進します。

(2) 第1号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業のうち，基本チェックリスト該当者に対して，介護予防及び日常生活支援を目的として，その心身の状況，置かれている環境，その他の状況に応じて，その選択に基づき，訪問型サービス，通所型サービス，その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

(3) その他

厚生労働省が作成した地域包括支援センター業務マニュアルをはじめ，地域包括支援センターの設置運営や地域支援事業の実施についての厚生労働省からの通知に沿って，地域支援事業を実施するものとします。

また，各事業の実施に当たっての実施方法及び各種様式などについては，受託仕様にのっとり行ってまいります。

4 職員の処遇改善

社会問題となっている人材の不足を解消するために，今まで以上に働く人が魅力を感じる職場づくりを目指し，以下の充実を図ってまいります。

(1) 人事考課

キャリアパス（職員の資格や能力，勤続年数等に応じて，具体的な処遇アップやポスト，役職（処遇や役職のステップアップ経路）を決める等級制度）を確実にを行い，職場において自己を十分に発揮できるように職員のやる気を鼓舞してまいります。

(2) 職員教育制度の充実

年間教育プログラムを計画して、個々のスキルアップを図ります。特に、認知症ケアに関しては実践者研修・実践リーダー研修・指導者研修等を介護職員中心に受講して認知症対応力向上促進に努めてまいります。

また、他の先進施設への実務研修や勉強会等の拡充、外部研修会・老人保健施設協会主催の全国大会や県大会での研究発表等への参加を通じて、看護・介護・リハビリ等のスタッフ間で技能向上に努めた交流を図ってまいります。

(3) 奨学金制度

職員のスキル向上を目的とした奨学金制度を充実させ、資格取得を支援し、より良いケアの提供に努めてまいります。

(4) 健康管理部による健康管理の徹底

介護施設で働く職員環境の改善や職員の健康管理を目的に、産業医の指導のもと、積極的かつ効果的に職員の健康管理に努めてまいります。

① 健康管理活動

- ・定期健康診断実施後及びストレスチェック実施後の産業医による保健指導及び健康相談
- ・労働安全衛生法に基づくストレスチェック

② 教育活動

- ・産業医による健康セミナー
- ・メンタルヘルスセミナー
- ・防災及び感染症対策シュミレーション

③ 健康づくり活動

- ・健康ニュース（新聞）の発刊
- ・職員への健康セミナー参加等推進活動

④ 職員の福利厚生

- ・職員の働く意欲やスキルアップを鼓舞するための奨学金制度の継続
- ・資格取得のための支援
- ・資質向上のための研修、技術指導等による職員の能力向上
- ・休暇制度の充実によるストレスの改善

5 高齢者の公衆衛生に関する指導相談事業

<地域貢献事業及び相談援助事業>

(感染症予防対策により実施できない場合があります。)

「緑寿荘セミナー」の開催

一般市民を対象に、健康的で、できる限り要介護状態にならないための健康維持に関する各種講座を開催し、地域高齢者へ健康維持の啓発活動を行ってまいります。

「認知症予防セミナー及び緑寿荘カフェ」の開催

一般高齢者を対象に認知症予防セミナーを開催し、認知症に関する啓発及び認知症予防のための講義やトレーニングを実施してまいります。

また、セミナー終了後にオレンジカフェを開き、悩みや情報を共有しながら交流を図ることを目的に開催してまいります。

「介護教室」の開催

老人保健施設は在宅復帰を推進する施設であります。その際、大事になってくるのはご自宅での介護方法です。ご家族様の目線に立ち、排泄・入浴・食事等の基本の介護技術を学び、安心して在宅復帰できるように支援してまいります。

「健康なんでも相談」の実施

電話・FAX・メール等を利用して、取手市民の方の健康に関する相談を受け付け、迅速に具体的解決方法を相談者へ回答いたします。

<市からの受託事業>

「元気ハツラツ教室」の開催

取手市からの受託事業で、高齢者の方で運動機能の低下が見られる方に運動機能の向上を目的とした介護予防事業を専門家の指導のもと実施してまいります。

III その他の事業

<居宅介護支援事業>

高齢者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援を行ってまいります。そのためにも専門性の高い介護支援専門員を育成し、地域社会に信頼される事業所の体制作りを目指します。

また、地域の高齢者の情報窓口である民生委員等の皆様と今まで以上に情報を共有し、安心して生活できるよう支援してまいります。

1 地域に信頼される居宅介護支援事業所として

- (1) 定期的な会議を通じて各介護支援専門員のケース情報を共有し、いつでもバックアップを行えるチームケアの体制を構築してまいります。
- (2) 24時間の相談体制により、ご利用者様が安心して在宅での生活が継続できるようにしてまいります。それと同時に、緊急時に対応できるように対処してまいります。

2 多様なニーズを持つご利用者様に対応できる介護支援専門員の育成

- (1) 計画的な事業所内研修の実施により、個々の知識と援助技術を深めてまいります。
- (2) 各種研修会等へ参加し、地域の介護支援情報の把握・介護保険制度の変化等の情報を収集し、適切な援助を行えるようにしてまいります。

IV 設備の更新及び修繕（新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、実施できない場合もあります。）

長期修繕計画に基づき計画的修繕を実施して、安心安全に施設をご利用いただけるように次の修繕等を計画しています。

- (1) 受水槽交換及び高架水槽の一部修繕工事
- (2) 高圧引き込みケーブル更新工事
- (3) 非常用照明等のバッテリー交換

V 会計別予算計上

1 法人会計

- (1) 公益財団法人の管理運営
- (2) 理事会・評議員会の開催

2 介護老人保健施設会計（新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、季節行事は実施できない場合もあります。）

- (1) 介護老人保健施設入所・短期入所・通所リハビリテーション等の事業運営
- (2) 季節行事の実施（入所・通所）毎月行う季節イベント・緑寿荘セミナー等
- (3) 設備・修繕等
- (4) 職員研修の実施
- (5) 建物更新引当資産及び建物設備維持引当資産の管理

3 地域包括支援センター会計

- (1) 包括的支援事業
- (2) 介護予防支援業務
- (3) 職員研修の実施

4 居宅介護支援事業所会計

- (1) 介護保険制度の相談等
- (2) 介護（介護予防）サービス計画の実施
- (3) 受託契約の履行（介護保険認定調査の実施等）
- (4) 職員研修の実施

2021年度

予 算 書

自 2021年 4月 1日

至 2022年 3月 31日

公益財団法人取手市健康福祉医療事業団

介護老人保健施設会計

地域包括支援センター会計

居宅介護支援事業所会計

法 人 会 計

収支予算書内訳表

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	介護老人保健施設会計	地域包括支援センター会計	居宅介護支援事業所会計			
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	0	3,000	0	3,000
基本財産受取利息	0	0	0	3,000	0	3,000
特定資産運用益	50,000	0	0	0	0	50,000
特定資産受取利息	50,000	0	0	0	0	50,000
事業収益	598,606,000	561,000	29,705,000	0	0	628,872,000
介護保健施設介護料収益	392,256,000	0	0	0	0	392,256,000
居宅介護料収益	108,104,000	0	0	0	0	108,104,000
利用者等利用料収益	98,246,000	0	0	0	0	98,246,000
居宅介護支援料収益	0	0	29,705,000	0	0	29,705,000
介護予防収益	0	561,000	0	0	0	561,000
受取補助金等	13,217,000	31,335,000	2,766,000	0	0	47,318,000
業務委託金	427,000	31,335,000	2,766,000	0	0	34,528,000
受取補助金振替額	12,790,000	0	0	0	0	12,790,000
雑収益	538,000	0	105,000	0	0	643,000
経常収益計(A)	612,411,000	31,896,000	32,576,000	3,000	0	676,886,000
(2) 経常費用						
事業費	654,387,000	31,591,000	29,816,000	0	0	715,794,000
役員報酬	350,000	6,000	6,000	0	0	362,000
給与手当	299,327,000	19,132,000	18,163,000	0	0	336,622,000
臨時雇賃金	54,725,000	3,609,000	3,275,000	0	0	61,609,000
退職給付費用	25,717,000	△ 50,000	480,000	0	0	26,147,000
法定福利費	47,277,000	2,770,000	2,700,000	0	0	52,747,000
医薬品費	4,800,000	0	0	0	0	4,800,000
施設療養材料費	10,890,000	0	0	0	0	10,890,000
その他の材料費	13,430,000	0	0	0	0	13,430,000
介護給付費減免	10,653,000	0	0	0	0	10,653,000
福利厚生費	1,198,000	38,000	42,000	0	0	1,278,000
旅費交通費	106,000	215,000	0	0	0	321,000
通信費	1,112,000	320,000	348,000	0	0	1,780,000
減価償却費	55,081,000	10,000	766,000	0	0	55,857,000
施設消耗器具備品費	2,374,000	0	0	0	0	2,374,000
消耗器具備品費	464,000	30,000	30,000	0	0	524,000
消耗品費	5,816,000	778,000	360,000	0	0	6,954,000
修繕費	5,000,000	50,000	100,000	0	0	5,150,000
職員被服費	942,000	60,000	60,000	0	0	1,062,000
車両費	1,762,000	128,000	233,000	0	0	2,123,000
光熱水費	21,193,000	600,000	345,000	0	0	22,138,000
印刷製本費	142,000	80,000	0	0	0	222,000
賃借料	13,513,000	3,080,000	1,708,000	0	0	18,301,000
保険料	974,000	121,000	143,000	0	0	1,238,000
租税公課	88,000	21,000	548,000	0	0	657,000
雑費	6,983,000	104,000	10,000	0	0	7,097,000
委託費	70,067,000	147,000	428,000	0	0	70,642,000
研修費	403,000	342,000	71,000	0	0	816,000
管理費	0	0	0	1,586,000	0	1,586,000
役員報酬	0	0	0	320,000	0	320,000
給与手当	0	0	0	133,000	0	133,000
退職給付費用	0	0	0	21,000	0	21,000
法定福利費	0	0	0	20,000	0	20,000
旅費交通費	0	0	0	100,000	0	100,000
通信費	0	0	0	10,000	0	10,000
減価償却費	0	0	0	50,000	0	50,000
消耗品費	0	0	0	1,000	0	1,000
接待交際費	0	0	0	70,000	0	70,000
諸会費	0	0	0	342,000	0	342,000
光熱水費	0	0	0	20,000	0	20,000
会議費	0	0	0	40,000	0	40,000
租税公課	0	0	0	5,000	0	5,000
雑費	0	0	0	3,000	0	3,000
委託費	0	0	0	451,000	0	451,000
経常費用計(B)	654,387,000	31,591,000	29,816,000	1,586,000	0	717,380,000
当期経常増減額(A-B)	△ 41,976,000	305,000	2,760,000	△ 1,583,000	0	△ 40,494,000
2 経常外増減の部						
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	1,380,000	0	△ 1,380,000	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 40,596,000	305,000	1,380,000	△ 1,583,000	0	△ 40,494,000
一般正味財産期首残高	1,348,530,000	△ 6,020,000	29,030,000	27,180,000	0	1,398,720,000
一般正味財産期末残高	1,307,934,000	△ 5,715,000	30,410,000	25,597,000	0	1,358,226,000
II 指定正味財産増減の部						
受取補助金等	△ 12,791,000	0	0	0	0	△ 12,791,000
当期指定正味財産増減額	△ 12,791,000	0	0	0	0	△ 12,791,000
指定正味財産期首残高	313,799,000	0	0	0	0	313,799,000
指定正味財産期末残高	301,008,000	0	0	0	0	301,008,000
III 正味財産期末残高	1,608,942,000	△ 5,715,000	30,410,000	25,597,000	0	1,659,234,000

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入の予定	<input type="checkbox"/>	あり	<input checked="" type="checkbox"/>	なし
金額	使途			

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定		<input checked="" type="checkbox"/>	あり	<input type="checkbox"/>	なし
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の予定額		資金調達方法又は取得資金の使途	
公1	受水槽及び揚水ポンプ更新	15,802,000 円		建物更新引当預金取崩	
公1	高圧線引込みケーブル更新	3,346,000 円		建物更新引当預金取崩	
公1	非常用照明バッテリー更新	5,904,000 円		建物更新引当預金取崩	
公1	ベッド一式10台購入	5,500,000 円		自己資金	
公1	エレベーター型車椅子5台	750,000 円		自己資金	
公1	車いす用体重計	198,000 円		自己資金	
公1	トイレ用前方ボード	240,000 円		自己資金	
公1	排泄カート	120,000 円		自己資金	
公1	大型テレビ	400,000 円		自己資金	
公1	巨大積み木	100,000 円		自己資金	
他	受水槽及び揚水ポンプ更新	257,000 円		建物更新引当預金取崩	
他	高圧線引込みケーブル更新	54,000 円		建物更新引当預金取崩	
他	非常用照明バッテリー更新	96,000 円		建物更新引当預金取崩	
総合計		32,767,000 円			

報告第7号

令和2年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに
令和3年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和3年度一般財団法人取手市農業公社事業計画を別紙のとおり提出する。

令和3年6月10日提出

取手市長 藤井 信吾

令和2年度 事業実績報告書

令和2年度 決算報告書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日

一般財団法人 取手市農業公社

令和2年度 一般財団法人取手市農業公社

理事会，評議員会開催状況

理事会，評議員会の開催		議決及び承認事項
日 時	場 所	
<p>【理事会】 令和2年5月7日 ※書面決議</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度事業実績報告及び平成31年度決算報告について 2. 平成31年度公益目的支出計画実施報告書について 3. 公益目的支出計画変更認可申請書について 4. 令和2年度第1回一般財団法人取手市農業公社評議員会の招集日時，場所及び目的事項について
<p>【評議員会】 令和2年5月22日 ※書面決議</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成31年度事業実績報告及び平成31年度決算報告について 2. 平成31年度公益目的支出計画実施報告書について 3. 公益目的支出計画変更認可申請書について 4. 理事の選任について
<p>【理事会】 令和2年5月25日 ※書面決議</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 副理事長の選定について 2. 参与の選任について 3. 理事長及び副理事長の職務執行状況について
<p>【理事会】 令和3年3月29日 ※書面決議</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度第1次補正予算について 2. 令和3年度ライスセンターの米の配達料単価について 3. 令和3年度事業計画及び令和3年度収支予算について 4. 事務局長の承認について 5. 令和4年産水稻苗の販売単価について 6. 理事長及び副理事長の職務執行状況について

令和2年度 事業実績報告書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

1. ライスセンター事業(乾燥調製等及び稲刈り)

①(米)乾燥調製 88.62ha
(91名)

②籾殻処理量 164.4t
(籾殻堆肥)

③稲刈り 31.89ha
(45名)

2. 育苗事業 30,856箱
(143名)

3. 公園等管理事業 35,990,061円
(契約23件)

貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	14,028,011	14,894,579	△ 866,568
小口現金	0	18,217	△ 18,217
普通預金	12,545,831	14,370,125	△ 1,824,294
普通貯金	1,482,180	506,237	975,943
未収入金	1,645,470	1,672,260	△ 26,790
貯蔵品	50,426	34,167	16,259
流動資産合計	15,723,907	16,601,006	△ 877,099
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当定期貯金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当定期預金	7,603,337	7,603,337	0
特定資産合計	7,603,337	7,603,337	0
(3) その他固定資産			
建物	6,099,822	9,328,286	△ 3,228,464
建物附属設備	215,058	362,663	△ 147,605
構築物	7,092,475	7,427,911	△ 335,436
機械装置	4,486,657	5,249,349	△ 762,692
車両運搬具	2,011,340	9	2,011,331
工具器具備品	1,489,536	1,539,684	△ 50,148
借地権	17,920,000	17,920,000	0
電話加入権	72,800	72,800	0
出資金	10,000	10,000	0
預託金	8,830	0	8,830
その他固定資産合計	39,406,518	41,910,702	△ 2,504,184
固定資産合計	67,009,855	69,514,039	△ 2,504,184
資産合計	82,733,762	86,115,045	△ 3,381,283
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,783,184	7,450,608	1,332,576
預り金	168,220	165,420	2,800
賞与引当金	1,749,000	1,730,000	19,000
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	2,185,000	1,809,400	375,600
流動負債合計	12,957,404	11,227,428	1,729,976
2. 固定負債			
退職給付引当金	7,603,337	7,603,337	0
固定負債合計	7,603,337	7,603,337	0
負債合計	20,560,741	18,830,765	1,729,976
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	20,000,000	20,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(7,603,337)	(7,603,337)	(0)
正味財産合計	62,173,021	67,284,280	△ 5,111,259
負債及び正味財産合計	82,733,762	86,115,045	△ 3,381,283

貸借対照表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。
賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(1) 基本財産

基本財産の種類

(単位：円)

科 目	期首	増減	残高	備考
基本財産引当定期貯金	20,000,000	0	20,000,000	財産目録に明記
合 計	20,000,000	0	20,000,000	

(2) 特定資産

特定資産の種類

(単位：円)

科 目	期首	増減	残高	備考
退職給付引当定期預金	7,603,337	0	7,603,337	将来の退職給付債務に備えるための積立金
合 計	7,603,337	0	7,603,337	

3 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	295,699,132	289,599,310	6,099,822
建物附属設備	3,104,664	2,889,606	215,058
構築物	22,429,203	15,336,728	7,092,475
機械装置	260,628,206	256,141,549	4,486,657
車両運搬具	15,962,646	13,951,306	2,011,340
工具器具備品	13,740,199	12,250,663	1,489,536
合 計	611,564,050	590,169,162	21,394,888

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[2,004]	[2,000]	[4]
基本財産受取利息	2,004	2,000	4
事業収益	[75,092,239]	[72,450,277]	[2,641,962]
ライスセンター収益	18,041,501	15,460,323	2,581,178
育苗収益	20,294,835	20,759,232	△ 464,397
味噌加工販売収益	0	358,970	△ 358,970
取手のおいしいコシヒカリ販売収益	0	202,500	△ 202,500
公園等管理収益	35,990,061	34,643,522	1,346,539
その他の事業収益	765,842	1,025,730	△ 259,888
雑収益	[36,566]	[146,142]	[△ 109,576]
受取利息	358	836	△ 478
受取配当金	100	150	△ 50
雑収益	36,108	145,156	△ 109,048
経常収益計	75,130,809	72,598,419	2,532,390
(2) 経常費用			
事業費	[50,838,286]	[51,382,320]	[△ 544,034]
期首製品棚卸高	0	223,638	△ 223,638
材料費	5,983,428	6,126,624	△ 143,196
給料手当	10,414,200	11,876,640	△ 1,462,440
所定福利費	730,756	749,745	△ 18,989
福利厚生費	0	765	△ 765
減価償却費	5,409,162	6,374,303	△ 965,141
消耗品費	3,805,988	4,141,378	△ 335,390
修繕費	6,033,113	5,721,245	311,868
印刷製本費	12,274	14,364	△ 2,090
光熱水料費	1,753,957	1,745,573	8,384
賃借料	3,737,825	3,896,528	△ 158,703
保険料	1,038,910	1,138,230	△ 99,320
租税公課	157,200	147,600	9,600
負担金	3,089	3,089	0
委託費	11,758,384	9,222,598	2,535,786
管理費	[29,331,782]	[29,676,544]	[△ 344,762]
給料手当	17,613,082	18,374,348	△ 761,266
退職給付費用	0	267,595	△ 267,595
賞与引当金繰入	1,779,000	1,730,000	49,000
所定福利費	3,458,559	3,515,687	△ 57,128
福利厚生費	1,119,655	1,119,215	440
旅費交通費	98,400	98,400	0
通信運搬費	251,914	273,988	△ 22,074
消耗品費	212,699	125,194	87,505
印刷製本費	16,089	15,601	488
租税公課	3,807,329	3,161,108	646,221
負担金	37,200	42,200	△ 5,000
交際費	10,000	5,000	5,000
支払手数料	117,591	138,363	△ 20,772
委託費	796,274	795,855	419
雑費	13,990	13,990	0
経常費用計	80,170,068	81,058,864	△ 888,796
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,039,259	△ 8,460,445	3,421,186
評価損益等計	0	0	0

正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
当期経常増減額	△ 5,039,259	△ 8,460,445	3,421,186
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産廃棄損	[0]	[5]	[△ 5]
器具備品廃棄損	0	2	△ 2
機械装置廃棄損	0	3	△ 3
経常外費用計	0	5	△ 5
当期経常外増減額	0	△ 5	5
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,039,259	△ 8,460,450	3,421,191
法人税、住民税及び事業税	[72,000]	[72,000]	[0]
当期一般正味財産増減額	△ 5,111,259	△ 8,532,450	3,421,191
一般正味財産期首残高	47,284,280	55,816,730	△ 8,532,450
一般正味財産期末残高	42,173,021	47,284,280	△ 5,111,259
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	62,173,021	67,284,280	△ 5,111,259

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

引当金の明細

賞与引当金

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞 与 引 当 金	1,730,000	1,749,000	1,730,000	1,749,000
合 計	1,730,000	1,749,000	1,730,000	1,749,000

退職給付引当金

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当金	7,603,337	0	0	7,603,337
合 計	7,603,337	0	0	7,603,337

予算対比正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[2,000]	[2,004]	[△ 4]
基本財産受取利息	2,000	2,004	△ 4
事業収益	[71,381,000]	[75,092,239]	[△ 3,711,239]
ライスセンター収益	15,510,000	18,041,501	△ 2,531,501
育苗収益	20,031,000	20,294,835	△ 263,835
公園等管理収益	34,100,000	35,990,061	△ 1,890,061
その他の事業収益	1,740,000	765,842	974,158
雑収益	[3,000]	[36,566]	[△ 33,566]
受取利息	1,000	358	642
受取配当金	1,000	100	900
雑収益	1,000	36,108	△ 35,108
経常収益計	71,386,000	75,130,809	△ 3,744,809
(2) 経常費用			
事業費	[50,858,477]	[50,838,286]	[20,191]
材料費	6,198,000	5,983,428	214,572
給料手当	11,217,000	10,414,200	802,800
所定福利費	717,000	730,756	△ 13,756
福利厚生費	31,000	0	31,000
旅費交通費	53,000	0	53,000
減価償却費	5,235,477	5,409,162	△ 173,685
消耗品費	4,704,000	3,805,988	898,012
修繕費	4,014,000	6,033,113	△ 2,019,113
印刷製本費	21,000	12,274	8,726
光熱水料費	1,951,000	1,753,957	197,043
賃借料	3,995,000	3,737,825	257,175
保険料	1,150,000	1,038,910	111,090
租税公課	150,000	157,200	△ 7,200
負担金	3,000	3,089	△ 89
委託費	11,419,000	11,758,384	△ 339,384
管理費	[28,793,000]	[29,331,782]	[△ 538,782]
給料手当	17,688,000	17,613,082	74,918
賞与引当金繰入	1,760,000	1,779,000	△ 19,000
所定福利費	3,531,000	3,458,559	72,441
福利厚生費	1,119,000	1,119,655	△ 655
会議費	75,000	0	75,000
旅費交通費	99,000	98,400	600
通信運搬費	243,000	251,914	△ 8,914
消耗品費	209,000	212,699	△ 3,699
印刷製本費	20,000	16,089	3,911
租税公課	2,930,000	3,807,329	△ 877,329
負担金	38,000	37,200	800
交際費	50,000	10,000	40,000
支払手数料	176,000	117,591	58,409
委託費	803,000	796,274	6,726
新聞図書費	32,000	0	32,000
雑費	20,000	13,990	6,010
経常費用計	79,651,477	80,170,068	△ 518,591
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,265,477	△ 5,039,259	△ 3,226,218
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 8,265,477	△ 5,039,259	△ 3,226,218

予算対比正味財産増減計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 8,265,477	△ 5,039,259	△ 3,226,218
法人税、住民税及び事業税	[72,000]	[72,000]	[0]
当期一般正味財産増減額	△ 8,337,477	△ 5,111,259	△ 3,226,218
一般正味財産期首残高	47,284,280	47,284,280	0
一般正味財産期末残高	38,946,803	42,173,021	△ 3,226,218
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	58,946,803	62,173,021	△ 3,226,218

収支計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[2,000]	[2,004]	[△ 4]
基本財産利息収入	2,000	2,004	△ 4
事業収入	[71,381,000]	[75,092,239]	[△ 3,711,239]
ライスセンター収入	15,510,000	18,041,501	△ 2,531,501
育苗収入	20,031,000	20,294,835	△ 263,835
公園等管理収入	34,100,000	35,990,061	△ 1,890,061
その他の事業収入	1,740,000	765,842	974,158
雑収入	[3,000]	[36,566]	[△ 33,566]
受取利息収入	1,000	358	642
受取配当金収入	1,000	100	900
雑収入	1,000	36,108	△ 35,108
事業活動収入計	71,386,000	75,130,809	△ 3,744,809
2. 事業活動支出			
事業費支出	[45,623,000]	[45,437,750]	[185,250]
材料費支出	6,198,000	5,983,428	214,572
給料手当支出	11,217,000	10,414,200	802,800
所定福利費支出	717,000	730,756	△ 13,756
福利厚生費支出	31,000	0	31,000
旅費交通費支出	53,000	0	53,000
消耗品費支出	4,704,000	3,805,988	898,012
修繕費支出	4,014,000	6,033,113	△ 2,019,113
印刷製本費支出	21,000	20,900	100
光熱水料費支出	1,951,000	1,753,957	197,043
賃借料支出	3,995,000	3,737,825	257,175
保険料支出	1,150,000	1,038,910	111,090
租税公課支出	150,000	157,200	△ 7,200
負担金支出	3,000	3,089	△ 89
委託費支出	11,419,000	11,758,384	△ 339,384
管理費支出	[28,793,000]	[29,320,415]	[△ 527,415]
給料手当支出	17,688,000	17,613,082	74,918
賞与引当金	1,760,000	1,760,000	0
所定福利費支出	3,531,000	3,458,559	72,441
福利厚生費支出	1,119,000	1,119,655	△ 655
会議費支出	75,000	0	75,000
旅費交通費支出	99,000	98,400	600
通信運搬費支出	243,000	256,786	△ 13,786
消耗品費支出	209,000	212,699	△ 3,699
印刷製本費支出	20,000	19,250	750
租税公課支出	2,930,000	3,806,929	△ 876,929
負担金支出	38,000	37,200	800
交際費支出	50,000	10,000	40,000
支払手数料支出	176,000	117,591	58,409
委託費支出	803,000	796,274	6,726
新聞図書費支出	32,000	0	32,000
雑支出	20,000	13,990	6,010
事業活動支出計	74,416,000	74,758,165	△ 342,165
小計	△ 3,030,000	372,644	△ 3,402,644
法人税等の支払額	[△ 72,000]	[△ 72,000]	[0]
事業活動収支差額	△ 3,102,000	300,644	△ 3,402,644
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			

収支計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	[2,120,000]	[2,896,148]	[△ 776,148]
車両運搬具購入支出	2,120,000	2,098,780	21,220
什器備品購入支出	0	549,868	△ 549,868
機械装置購入支出	0	247,500	△ 247,500
投資活動支出計	2,120,000	2,896,148	△ 776,148
投資活動収支差額	△ 2,120,000	△ 2,896,148	776,148
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 5,222,000	△ 2,595,504	△ 2,626,496
前期繰越収支差額	7,141,411	7,141,411	0
次期繰越収支差額	1,919,411	4,545,907	△ 2,626,496

財産目録

令和3年 3月31日現在

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	金 額
(流動資産)			
	普通預金	常陽銀行 藤代支店	12,497,551
	普通預金	茨城県信用組合 藤代支店	48,280
	普通貯金	茨城みなみ農業協同組合 藤代支店	1,482,180
	未収入金	育苗及びライスセンター利用料	1,645,470
	貯蔵品	封筒他	50,426
流動資産合計			15,723,907
(固定資産)			
基本財産			
	基本財産引当定期貯金	茨城みなみ農業協同組合 藤代支店	20,000,000
特定資産			
	退職給付引当定期預金	常陽銀行 藤代支店	7,603,337
その他固定資産			
	建物	水稻育苗施設 穀類乾燥施設他	6,099,822
	建物附属設備	キューピクル変電設備他	215,058
	構築物	外構工事他	7,092,475
	機械装置	播種出芽設備 乾燥調製装置他	4,486,657
	車両運搬具	軽トラック他	2,011,340
	工具器具備品	芝刈り機他	1,489,536
	借地権	土地造成費	17,920,000
	電話加入権		72,800
	出資金	茨城県信用組合 藤代支店	10,000
	預託金		8,830
固定資産合計			67,009,855
資産合計			82,733,762
(流動負債)			
	未払金	茨城みなみ農業協同組合他	8,783,184
	預り金	源泉所得税 住民税	168,220
	賞与引当金		1,749,000
	未払法人税等	法人県民税 法人市民税	72,000
	未払消費税等	消費税等	2,185,000
流動負債合計			12,957,404
(固定負債)			
	退職給付引当金		7,603,337
固定負債合計			7,603,337
負債合計			20,560,741
正味財産			62,173,021

監 査 報 告

一般財団法人 取手市農業公社
理 事 長 藤 井 信 吾 殿

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について監査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、予算対比正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録）及びこれらの附属明細書について監査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和3年 4 月 30 日

一般財団法人 取手市農業公社

監 事 藤 井 健 二 

監 事 谷 口 光 義 

令和3年度 事業計画書

令和3年度 収支予算書

自 令和3年 4月 1日
至 令和4年 3月 31日

一般財団法人 取手市農業公社

令和3年度事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1. ライスセンター事業(乾燥調製等及び稲刈り)
2. 育苗事業
3. 公園等管理事業

収支予算書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[2,000]	[2,000]	[0]
基本財産受取利息	2,000	2,000	0
事業収益	[71,416,000]	[71,381,000]	[35,000]
ライスセンター収益	15,545,000	15,510,000	35,000
育苗収益	20,031,000	20,031,000	0
公園等管理収益	34,100,000	34,100,000	0
その他の事業収益	1,740,000	1,740,000	0
受取補助金等	[5,600,000]	[0]	[5,600,000]
受取地方公共団体補助金	5,600,000	0	5,600,000
雑収益	[3,000]	[3,000]	[0]
受取利息	1,000	1,000	0
受取配当金	1,000	1,000	0
雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	77,021,000	71,386,000	5,635,000
(2) 経常費用			
事業費	[52,464,117]	[50,858,477]	[1,605,640]
材料費	6,198,000	6,198,000	0
給料手当	11,217,000	11,217,000	0
所定福利費	807,000	717,000	90,000
福利厚生費	31,000	31,000	0
旅費交通費	53,000	53,000	0
減価償却費	4,907,117	5,235,477	△ 328,360
消耗品費	4,704,000	4,704,000	0
修繕費	5,212,000	4,014,000	1,198,000
印刷製本費	21,000	21,000	0
光熱水料費	1,951,000	1,951,000	0
賃借料	3,995,000	3,995,000	0
保険料	1,150,000	1,150,000	0
租税公課	150,000	150,000	0
負担金	3,000	3,000	0
委託費	12,065,000	11,419,000	646,000
管理費	[29,392,000]	[28,793,000]	[599,000]
給料手当	17,715,000	17,688,000	27,000
退職給付費用	578,000	0	578,000
賞与引当金繰入	1,749,000	1,760,000	△ 11,000
所定福利費	3,528,000	3,531,000	△ 3,000
福利厚生費	1,119,000	1,119,000	0
会議費	75,000	75,000	0
旅費交通費	99,000	99,000	0
通信運搬費	251,000	243,000	8,000
消耗品費	209,000	209,000	0
印刷製本費	20,000	20,000	0
租税公課	2,930,000	2,930,000	0
負担金	38,000	38,000	0
交際費	50,000	50,000	0
支払手数料	176,000	176,000	0
委託費	803,000	803,000	0
新聞図書費	32,000	32,000	0
雑費	20,000	20,000	0
経常費用計	81,856,117	79,651,477	2,204,640

収支予算書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,835,117	△ 8,265,477	3,430,360
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,835,117	△ 8,265,477	3,430,360
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,835,117	△ 8,265,477	3,430,360
法人税、住民税及び事業税	[72,000]	[72,000]	[0]
当期一般正味財産増減額	△ 4,907,117	△ 8,337,477	3,430,360
一般正味財産期首残高	38,946,803	47,284,280	△ 8,337,477
一般正味財産期末残高	34,039,686	38,946,803	△ 4,907,117
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	54,039,686	58,946,803	△ 4,907,117

収支予算書(収支)

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[2,000]	[2,000]	[0]
基本財産利息収入	2,000	2,000	0
事業収入	[71,416,000]	[71,381,000]	[35,000]
ライスセンター収入	15,545,000	15,510,000	35,000
育苗収入	20,031,000	20,031,000	0
公園等管理収入	34,100,000	34,100,000	0
その他の事業収入	1,740,000	1,740,000	0
補助金等収入	[5,600,000]	[0]	[5,600,000]
地方公共団体補助金収入	5,600,000	0	5,600,000
雑収入	[3,000]	[3,000]	[0]
受取利息収入	1,000	1,000	0
受取配当金収入	1,000	1,000	0
雑収入	1,000	1,000	0
事業活動収入計	77,021,000	71,386,000	5,635,000
2. 事業活動支出			
事業費支出	[47,557,000]	[45,623,000]	[1,934,000]
材料費支出	6,198,000	6,198,000	0
給料手当支出	11,217,000	11,217,000	0
所定福利費支出	807,000	717,000	90,000
福利厚生費支出	31,000	31,000	0
旅費交通費支出	53,000	53,000	0
消耗品費支出	4,704,000	4,704,000	0
修繕費支出	5,212,000	4,014,000	1,198,000
印刷製本費支出	21,000	21,000	0
光熱水料費支出	1,951,000	1,951,000	0
貸借料支出	3,995,000	3,995,000	0
保険料支出	1,150,000	1,150,000	0
租税公課支出	150,000	150,000	0
負担金支出	3,000	3,000	0
委託費支出	12,065,000	11,419,000	646,000
管理費支出	[28,814,000]	[28,793,000]	[21,000]
給料手当支出	17,715,000	17,688,000	27,000
賞与引当金	1,749,000	1,760,000	△ 11,000
所定福利費支出	3,528,000	3,531,000	△ 3,000
福利厚生費支出	1,119,000	1,119,000	0
会議費支出	75,000	75,000	0
旅費交通費支出	99,000	99,000	0
通信運搬費支出	251,000	243,000	8,000
消耗品費支出	209,000	209,000	0
印刷製本費支出	20,000	20,000	0
租税公課支出	2,930,000	2,930,000	0
負担金支出	38,000	38,000	0
交際費支出	50,000	50,000	0
支払手数料支出	176,000	176,000	0
委託費支出	803,000	803,000	0
新聞図書費支出	32,000	32,000	0
雑支出	20,000	20,000	0
事業活動支出計	76,371,000	74,416,000	1,955,000
小計	650,000	△ 3,030,000	3,680,000
法人税等の支払額	[△ 72,000]	[△ 72,000]	[0]
事業活動収支差額	578,000	△ 3,102,000	3,680,000

収支予算書(収支)

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社
一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	[578,000]	[0]	[578,000]
退職給付引当資産取得支出	578,000	0	578,000
固定資産取得支出	[0]	[2,120,000]	[△ 2,120,000]
車両運搬具購入支出	0	2,120,000	△ 2,120,000
投資活動支出計	578,000	2,120,000	△ 1,542,000
投資活動収支差額	△ 578,000	△ 2,120,000	1,542,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	△ 5,222,000	5,222,000
前期繰越収支差額	1,919,411	7,141,411	△ 5,222,000
次期繰越収支差額	1,919,411	1,919,411	0

収支予算書内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社

(単位:円)

科 目	一般会計				合 計
	法人会計	ライセンス事業	育苗事業	公園等管理事業	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	2,000	0	0	0	2,000
基本財産受取利息	2,000	0	0	0	2,000
事業収益	0	17,285,000	20,031,000	34,100,000	71,416,000
ライセンス収益	0	15,545,000	0	0	15,545,000
育苗収益	0	0	20,031,000	0	20,031,000
公園等管理収益	0	0	0	34,100,000	34,100,000
その他の事業収益	0	1,740,000	0	0	1,740,000
受取補助金等	0	2,984,800	2,615,200	0	5,600,000
受取地方公共団体補助金	0	2,984,800	2,615,200	0	5,600,000
雑収益	1,000	460	490	1,050	3,000
受取利息	0	230	245	525	1,000
受取配当金	1,000	0	0	0	1,000
雑収益	0	230	245	525	1,000
経常収益計	3,000	20,270,260	22,646,690	34,101,050	77,021,000
(2) 経常費用					
事業費	0	21,797,937	15,458,239	15,207,941	52,464,117
材料費	0	0	5,816,203	381,797	6,198,000
給料手当	0	1,870,996	2,905,203	6,440,801	11,217,000
所定福利費	0	134,608	209,013	463,379	807,000
福利厚生費	0	9,071	7,127	14,802	31,000
旅費交通費	0	15,508	12,185	25,307	53,000
減価償却費	0	3,035,052	1,481,949	390,116	4,907,117
消耗品費	0	2,292,259	734,294	1,677,447	4,704,000
修繕費	0	3,648,400	1,042,400	521,200	5,212,000
印刷製本費	0	0	21,000	0	21,000
光熱水料費	0	1,325,509	613,394	12,097	1,951,000
賃借料	0	1,728,237	2,033,056	233,707	3,995,000
保険料	0	494,040	280,025	375,935	1,150,000
租税公課	0	33,375	31,245	85,380	150,000
負担金	0	838	2,095	67	3,000
委託費	0	7,210,044	269,050	4,585,906	12,065,000
管理費	7,025,934	6,414,508	5,255,580	10,695,978	29,392,000
給料手当	4,219,713	3,948,674	3,101,897	6,444,716	17,715,000
退職給付費用	137,679	128,836	101,207	210,278	578,000
賞与引当金繰入	416,612	389,852	306,250	636,286	1,749,000
所定福利費	840,370	786,391	617,753	1,283,486	3,528,000
福利厚生費	266,546	249,425	195,937	407,092	1,119,000
会議費	75,000	0	0	0	75,000
旅費交通費	23,582	22,067	17,335	36,016	99,000
通信運搬費	105,420	77,810	62,750	5,020	251,000
消耗品費	94,050	37,620	35,530	41,800	209,000
印刷製本費	5,400	7,400	6,000	1,200	20,000
租税公課	0	673,021	716,385	1,540,594	2,930,000
負担金	9,052	8,470	6,654	13,824	38,000
交際費	11,910	11,145	8,755	18,190	50,000
支払手数料	17,600	59,840	66,880	31,680	176,000
委託費	803,000	0	0	0	803,000
新聞図書費	0	9,363	7,357	15,280	32,000
雑費	0	4,594	4,890	10,516	20,000
経常費用計	7,025,934	28,212,445	20,713,819	25,903,919	81,856,117
評価損益等調整前当期経常増減額	-7,022,934	-7,942,185	1,932,871	8,197,131	-4,835,117
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-7,022,934	-7,942,185	1,932,871	8,197,131	-4,835,117
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-7,022,934	-7,942,185	1,932,871	8,197,131	-4,835,117
法人税、住民税及び事業税	17,150	16,049	12,607	26,194	72,000
当期一般正味財産増減額	-7,040,084	-7,958,234	1,920,264	8,170,937	-4,907,117
一般正味財産期首残高	-102,747,228	-68,308,957	14,821,365	195,181,623	38,946,803
一般正味財産期末残高	-109,787,312	-76,267,191	16,741,629	203,352,560	34,039,686
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	0	0	0	20,000,000
指定正味財産期末残高	20,000,000	0	0	0	20,000,000
III 正味財産期末残高	-89,787,312	-76,267,191	16,741,629	203,352,560	54,039,686

収支予算書内訳表(収支)

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

一般財団法人取手市農業公社

(単位:円)

科 目	一般会計				合 計
	法人会計	ライセンス事業	育苗事業	公園等管理事業	
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	2,000	0	0	0	2,000
基本財産利息収入	2,000	0	0	0	2,000
事業収入	0	17,285,000	20,031,000	34,100,000	71,416,000
ライセンス収入	0	15,545,000	0	0	15,545,000
育苗収入	0	0	20,031,000	0	20,031,000
公園等管理収入	0	0	0	34,100,000	34,100,000
その他の事業収入	0	1,740,000	0	0	1,740,000
補助金等収入	0	2,984,800	2,615,200	0	5,600,000
地方公共団体補助金収入	0	2,984,800	2,615,200	0	5,600,000
雑収入	1,000	460	490	1,050	3,000
受取利息収入	0	230	245	525	1,000
受取配当金収入	1,000	0	0	0	1,000
雑収入	0	230	245	525	1,000
事業活動収入計	3,000	20,270,260	22,646,690	34,101,050	77,021,000
2. 事業活動支出					
事業費支出	0	18,762,885	13,976,290	14,817,825	47,557,000
材料費支出	0	0	5,816,203	381,797	6,198,000
給料手当支出	0	1,870,996	2,905,203	6,440,801	11,217,000
所定福利費支出	0	134,608	209,013	463,379	807,000
福利厚生費支出	0	9,071	7,127	14,802	31,000
旅費交通費支出	0	15,508	12,185	25,307	53,000
消耗品費支出	0	2,292,259	734,294	1,677,447	4,704,000
修繕費支出	0	3,648,400	1,042,400	521,200	5,212,000
印刷製本費支出	0	0	21,000	0	21,000
光熱水料費支出	0	1,325,509	613,394	12,097	1,951,000
賃借料支出	0	1,728,237	2,033,056	233,707	3,995,000
保険料支出	0	494,040	280,025	375,935	1,150,000
租税公課支出	0	33,375	31,245	85,380	150,000
負担金支出	0	838	2,095	67	3,000
委託費支出	0	7,210,044	269,050	4,585,906	12,065,000
管理費支出	6,888,255	6,285,672	5,154,373	10,485,700	28,814,000
給料手当支出	4,219,713	3,948,674	3,101,897	6,444,716	17,715,000
賞与引当金	416,612	389,852	306,250	636,286	1,749,000
所定福利費支出	840,370	786,391	617,753	1,283,486	3,528,000
福利厚生費支出	266,546	249,425	195,937	407,092	1,119,000
会議費支出	75,000	0	0	0	75,000
旅費交通費支出	23,582	22,067	17,335	36,016	99,000
通信運搬費支出	105,420	77,810	62,750	5,020	251,000
消耗品費支出	94,050	37,620	35,530	41,800	209,000
印刷製本費支出	5,400	7,400	6,000	1,200	20,000
租税公課支出	0	673,021	716,385	1,540,594	2,930,000
負担金支出	9,052	8,470	6,654	13,824	38,000
交際費支出	11,910	11,145	8,755	18,190	50,000
支払手数料支出	17,600	59,840	66,880	31,680	176,000
委託費支出	803,000	0	0	0	803,000
新聞図書費支出	0	9,363	7,357	15,280	32,000
雑支出	0	4,594	4,890	10,516	20,000
事業活動支出計	6,888,255	25,048,557	19,130,663	25,303,525	76,371,000
小計	-6,885,255	-4,778,297	3,516,027	8,797,525	650,000
法人税等の支払額	-17,150	-16,049	-12,607	-26,194	-72,000
事業活動収支差額	-6,902,405	-4,794,346	3,503,420	8,771,331	578,000
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
投資活動収入計	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出					
特定資産取得支出	137,679	128,836	101,207	210,278	578,000
退職給付引当資産取得支出	137,679	128,836	101,207	210,278	578,000
投資活動支出計	137,679	128,836	101,207	210,278	578,000
投資活動収支差額	-137,679	-128,836	-101,207	-210,278	-578,000
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
財務活動収入計	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出					
財務活動支出計	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0
当期収支差額	-7,040,084	-4,923,182	3,402,213	8,561,053	0
前期繰越収支差額	-54,149,633	-19,845,232	14,020,014	61,894,262	1,919,411
次期繰越収支差額	-61,189,717	-24,768,414	17,422,227	70,455,315	1,919,411